

地震・津波対策編

目次

第1部 総 則	1
第1章 計画の目的・方針	2
第1節 紀宝町の地震・津波対策の考え方	2
第2節 計画の位置づけ及び構成	5
第2章 計画関係者の責務等	7
第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割	7
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第3章 紀宝町の特質及び既往の地震・津波災害	17
第1節 紀宝町の特質	17
第2節 紀宝町における既往の地震・津波災害	19
第4章 被害想定等	23
第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定	23
第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定	33
第3節 地震・津波に関する調査研究の推進	38
第2部 災害予防・減災対策	43
第1章 自助・共助を育む対策の推進	44
第1節 住民や地域の防災対策の促進	44
第2節 防災人材の育成・活用	48
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	50
第4節 ボランティア活動の促進	53
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	55
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	57
第2章 安全な避難空間の確保	60
第1節 避難対策等の推進	60
第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進	68
第1節 建築物等の防災対策の推進	68
第2節 公共施設等の防災対策の推進	70
第3節 危険物施設等の防災対策の推進	72
第4節 地盤災害防止対策の推進	74
第4章 緊急輸送の確保	77
第1節 輸送体制の整備	77
第5章 防災体制の整備・強化	79
第1節 災害対策機能の整備及び確保	79
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	82
第3節 医療・救護体制及び機能の確保	84
第4節 応援・受援体制の整備	86
第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	88
第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進	91
第7節 防災訓練の実施	96
第8節 災害廃棄物処理体制の整備	99
第3部 発災後対策	100
第1章 災害対策本部機能の確保	102
第1節 活動体制の整備	102
第2節 通信機能の確保	112

第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	124
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	128
第5節	広域的な応援・受援体制の整備	136
第6節	国・県・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	139
第7節	災害救助法の適用	140
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	147
第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	147
第2節	水防活動	154
第3節	ライフライン施設の復旧・保全	157
第4節	公共施設等の復旧・保全	163
第5節	ヘリコプターの活用	165
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	169
第1節	救助・救急及び消防活動	169
第2節	医療・救護活動	172
第4章	避難及び被災者支援等の活動	177
第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	177
第2節	要配慮者対策	183
第3節	学校・幼稚園・保育所等における幼児・児童・生徒等の安全確保	185
第4節	ボランティア活動の支援	187
第5節	防疫・保健衛生活動	190
第6節	災害警備活動	193
第7節	行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い	196
第5章	救援物資等の供給	200
第1節	緊急輸送手段の確保	200
第2節	救援物資等の供給	202
第3節	給水活動	206
第6章	特定災害対策	209
第1節	海上災害への対策	209
第2節	危険物施設等の保全	215
第7章	復旧に向けた対策	218
第1節	廃棄物対策活動	218
第2節	住宅の保全・確保	221
第3節	文教等対策	223
第4節	災害義援金等の受入・配分	226
第4部	復旧・復興対策	228
第1章	復旧・復興対策	229
第1節	激甚災害の指定の手続き	229
第2節	被災者の生活再建に向けた支援	231
第3節	復興体制の構築と復興方針の策定	237
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	239
第1章	総則	244
第2章	関係者との連携協力の確保	245
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	247
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	256
第5章	防災訓練計画	258

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	259
第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項.....	260

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 紀宝町の地震・津波対策の考え方

第1項 本町のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が経過した。

今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けている。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これは本町が直面している現実である。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本町に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね100～150年周期で発生していることが記録に残されている。近年では、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)がこれに当たるが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言える。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度とされている。

これらのことをふまえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の町の被害想定は第4章のとおりで甚大な被害が予想されている。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、町として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これは町が今おかれている状況である。

しかし、この事実をふまえ、全員が危機感を持って事前の地震・津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能になる。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となる。

第2項 本町の地震・津波対策の考え方

1 地震・津波対策の基本的な考え方と目標

町・県・防災関係機関・事業者・地域・住民の総合力で地震・津波対策に取り組む。

「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに住民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方である。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要がある。

本町や県、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはないが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一步前に進めるとともに、事業者、地域、住民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画でめざしていく。

そして本計画に基づく防災対策によって、「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」

本町も県と同様、これを地震・津波対策の目標として取り組む。

2 地震・津波対策の対象とする地震

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震・津波対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしている。

(1)過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本町に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、町で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定した。

(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、町における最大クラスの南海トラフ地震を想定した。

(3)県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

県内に存在が確認されている活断層のうち、町に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯(東部)」、「頓宮断層」を選択し、それぞれに地震モデルを想定した。

3 災害予防・減災対策への地震モデルの活用

(1)の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じる。

地震や津波に対して、海岸保全施設や河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していく。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命を守る。

(2)の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には“津波”から命を守る、避難対策のためのモデルである。津波に対するほとんどのハード対策が及ばないレベルの地震となるため、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とする。

さらに、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることをめざす。

(3)の内陸直下型地震については、特に内陸部における“揺れ”対策に活用する。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロをめざす。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていく。

4 地震・津波発災時・発災後の対応

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における新たな課題となる。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来が想定され、沿岸部全域にわたり甚大な被害が生じることは避けられない。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。

(1)要配慮者に最大限配慮した津波避難対策

津波から住民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、要配慮者の避難対策が重要な課題となる。特に短時間で巨大津波の到達が想定される本町では、あらゆる手段を尽くした要配慮者の避難対策が必要である。

(2)災害時応援協定市町村、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定される。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受け入れるための体制の整備が求められる。これらを本町のみで対応することは不可能なことから、災害応援協定を締結している市町村、防災関係機関等と連携した広域的な応援・受援体制の整備が必要である。

5 復旧・復興対策

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建をめざす「復旧対策」に加え、現在、東北の被災地が直面している“発災後3年が経過しても思うように地域の復興が進まない”という課題にかんがみ、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手する。

東日本大震災で得た、“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示すこととする。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

- ① 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する「紀宝町地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提としている。
- ② 本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第6条第1項の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく推進計画を含むものである。
- ③ 本計画は、三重県地域防災計画「地震・津波対策編」との整合性、関連性を有し、本町、防災関係機関、住民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関に具体的な活動計画等を定めるものとする。
- ④ 本計画は、本町の町域に係る地震・津波防災対策の基本としての性格を有し、同時に紀宝町地域防災計画風水害等対策編を補完する性格も有している。
なお、本計画に定められていない事項については、紀宝町地域防災計画風水害等対策編の例による。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	● 計画の目的や方針、町、防災関係機関、住民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について記載している。
第2部 災害予防・減災対策	● 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記載している。
第3部 発災後対策	● 災害対策本部の部隊活動を中心に、町や防災関係機関、住民等が地震発生後に取り組むべき対策について記載している。
第4部 復旧・復興対策	● 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について記載している。

第3項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは町防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- ① 町防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正(案)を作成する。
- ② 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- ③ 基本法第42条第4項の規定に基づき、県知事に報告し住民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

また、この計画は、町職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、住民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第4項 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

No.	用語	意義
1	町災害対策本部	紀宝町災害対策本部をいう。災害対策本部が設置された場合は部編成となり、廃止された場合は通常の編成となる。
2	県災対本部	三重県災害対策本部をいう。
3	地方部	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
4	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
5	基本法	災害対策基本法という。
6	救助法	災害救助法をいう。
7	大震法	大規模地震対策特別措置法をいう。
8	南海トラフ特措法	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。※南海トラフ特措法は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」から、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けで施行された。
9	復興法	大規模災害からの復興に関する法律をいう。
10	町防災会議	紀宝町防災会議
11	本部(長)	紀宝町災害対策本部(長)
12	町計画	紀宝町地域防災計画
13	判定会	気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
14	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
15	南海トラフ地震	本計画第1章 第1節 第2項 2に規定する「(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称をいう。
16	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
17	避難行動要支援者	本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
18	自治会等	町内自治会及び町内会、常会、組、班をいう。
19	学校・保育所等	本町立小・中学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等多数の児童・生徒が利用する町が管理する施設をいう。
20	避難場所	津波や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所
21	避難場所	基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や津波等の災害種別ごとに町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
22	避難所	災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物(避難所が避難場所を兼ねている場合もある)
23	指定避難所	基本法第49条の7第1項の規定に基づき、町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
24	福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として町が指定した施設

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 町

- ① 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 住民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 住民

- ① 住民は、常に地震・津波災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 住民は、地域において、自主防災組織、災害ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に地震・津波災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内 容
町	(1) 防災会議及び町災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
消防団	(1) 消防・水防活動に関すること。 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 (4) 被災者の救出・救助に関すること。 (5) 避難及び救護の協力に関すること。

2 消防機関

機関名	内 容
熊野市消防本部・ 熊野市消防署紀宝 分署	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除および被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等 (5) 町が行う災害防衛または救助に対しての支援協力

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 (紀宝警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険個所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援 (13) 町長が行う災害防御活動または災害救助活動に対しての支援協力

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局津財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局三重県拠点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
第四管区海上保安本部 (尾鷲海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査

機関名	内 容
	(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局 (熊野労働基準監督署)	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 (紀勢国道事務所) 近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所)	1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)に関する計画等の情報共有 2 初動対応 (1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 3 応急・復旧 (1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

機関名	内 容
	(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 4 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社 (三重支店・和歌山支店)	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア. 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ. 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ. 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保 エ. 通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ (東海支社・三重支店)	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	内 容
KDDI株式会社中部総支社 (au 三重支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための住民への周知 (4) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
東海旅客鉄道株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時の情報伝達 (2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止 (4) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (5) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (6) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (7) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (8) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (9) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (10) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理

機関名	内 容
	(11) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
関西電力送配電株式会社和歌山支社 (新宮配電営業所)	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社 (鵜殿郵便局等)	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア. 郵便物の送達の確保 イ. 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア. 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ. 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ. 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人三重 県医師会 (紀南医師会)	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
一般乗合旅客自動 車運送事業会社 (三重交通株式会社 等)	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重 県トラック協会	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
一般社団法人三重 県LPガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
産業経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あつせん、災害時の応急復旧工事に対する協力
文化、厚生、社会団体(紀宝町社会福祉協議会、紀宝町女性の会連絡協議会、紀宝町区長会等)	(1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施

6 その他

機関名	内容
自主防災組織・自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること。 (2) 避難時における地域活動に関すること。 (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。
紀宝町建設業組合	(1) 災害応急対策及び復旧対策についての支援協力に関すること。

第3章 紀宝町の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 紀宝町の特質

第1項 地形及び土壌

1 地形

紀宝町は、南北に長い三重県の最南端に位置し、熊野川をはさんで和歌山県に接し、三重県の南玄関である。

紀宝町の広袤(こうぼう)は、東西約 12km、南北約 12km、総面積は、79.62km²でその80%近くが山林で占められ平坦地は極めて狭小である。

北西部は、標高 500～900mの山々からなり、子ノ泊山を最高峰として、急峻な山々を形成している。南東部は、標高 200～300mの山々からなり、山は海岸近くまで迫っている。

紀宝町を流れる主な河川については、南西部には、奈良県の大峰山脈に源を発する熊野川、中央部は、熊野川支川の相野谷川、南東部には、神内川、東部には、井田川があり、すべての河川が熊野灘に流下している。

相野谷川流域下流部、神内川流域では、埋積の進んだ谷幅のやや広い沖積低地が広がっていると同時に、熊野川、相野谷川、神内川流域では、河成段丘がいくつも見られる。

一方、東の海岸部に目をむけると、面積の狭い沖積低地や砂礫層の推積により形成された海成段丘が海岸に沿って長く伸びている。

また、1970年代以降、海岸浸食が進んでおり、海岸保全のための対策が講じられている。

熊野灘沿岸地域にある当町は、プレート境界地震の震源域に面していることから、地震発生場所によっては、地震発生から津波到達までの時間が短くなるとともに、津波高は高くなる傾向にある。

2 土壌

紀宝町の周辺に分布している土壌は、相野谷川、神内川河川の中流部に細粒灰色低地土が、河口部には排水不良なグライ土壌が分布し、その上流には腐植含量の少ない黄色土壌が分布している。

海岸部には、砂丘未熟土壌が海岸線と平行に延び、その奥には赤色土壌が分布し、熊野川沿いには褐色森林土壌がみられる。

第2項 防災をめぐる社会的条件

1 少子高齢化の進展

紀宝町の人口を「年少人口(0～14歳)」「生産年齢人口(15～64歳)」「老年人口(65歳以上)」の年齢3区分別に見ると・・・(少子高齢化について述べる)

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な要配慮者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながると言える。

これら要配慮者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

2 海岸沿いの地域的特性

紀宝町は、県人口に対する人口割合は低いものの、若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著である。鵜殿地区をはじめ一部地域では住宅地の拡大が進行し、住宅建物の過密化により災害時における火災の多発、延焼地域の拡大の危険性は高い。また、震源域によっては、海岸沿いの地域

は、地震発生後、早いところでは数分で津波が到達することが予想されるため、高齢者をはじめとする住民の一刻も早い津波からの避難対策が、この地域における防災上の最大の課題となっている。

3 グローバル化の進展

近年、外国人居住者も増え、災害時の外国人に対する情報伝達や避難所生活における防災対策が課題となっている。

4 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

5 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成23年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る100.1%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末なども急速に普及してきている。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「公共情報コモンズ」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

6 観光客及び帰宅困難者対策

ゴールデンウィークや夏休み等、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者の発生が想定されるため、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策について述べる。

紀宝町には、世界遺産「紀伊半島の霊場と参詣道」の一部である七里御浜、熊野川、御船島をはじめ、道の駅「紀宝町ウミガメ公園」、浅里飛雪の滝キャンプ場、大里自然プール等の自然豊かな観光スポットがある。特に道の駅「紀宝町ウミガメ公園」、七里御浜などの沿岸部の主要観光地において津波を伴う地震が発生した場合、多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰宅困難者として相当な期間を町内に滞在することも考えられ、関係者が一体となった観光地の防災・防災対策を検討する体制の構築が求められる。

第2節 紀宝町における既往の地震・津波災害

第1項 紀宝町に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要

本町に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害」の三つに分類することができる。

これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び表 1 にまとめた。

1 太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間4～5cm の速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

(1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

ア 地震の概要

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707 年宝永地震以降の最近の3地震(昭和、安政、宝永)を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

イ 南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要

[1944 年東南海地震]

第二次世界大戦中の 1944 年(昭和 19 年)12 月7日に発生した。三重県のほぼ全域が震度5相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度6相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で6～9mに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者 406 名、負傷者 607 名、住家全壊 1,826 棟、住家流失 2,238 棟など。

[1946 年南海地震]

1946 年(昭和 21 年)12 月 21 日に発生した。三重県内は、震度4～5相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で4～6mに達した。三重県内の被害は、死者 11 名、負傷者 35 名、住家全壊 65 棟、住家流失 23 棟など。

[1854 年安政東海地震、安政南海地震]

1854 年 12 月 23 日(安政元年 11 月 4 日)に安政東海地震が、30 時間後の同年 12 月 24 日(同 5 日)に安政南海地震が発生した。

23 日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが 10mに達した。志摩半島では、震度6強又は6弱相当の揺れになったと推定されている。

[1707 年宝永地震]

1707 年 10 月 28 日(宝永4年 10 月4日)に発生した。2011 年(平成 23 年)3月 11 日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ5m以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、8~10mに達するところもあったと推定されている。また、震度6強から6弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

(2) 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した 1899 年(明治 32 年)の地震(M7.0、震源の深さ 40~50km(推定)、紀伊大和地震と呼ぶこともある。)が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者7名などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した 1952 年(昭和 27 年)の吉野地震(M6.7、震源の深さ 61km)も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004 年(平成 16 年)9月5日に紀伊半島南東沖で発生した地震(M7.4、震源の深さ 44km)がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町(当時、現在の津市香良洲町)で震度5弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大 36cm、尾鷲で最大 55cm の津波をそれぞれ観測した。

2 陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震(活断層を震源とする内陸直下型地震)としては、1854 年7月9日(安政元年6月 15 日)の伊賀上野付近の地震(M7 1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。)が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者 600 余名、周辺地域を含めると約 1,300 名の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891 年(明治 24 年)10 月 28 日に発生した濃尾地震(M8.0)のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586 年1月 18 日(天正 13 年 11 月 29 日)に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度6相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地震調査委員会、2013)に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、M7程度以上の地震は、1860~1900 年の約 40 年間では2回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約 40 年間(1900~1943 年)では3回であったものが、1854 年の安政東海地震及び安政南海地震の直後6年間に4回、1944~1946 年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後6年間に2回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

3 遠地津波による被害

上記1及び2のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、1960 年(昭和 35 年)のチリ地震津波、2010 年(平成 22 年)のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

[1960 年チリ地震津波]

1960 年(昭和 35 年)5月 22 日にチリ沖で地震が発生し、翌 23 日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね1~4m。

三重県内の被害は、家屋全壊2棟、家屋半壊 85 棟、家屋流失1棟、床上浸水 3,267 棟、床下浸水 2,885 棟、船舶被害(沈没・流失・破損など)69 隻など。

[2010年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波]

2010年(平成22年)2月27日15時34分(日本時間)頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌28日から3月1日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28日9時33分に三重県沿岸(「伊勢・三河湾」、「三重県南部」)に津波警報が発表され、21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は23時36分に解除、「三重県南部」は21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、3月1日8時40分に解除された。鳥羽で56cm(19時59分)、尾鷲で63cm(17時05分)、熊野市遊木で49cm(17時00分)の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害1隻、被害総額256,767千円(公共土木施設被害378千円、農林水産商工関係被害256,389千円)。

[引用・参考文献]

地震調査委員会(2009):「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－(第2版)」、490pp。

地震調査委員会(2013):「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」、94pp。

宇佐美龍夫(2003):「最新版 日本被害地震総覧[416]-2001」、東京大学出版会、605pp。

渡辺偉夫(1998):「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp。

表 1 三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害(カッコは全国での被害)
684.11.29 (天武 13)	土佐その他南海・ 東海・西海地方	8 1/4	(南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。)
887.8.26 (仁和3)	五畿・七道	8.0~8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。)
1096.12.17 (永長1)	畿内・東海道	8.0~8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。
1099.2.22 (康和1)	南海道・畿内	8.0~8.3	(南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。)
1361.8.3 (正平 16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4~ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数。)
1498.9.20 (明応7)	東海道全般	8.2~8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者 5,000 人など。
1605.2.3 (慶長9)	(慶長地震)	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。
1707.10.28 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者 1,070 人以上、家屋流失 1,510 棟。その他県内で、死者 57 人、負傷者 73 人、家屋全壊 2,333 棟、同流失 601 棟。
1854.7.9 (安政1)	伊賀・伊勢・大和及び 隣国 (伊賀上野地震)	7 1/4	伊賀上野付近で死者約 600 人、家屋全壊 2,000 棟余、周辺でも被害あり。
1854.12.23 (安政1)	(安政東海地震)	8.4	(東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家前回・焼失約 30,000 棟、死者 2,000~3,000 人。)
1891.10.28 (明治 24)	(濃尾地震)	8.0	北部を中心に被害。死者1人、負傷者 17 人、家屋全壊 625 棟。
1899.3.7 (明治 32)	紀伊半島南東部 (紀伊大和地震とも 呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者7人、負傷者 62 人、家屋全壊 35 棟。
1944.12.7 (昭和 19)	(東南海地震)	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。
1946.12.21 (昭和 21)	(南海地震)	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟。
1952.7.18 (昭和 27)	(吉野地震)	6.7	(死者9人、負傷者 136 人、住家全壊 20 棟。)
1960.5.23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5 ¹	津波により被害。住家全壊2棟、同流失1棟。
2004.9.5 (平成 16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者8人。

引用：日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－(第2版) (地震調査委員会、2009)

¹ 「チリ地震津波」のマグニチュードは、モーメントマグニチュード(Mw)で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

平成 24～25 年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

上記の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、「第1章 第1節 第2項紀宝町の地震・津波対策の考え方 2地震・津波対策の対象とする地震」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査である。

なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、次の項目の予測結果の概要を示す。

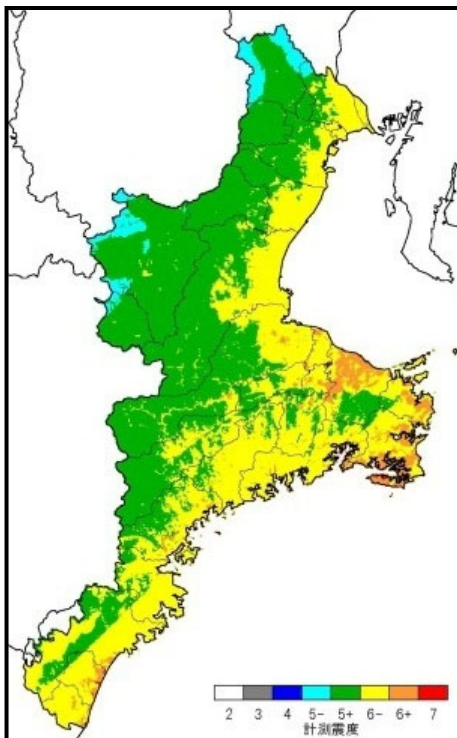
ハザード予測結果	リスク予測結果
①強震動予測結果(震度分布)	①人的被害(死者)
②強震動予測結果(液状化危険度)	②建物被害
③津波予測結果	③交通施設障害(道路施設)
	④生活支障等(避難者)
	⑤災害廃棄物等

第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果(震度分布)

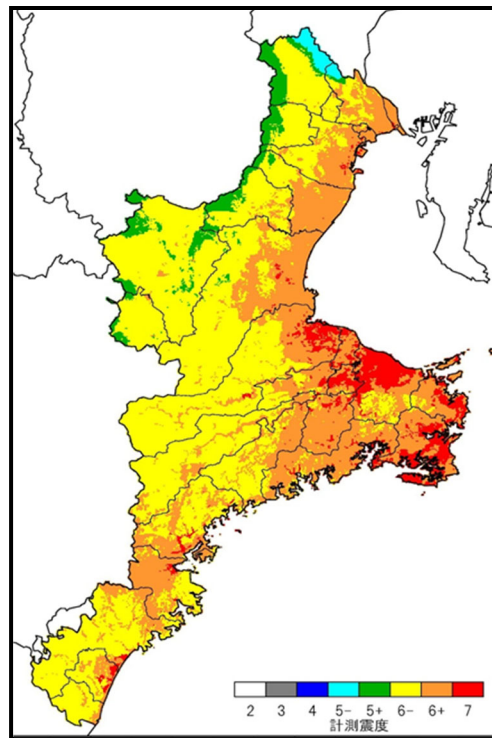
過去最大クラスの南海トラフ地震(以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。)において、本町は、最大震度6強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震(以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。)では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されているが、本町では、最大震度7が想定されている。



	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
面積割合 (%)	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

過去最大クラスの南海トラフ地震
(紀宝町:最大震度6強)



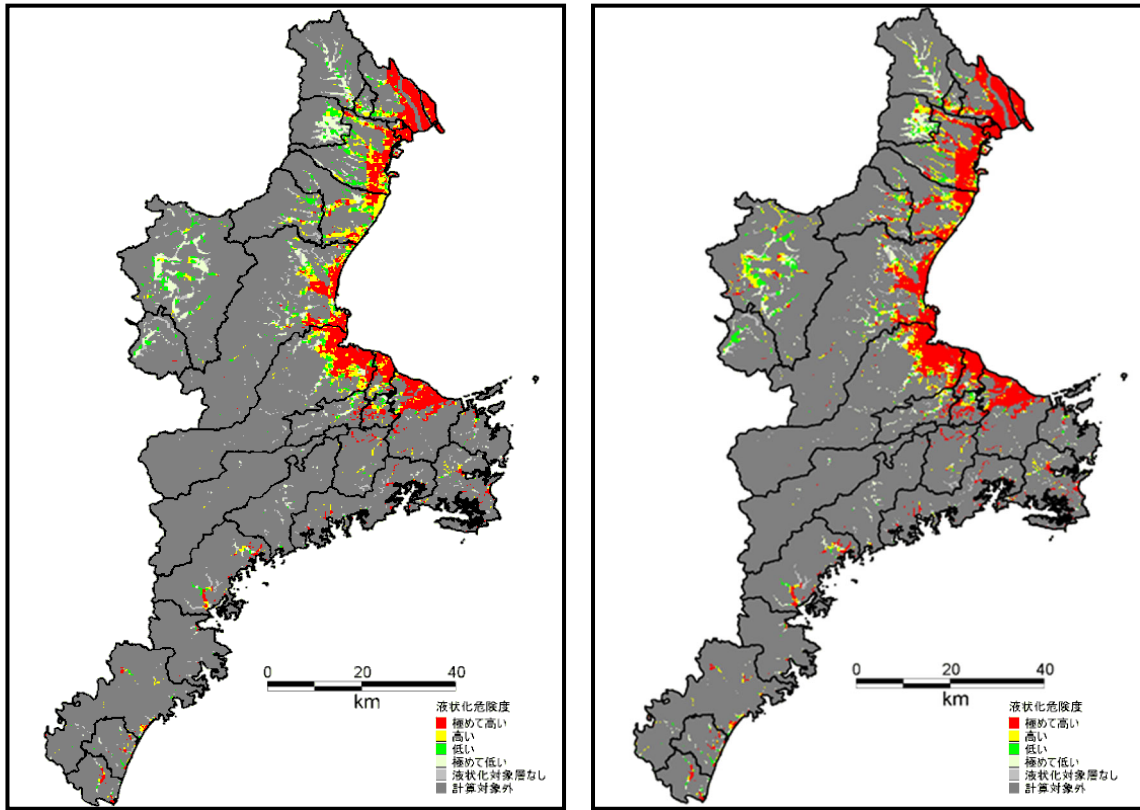
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合 (%)	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

理論上最大クラスの南海トラフ地震
(紀宝町:最大震度7)

図 1 想定地震における震度予測図

2 強振動予測結果(液状化危険度)

液状化危険度について、本町においても危険度が高い範囲がみられるが、主に新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。



過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震

図 2 想定地震における液状化危険度

3 津波予測結果

平成 24～25 年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、表 2 に示すとおり、県内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約 230 km²、理論上最大クラスの地震で約 280 km²と予測している。

なお、本調査では、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」を作成しているため、図 3、図 4 に掲載する。

表 2 南海トラフ地震による津波浸水面積

地域区分	浸水面積 (km ²)	
	過去最大	理論上最大
北勢	66.40	82.11
中勢	75.57	88.73
伊勢志摩	75.09	87.69
東紀州	16.76	25.15
計	233.82	283.68
伊勢湾沿岸 (伊勢市以北)	179.03	208.57
熊野灘沿岸 (鳥羽市以南)	54.79	75.11

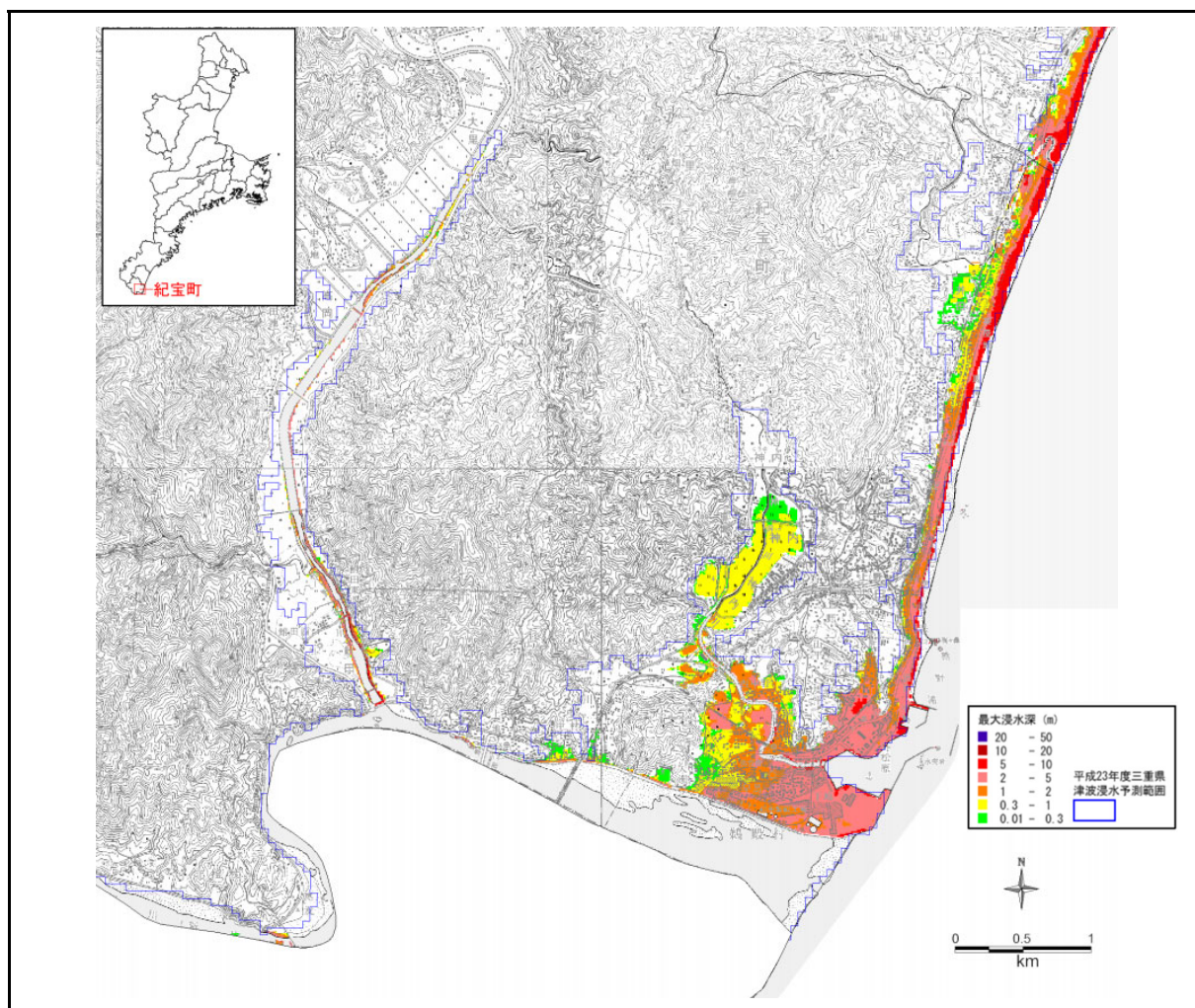


図 3 津波浸水予測図

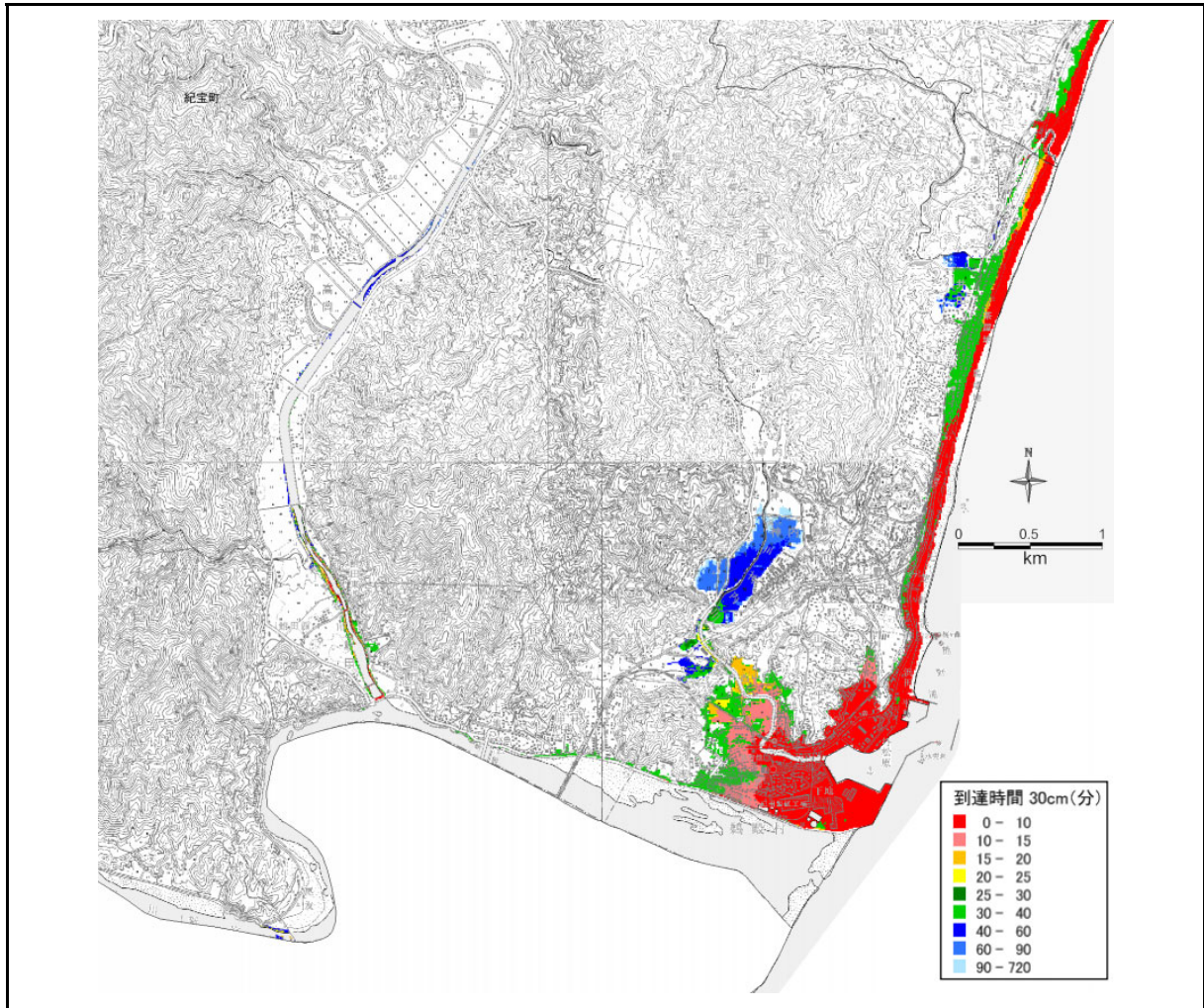


图 4 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布图

第3項 リスク予測結果

1 人的被害(死者)

人的被害(死者)では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。ただし、地震被害想定調査による数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっている。本町では、約 100 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 40 人となっている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっている。本町では、約 1,000 人が死亡すると予測され、そのうち、津波による死者は約 900 人となっている。

表 3 過去最大クラスの地震における死者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
建物倒壊等	約 1,400	約 80	約 200	—	約 700	約 300	約 60
うち家具転倒等	約 70	約 10	約 20	—	約 30	約 10	—
津波	約 32,000	約 1,300	約 3,000	—	約 14,000	約 14,000	約 40
うち逃げ遅れ	約 31,000	約 1,300	約 2,900	—	約 13,000	約 14,000	—
うち自力脱出困難	約 700	約 40	約 70	—	約 500	約 100	約 40
急傾斜地等	約 60	—	約 10	—	約 30	約 20	—
火災	—	—	—	—	—	—	—
計	約 34,000	約 1,400	約 3,200	—	約 15,000	約 14,000	約 100

表 4 理論上最大クラスの地震における死者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
建物倒壊等	約 9,700	約 2,000	約 2,800	約 90	約 3,600	約 1,200	約 70
うち家具転倒等	約 500	約 100	約 200	約 10	約 200	約 50	—
津波	約 42,000	約 3,700	約 6,600	—	約 16,000	約 16,000	約 900
うち逃げ遅れ	約 37,000	約 2,900	約 5,200	—	約 14,000	約 15,000	—
うち自力脱出困難	約 5,400	約 800	約 1,400	—	約 2,600	約 700	—
急傾斜地等	約 100	約 10	約 20	—	約 40	約 20	—
火災	約 900	約 300	約 400	—	約 300	約 30	—
計	約 53,000	約 6,000	約 9,800	約 100	約 20,000	約 17,000	約 1,000

2 建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定した予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測している。本町では、約900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約800棟が全壊すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約248,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約170,000棟が全壊し、津波により約37,000棟が流出、さらに火災により約34,000棟が焼失すると予測している。本町では、約1,500棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約1,000棟が全壊し、津波により約400棟が流出すると予測している。

表 5 過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数(棟)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
揺れ	約 23,000	約 2,000	約 3,900	約 60	約 12,000	約 4,800	約 800
液状化	約 5,900	約 2,500	約 1,600	約 10	約 1,500	約 300	約 20
津波	約 38,000	約 8,500	約 4,800	—	約 16,000	約 9,100	約 10
急傾斜地等	約 700	約 20	約 80	約 10	約 400	約 200	約 20
火災	約 2,100	約 20	約 70	約 10	約 1,800	約 40	約 10
計	約 70,000	約 13,000	約 11,000	約 90	約 32,000	約 14,000	約 900

表 6 理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数(棟)

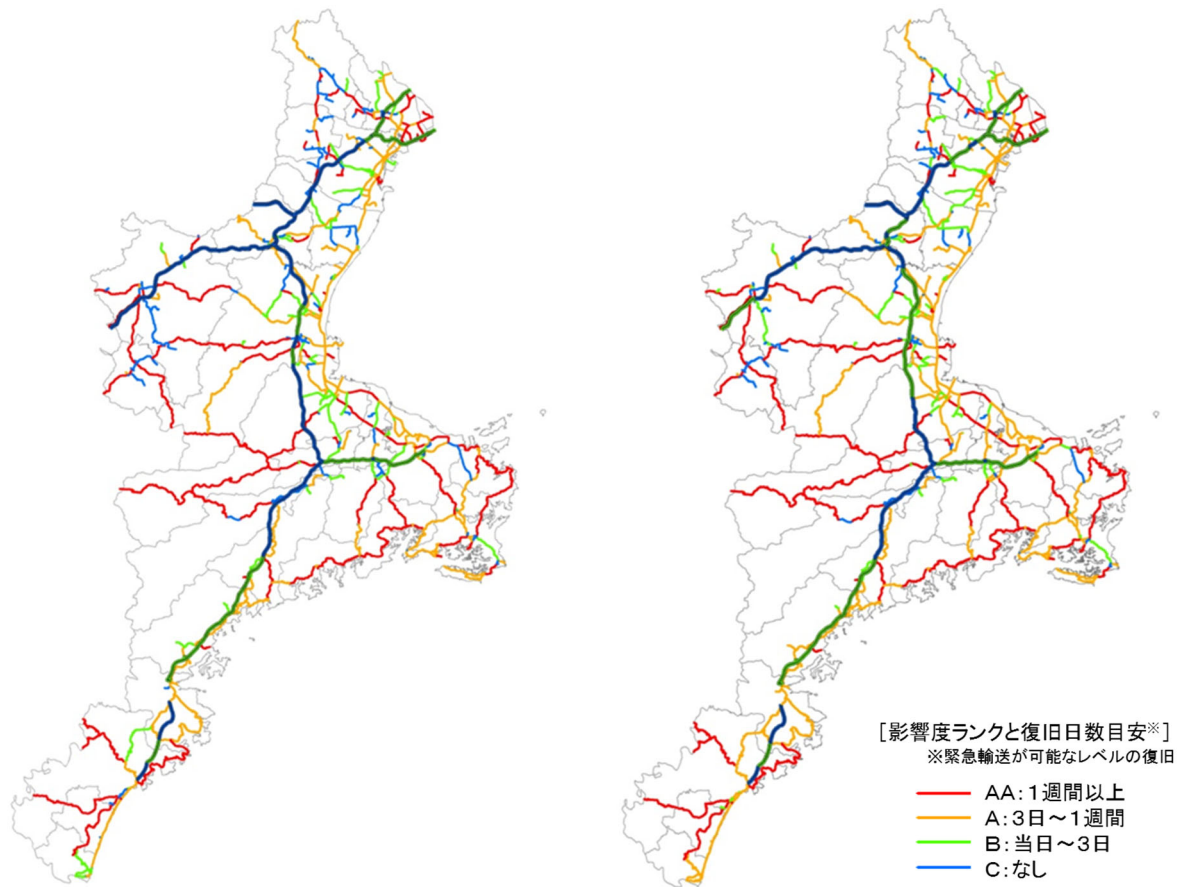
	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
揺れ	約 170,000	約 39,000	約 48,000	約 2,400	約 63,000	約 19,000	約 1,000
液状化	約 6,200	約 2,600	約 1,700	約 20	約 1,600	約 300	約 20
津波	約 37,000	約 9,700	約 7,500	—	約 12,000	約 7,900	約 400
急傾斜地等	約 1,100	約 100	約 200	約 50	約 500	約 300	約 30
火災	約 34,000	約 11,000	約 16,000	約 30	約 5,600	約 500	約 20
計	約 248,000	約 63,000	約 73,000	約 2,500	約 82,000	約 28,000	約 1,500

3 交通施設障害(道路施設)

緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測している。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測している。

なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測される。



過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震

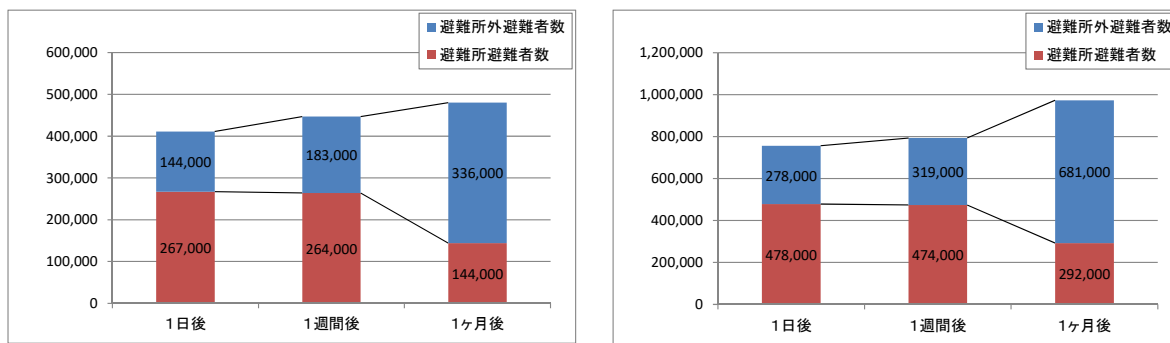
図 5 緊急輸送道路の復旧日数目安

4 生活支障等(避難者)

避難者数の予測は、「2建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

本町において、過去最大クラスの地震おける避難者数は約 5,400 人、理論上最大クラスにおける避難者数は約 6,500 人であり、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。



過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震

図 6 避難所及び避難所外における避難者数

表 7 過去最大クラスの地震における避難者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
1日後	約 411,000	約 135,000	約 120,000	約 400	約 122,000	約 34,000	約 1,500
避難所	約 267,000	約 88,000	約 78,000	約 300	約 79,000	約 22,000	約 900
避難所外	約 144,000	約 47,000	約 42,000	約 200	約 43,000	約 12,000	約 600
1週間後	約 447,000	約 174,000	約 121,000	約 12,000	約 107,000	約 33,000	約 3,400
避難所	約 264,000	約 100,000	約 69,000	約 5,800	約 68,000	約 21,000	約 1,700
避難所外	約 183,000	約 74,000	約 52,000	約 5,800	約 39,000	約 12,000	約 1,700
1か月後	約 480,000	約 113,000	約 143,000	約 400	約 181,000	約 43,000	約 5,400
避難所	約 144,000	約 34,000	約 43,000	約 100	約 54,000	約 13,000	約 1,600
避難所外	約 336,000	約 79,000	約 100,000	約 300	約 127,000	約 30,000	約 3,800

表 8 理論上最大クラスの地震における避難者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
1日後	約 757,000	約 264,000	約 251,000	約 8,200	約 185,000	約 49,000	約 3,300
避難所	約 478,000	約 167,000	約 158,000	約 4,900	約 117,000	約 31,000	約 2,100
避難所外	約 278,000	約 97,000	約 92,000	約 3,300	約 68,000	約 18,000	約 1,200
1週間後	約 793,000	約 299,000	約 238,000	約 30,000	約 177,000	約 49,000	約 3,900
避難所	約 474,000	約 172,000	約 141,000	約 15,000	約 115,000	約 32,000	約 2,200
避難所外	約 319,000	約 127,000	約 97,000	約 15,000	約 63,000	約 17,000	約 1,700

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
1か月後	約 973,000	約 375,000	約 299,000	約 8,200	約 227,000	約 63,000	約 6,500
避難所	約 292,000	約 112,000	約 90,000	約 2,500	約 68,000	約 19,000	約 1,900
避難所外	約 681,000	約 262,000	約 210,000	約 5,800	約 159,000	約 44,000	約 4,500

5 災害廃棄物等

災害廃棄物(倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計)の発生量は、過去最大クラスの地震では、約 11,000 千トンから約 18,000 千トンと予測している。本町では、過去最大クラスの地震では、約 60 トンから約 70 トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、約 25,000 千トンから約 34,000 千トンと予測している。本町では、約 100 トンから約 200 トンと予測している。

表 9 災害廃棄物等発生量(千トン)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州	紀宝町
過去最大クラス	約 11,000 ～18,000	約 3,000 ～5,000	約 2,800 ～5,100	約 10	約 3,900 ～6,200	約 1,300 ～1,900	約 60 ～約 70
理論上最大 クラス	約 25,000 ～34,000	約 7,800 ～10,000	約 7,300 ～10,000	約 300	約 7,500 ～10,000	約 2,300 ～3,100	約 100 ～約 200
平常時県内 ごみ搬入量	629	276	172	49	101	33	3

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておく必要がある。

そこで、今回の三重県地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層(①養老-桑名-四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯(東部)、③頓宮断層)を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

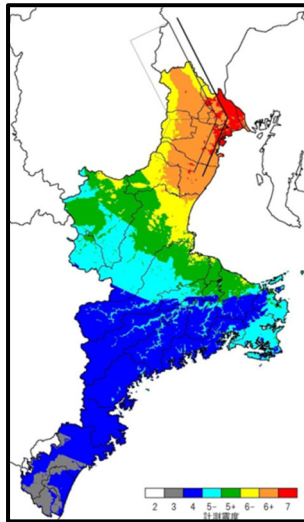
なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、次の項目の予測結果の概要を示す。

ハザード予測結果	リスク予測結果
①強震動予測結果(震度分布)	①人的被害(死者)
②強震動予測結果(液状化危険度)	②建物被害

第2項 ハザード予測結果

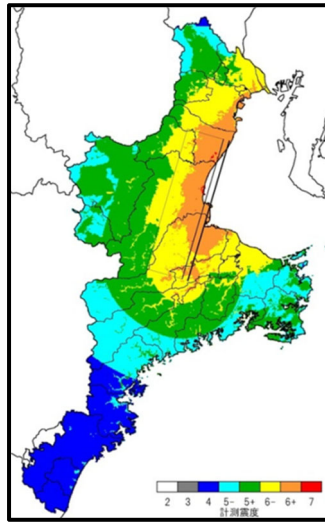
1 強振動予測結果(震度分布)

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震(以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。)及び布引山地東縁断層帯(東部)を震源とする地震(以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。)、並びに頓宮断層を震源とする地震(以下、本項では「頓宮断層地震」という。)において、本町は最大震度4の想定となっている。



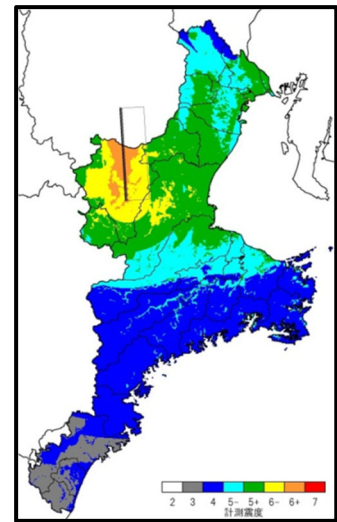
		養老－桑名－四日市断層帯						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		204.92	2,119.87	1,143.56	975.84	534.11	669.66	129.35
面積割合 (%)		3.6%	36.7%	19.8%	16.9%	9.2%	11.6%	2.2%

養老－桑名－四日市断層帯



		布引山地東縁断層帯(東部)						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合 (%)		—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

布引山地東縁断層帯(東部)



		頓宮断層						
		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)		340.49	2,221.54	1,115.89	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合 (%)		5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

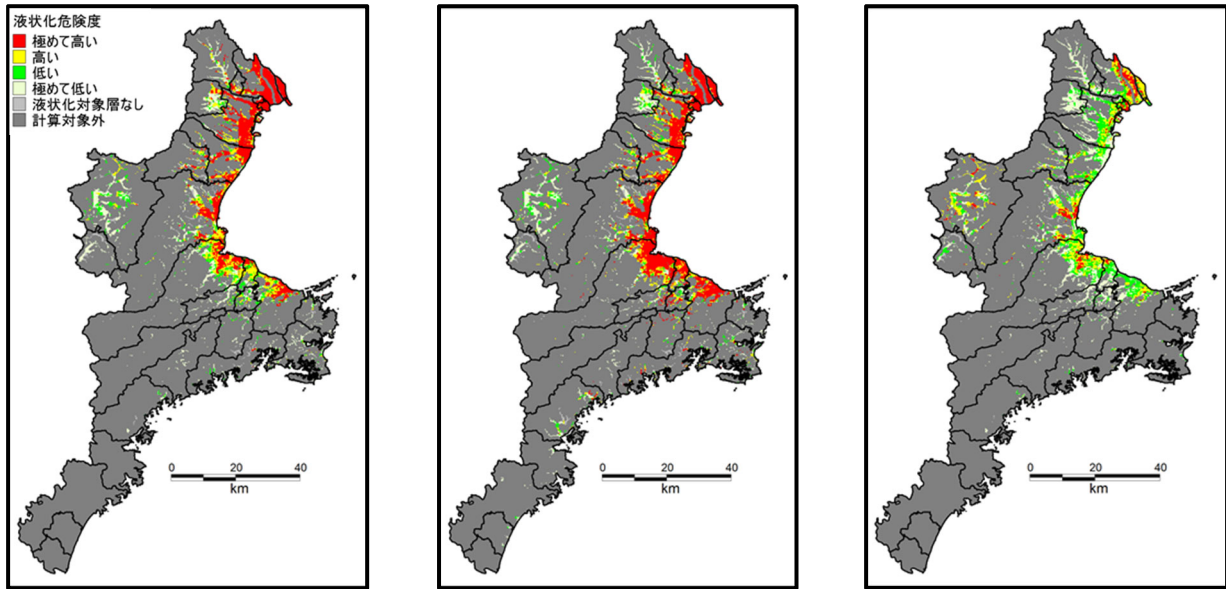
頓宮断層

図 7 想定地震における震度予測図

2 強振動予測結果(液状化危険度)

内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がる予測となっている。



養老-桑名-四日市断層帯

布引山地東縁断層帯(東部)

頓宮断層

図 8 想定地震における液状化危険度

第3項 リスク予測結果

1 人的被害(死者)

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 4,100 人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 200 人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

表 10 養老-桑名-四日市断層帯地震における死者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
建物倒壊等	約 5,100	約 5,000	約 100	—	—	—
うち家具転倒等	約 300	約 300	約 10	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 30	約 10	約 10	—	約 10	—
火災	約 800	約 800	—	—	—	—
計	約 6,000	約 5,900	約 100	—	約 10	—

表 11 布引山地東縁断層帯地震における死者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
建物倒壊等	約 3,500	約 1,400	約 2,100	—	約 50	—
うち家具転倒等	約 200	約 90	約 100	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 50	約 10	約 10	—	約 20	—
火災	約 500	約 100	約 400	—	—	—
計	約 4,100	約 1,500	約 2,500	—	約 70	—

表 12 頓宮断層帯地震における死者数(人)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
建物倒壊等	約 200	—	—	約 200	—	—
うち家具転倒等	約 10	—	—	約 10	—	—
津波						
急傾斜地等	約 20	—	約 10	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 200	約 10	約 10	約 200	—	—

2 建物被害

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測している。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測している。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっている。

表 13 養老-桑名-四日市断層帯地震における全壊・焼失数(棟)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

表 14 布引山地東縁断層帯地震における全壊・焼失数(棟)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

表 15 頓宮断層帯地震における全壊・焼失数(棟)

	県計	北勢	中勢	伊賀	伊勢志摩	東紀州
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

第3節 地震・津波に関する調査研究の推進

第1項 基本的な考え方

地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

また、国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、次のとおり述べている。

- 地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組みを検討する必要がある。
- 緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。
- 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震・津波対策に取り込み、充実を図る必要がある。

第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制

1 ケーブル式海底地震計による監視体制

気象庁は、平成 17～20 年度にかけ、東海・東南海地震の想定震源域にケーブル式海底地震計を整備し、これら震源域における地震活動の詳細を把握するなど監視体制の強化が図られた。

また、平成 21 年8月から緊急地震速報への活用が開始されている。

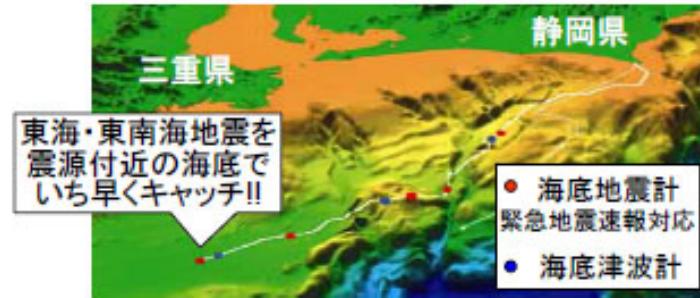


図 9 ケーブル式海底地震計(気象庁ホームページ)

2 地震・津波観測監視システム(DONET)による観測監視体制

文部科学省は、所管する独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)の事業として、平成 18 年度から紀伊半島熊野灘沖に地震計、水圧計(津波計)、GPS等を備えた地震・津波観測監視システム(DONET)を整備し、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。

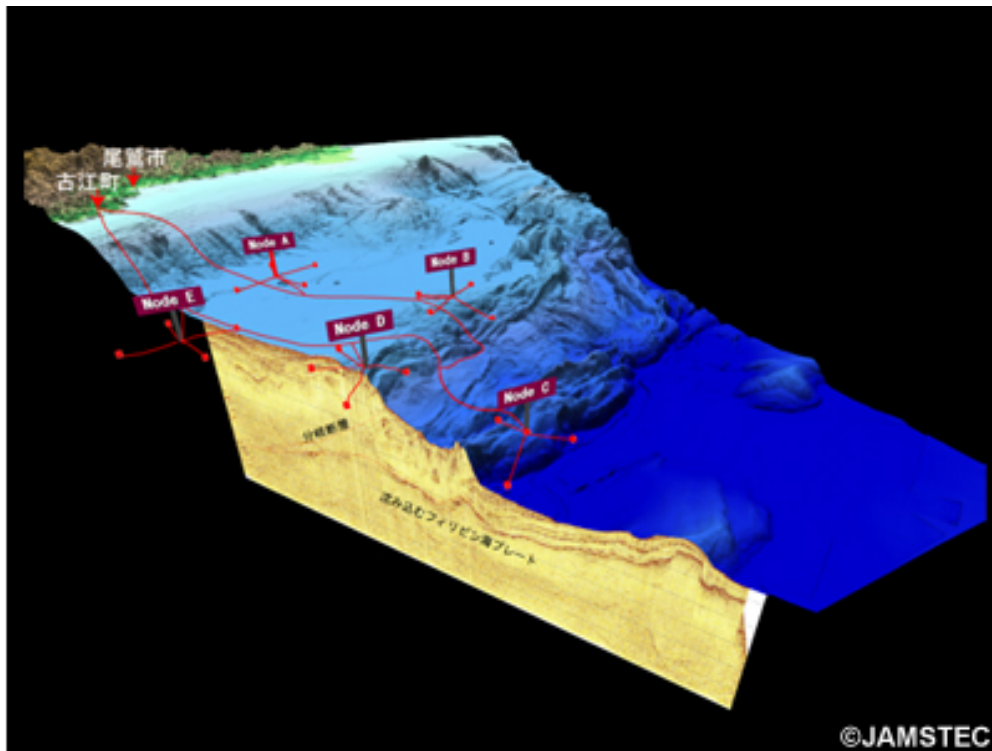


図 10 地震・津波観測監視システム(DONET)(独立行政法人海洋研究開発機構ホームページ)

3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制

国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進めており、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口(安乗沖)にGPS波浪計が設置されている。

GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

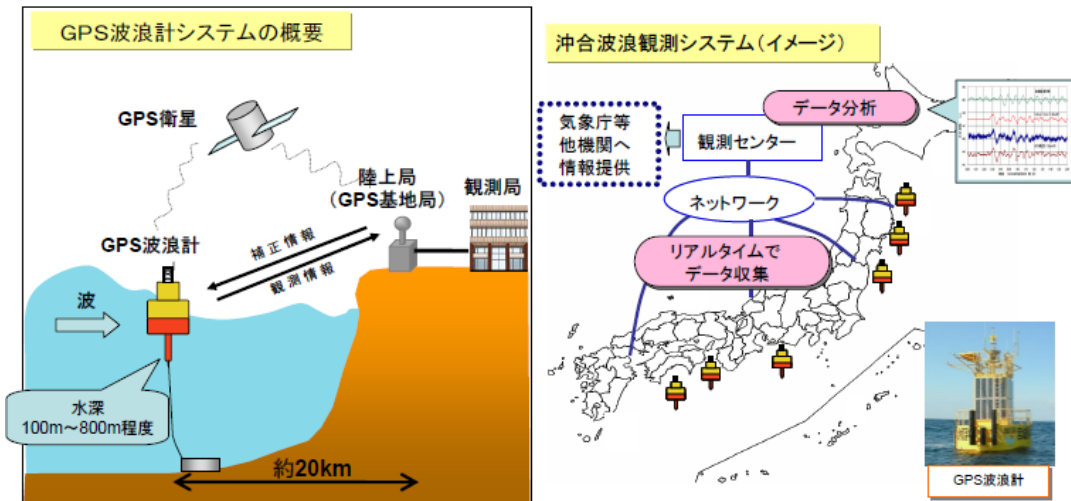


図 11 GPS 波浪計による沖合波浪観測体制(国土交通省ホームページ)

4 地下水等総合観測施設による観測体制

経済産業省は、所管の独立行政法人産業技術総合研究所の事業として、東南海・南海地震の想定震源域(陸地側)に地下水等総合観測施設を整備し、地下水位、地震等の観測を行っており、三重県内には熊野市、紀北町、松阪市、津市の4箇所に設置されている。

過去の南海地震発生前に、深い地下水と浅い地下水の両方で水位などが低下したことが知られていることから、地下水等総合観測施設のネットワークによる観測データによって、地下水変化の検出とメカニズム解明を行い、南海トラフ地震の予測精度の向上をめざしている。

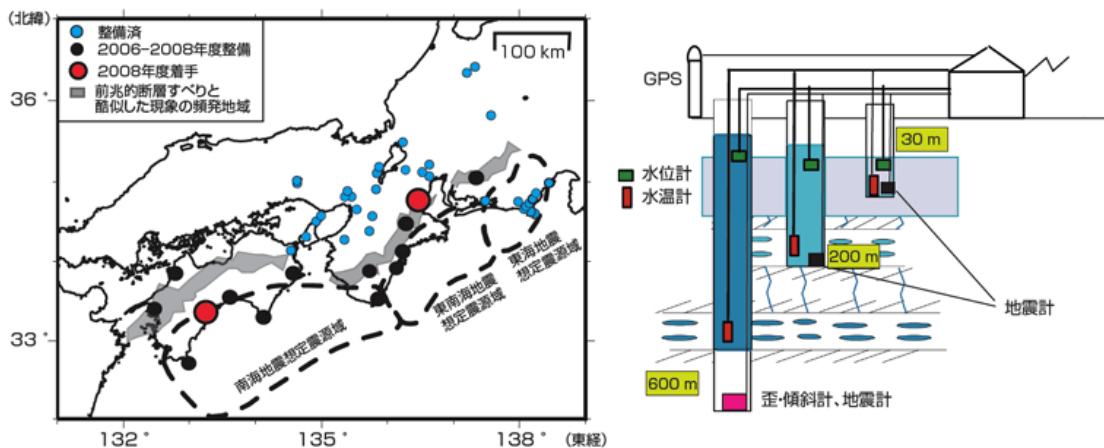


図 12 地下水等総合観測網(左)と新規観測施設の概念図(右)
(独立行政法人産業技術総合研究所ホームページ)

5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制

国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。

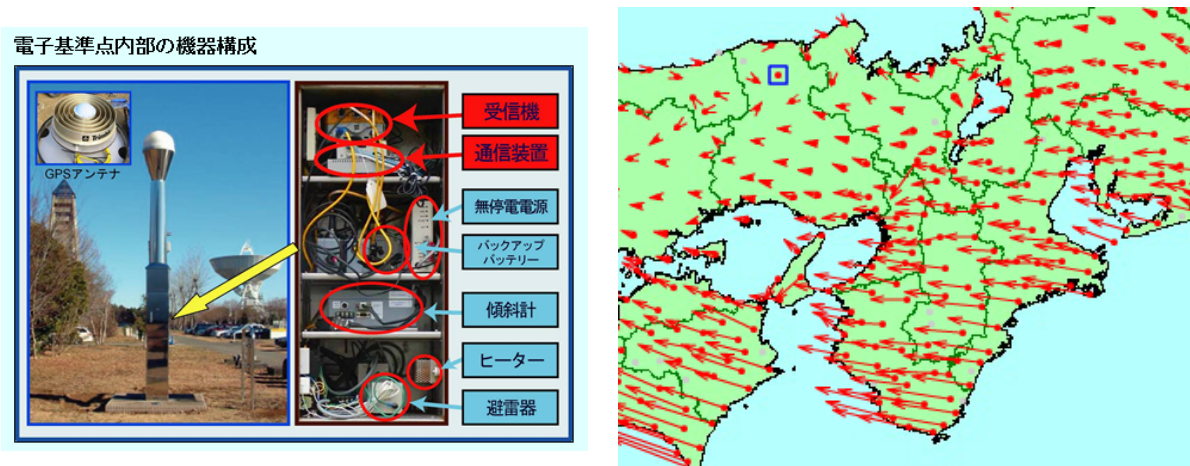


図 13 電子基準点内部の機器構成(左)と地殻変動(右)(国土地理院ホームページ)

第3項 県による地震に関する調査等

1 地震被害想定調査及び津波浸水予測

三重県では、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震を想定した被害想定調査等を次のとおり実施し、地域防災計画等における地震・津波対策などに反映している。

(1)三重県地域にかかる東海地震被害想定調査(平成4年度)

東海地震を対象とした被害想定調査を実施し、「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」を平成4年6月に公表している。

(2)三重県地域防災計画被害想定調査(平成8年度)

兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成9年3月に公表している。

(3)津波浸水予測(平成15年度)

国の中央防災会議において、平成13年6月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成15年3月に、東南海・南海地震の被害想定結果が平成15年9月にそれぞれ公表されたことから、国での調査結果をふまえ、本県においても東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成16年3月に公表している。

(4)三重県地域防災計画被害想定調査(平成 15～17 年度)

上記(3)の中央防災会議からの被害想定結果や、地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化等を考慮し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を平成 17 年3月に、「三重県地域防災計画被害想定データブック」を平成 18 年3月に公表している。

(5)津波浸水予測(平成 23 年度)

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことから、このような教訓をふまえ、津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難体制について早急に検討する必要があった。

一方、国の中央防災会議専門調査会では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされた。

そこで、平成 16 年3月に公表した県津波浸水予測図(東海・東南海・南海地震連動、M8.7)では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、県及び県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とすることを目的として、平成 24 年3月に新たな津波浸水予測図を公表している。

(6)三重県地震被害想定調査(平成 24～25 年度)

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、最新の科学的知見に基づく「理論上最大クラスの地震」のモデルに関する検討が行われ、平成 24 年3月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」が、同年8月には、第二次報告が公表された。

また、中央防災会議に設置された防災対策検討推進会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループからは、平成 24 年8月に「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」が、平成 25 年3月には、第二次報告が公表された。

このような国の動きを受け、三重県においても、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成 26 年3月に公表している。

2 活断層調査

兵庫県南部地震により地震を引き起こす活断層の存在が社会的関心を集めたことを契機に、三重県では、次のとおり活断層調査を実施している。

平成7～8年度及び平成 13～14 年度に鈴鹿東縁断層帯、平成9～13 年度に布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について検討を行っている。得られた成果は、平成 17 年3月にとりまとめた三重県地域防災計画被害想定調査を実施する上での基礎資料とするとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会による活断層の長期評価のための基礎資料ともなっている。


また、平成 17～19 年度には、県内全域の詳細な活断層図を作成し公表している。

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族での食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、住民が地震・津波からわが身を守るための備えが十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの住民が、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えと、津波からの避難対策に取り組んでいる。
--	---	---

第2項目 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	自主防災組織・自治会等	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 津波避難計画づくりの促進
	住民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自治会・自主防災組織	地域住民	(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
住民を顧客として事業を展開している防災関係機関	顧客	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (3) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進 (5) “津波から命を守るため”の防災対策の推進

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自主防災組織・自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1)地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、以下の普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 普及・啓発

- ① 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発と地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 避難指示等の町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ③ 地震発生時において自動車運転者が適切な行動を取るための広報・啓発
- ④ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守り、被災時の再建を円滑に行えるような防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑤ 生活必需品の備蓄など発災後 72 時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、地震・津波発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 外国人住民の防災対策における自助、共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑨ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑩ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- ⑪ その他、地震・津波に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

イ 支援

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所の避難所運営マニュアル作成支援

(2)津波避難計画づくりの促進

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。

2 住民を対象とした対策

(1)地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、「1 自主防災組織・自治会等地域コミュニティを対象とした対策 (1)地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 ア普及・啓発項目」のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップを配布し啓発に努める。
- ② 本町の災害特性に応じた津波避難訓練、防災訓練の実施に努める。
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施に努める。
- ④ 本町広報、ホームページ等による定期的な啓発による危機意識の醸成に努める。

- ⑤ 「Myまっぷラン」の作成に向けた普及・啓発に努める。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織・自治会等の対策

(1)本町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所の避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

(2)津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践

「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1)自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2)町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■住民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、本町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■住民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議において県が発行している「防災ノート」の活用に努める。

2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している住民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

5 “津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

【 担 当 課 】	総務課、関係各課
-----------	----------

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
災害ボランティアセンター等	組織の構成員やボランティアコーディネーター等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 町や県の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1)地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動を支援するとともに、自主防災組織リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2)女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1)自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2)多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

町や県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

3 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策

(1)災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援

災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2)多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■自主防災組織や災害ボランティアセンター等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1)構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 災害ボランティアセンター等の対策

(1)災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「災害ボランティアセンター」(紀宝町社会福祉協議会)において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2)構成員に対する・啓発

町や県の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。また、地域特性等を踏まえた自主講座等を定期的に関講し、組織の構成員の教育・啓発を推進する。

■住民が実施する対策

1 町や県の防災人材育成事業等への参画

住民は町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

【 担 当 課 】

総務課、福祉課

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、要配慮者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	住民、地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	住民、団員、地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 自助の確立 (2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画等を定める。
 - (ア) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (イ) 防災知識の普及に関すること。

- (ウ)防災訓練の実施に関すること。
- (エ)情報の収集、伝達に関すること。
- (オ)出火防止、初期消火に関すること。
- (カ)救出救護に関すること。
- (キ)避難誘導に関すること。
- (ク)給食、給水に関すること。
- (ケ)防災資機材の整備に関すること。

- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の継続的かつ活発な活動の促進

(2)自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地区における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の自主防災組織との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1)消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。また、消火用資機材をはじめ、救助資機材等の配備の充実を図り、これらの資機材の有効活用がなされるよう定期的な訓練指導を実施する。

3 住民を対象とした対策

(1)自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1)自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

なお、自主防災組織の活動内容は、平常時における災害の予防活動をはじめ、各種の災害における活動等について防災関係機関と協力して、各種の防災活動を実施するものとする。

① 平常時の活動

(ア)コミュニティ活動

要配慮者を含め、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ)防災知識の普及

災害時の心得、応急手当、避難方法、消防水利の所在等の防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練の実施

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し、避難所運営訓練等の各種訓練を実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等を実施

② 災害時の活動

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出・救護

(オ) 給食給水

(カ) 要配慮者の安全確保

(キ) 避難場所

(ク) 避難所の開設・運営

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

そのほか、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

消防団において、災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

① 情報の収集・伝達

② 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

③ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

④ 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)

⑤ 住民の避難誘導

⑥ 資機材の点検、配備及び確保準備

⑦ 警戒区域からの避難確保のパトロール

⑧ その他状況に応じた防災、水防活動

■住民が実施する対策

1 住民の対策

(1) 自助の確立

防災意識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。


(2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【 担 当 課 】	総務課
-----------	-----

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	災害ボランティアセンター関係団体	(1) 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が実施する人材育成への支援
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害ボランティアセンター関係団体	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティアセンター関係団体	(1) みえ災害ボランティアセンターとの協力体制の構築

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
住民		(1) 災害ボランティア等への参画
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害ボランティアセンターを対象とした対策

(1)災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備

災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、運営主体となる紀宝町社会福祉協議会と連携体制を構築し活動体制を整備する。また、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や防災時に担う役割の整備を図る。

(2)ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政やボランティア関係機関等のネットワークを形成し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。

また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

また、各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3)関係団体等が実施する人材育成の支援

災害ボランティアセンター関係団体が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2 活動に取り組む NPO ・ボランティア等を対象とした対策

(1)防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1)災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■災害ボランティアセンター関係団体が実施する対策(紀宝町社会福祉協議会)

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「災害ボランティアセンター」関係団体(紀宝町社会福祉協議会)において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 みえ災害ボランティアセンターと協力体制の構築

災害ボランティアセンター運営のため支援体制の構築に努める。

■住民や企業が実施する対策

1 住民の対策

(1)災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 企業の対策


(1)従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

【 担 当 課 】	総務課、福祉課
-----------	---------

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所と地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	地域住民、自主防災組織・自治会等	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所、従業員等	(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1)防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災対策、防災活動の実施を促進する。

(2)地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への参加促進と協力の啓発を行う。

また、企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 地域住民、自主防災組織・自治会等を対象とした対策

(1)地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織・自治会等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

2 企業・事業所、従業員等を対象とした対策

(1)企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(2)従業員等への防災教育・防災訓練の実施


従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

【 担 当 課 】	総務課、産業振興課
-----------	-----------

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携については、校舎や非構造部材の耐震化、防災教育の充実や地域と連携については、校舎や非構造部材の耐震化、防災教育の充実や地域と連携した合同避難訓練など、年々改善されてきたが、まだ十分とはいえない状況にある。 また、幼稚園や保育所における防災対策についても同様の状況にある。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての学校・保育所等などにおいて必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童・生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町(教育委員会・福祉課)	学校・幼稚園・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定並びに防災訓練の実施
		(2) 学校・保育所施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策
		(3) 学校・保育所施設等の安全点検
		(4) 幼児・児童生徒等への安全確保
		(5) 幼児・児童生徒等への防災教育の推進
		(6) 教職員等の学校防災人材の育成と活用
		(7) 家庭と連携した防災教育の推進
町(教育委員会)	幼児・児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	幼児・児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
町(福祉課)	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■町(教育委員会・福祉課)が実施する対策

1 学校・幼稚園・保育所等を対象とした対策(教育委員会、福祉課)

(1)校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定並びに防災訓練の実施

各学校・幼稚園・保育所等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校・保育所等の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2)学校・幼稚園・保育所等施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設等の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(3)学校・幼稚園・保育所等施設の安全点検

学校施設等の点検を行い、必要な補修を行う。

(4)幼児・児童・生徒等の安全確保

登下校時等の幼児・児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、幼児・児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、幼児・児童・生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

津波浸水想定地域にある学校にあつては、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。

2 学校を通じて児童・生徒等を対象にした対策(教育委員会)

(1)児童・生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

3 教職員等を対象にした対策(教育委員会)

(1)教職員等の学校防災人材の育成と活用

学校等防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、県教育委員会と連携した防災研修の実施や防災研修会への参加など防災研修を実施し、人材育成を推進する。

4 学校を通じて児童生徒等の保護者を対象にした対策(教育委員会)

(1)家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

5 学校・保育所等を通じて地域(地域住民)を対象とした対策(教育委員会・福祉課)

(1)地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校・保育所等と地域が連携して取り組める対策等について確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

6 児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(福祉課)

(1)児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・幼稚園・保育所等の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、学童保育、児童ディサービスにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

■保護者・児童・生徒が実施する対策

1 保護者・児童・生徒等を対象とした対策

(1)家庭における防災についての話し合い


学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【 担 当 課 】	総務課、教育委員会、福祉課
-----------	---------------

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための津波避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において津波避難対策が確立し、避難所の開設・運営が自主防災組織等と連携し、弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、避難行動要支援者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	地域・住民等及び関係団体	(1) 避難場所、避難所、避難路の整備・周知 (2) 避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示等基準の策定及び伝達体制の整備 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 避難指示等発令時における避難行動の検討 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 (3) ペット対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1)避難場所、避難路の整備・周知

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や津波避難タワーの整備等、多様な手段を用いた避難場所の確保に努める。

また、津波に対する避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

【避難場所等の留意事項】

- ① 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- ② 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ③ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- ④ 津波等による浸水のおそれのない場所、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- ⑤ 延焼の危険があるとき、又は安全な収容人員容量を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動できること。
- ⑥ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- ⑦ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ⑧ 仮設テントの設置に配慮すること。

(2)指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

【避難所の留意事項】

- ① 長期にわたる避難を想定しているため、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。また、学校については体育館や余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- ② 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸等、貯水槽、水泳プール、浄水器、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備等の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。

- ③ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。
- ④ 高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した福祉次避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- ⑤ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- ⑥ 感染症対策用備蓄品を充実させるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底等の感染症対策に配慮した運営体制を図ること。

(3)避難指示等基準の策定及び伝達体制の整備

- ① 避難指示発令時避難基準の策定
 避難の指示を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。また、町長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

(3) 指示の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

② 高齢者等避難伝達体制の整備

基本法に定める避難の指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

③ 避難情報の種類

	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> •要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> •避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 •その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> •通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> •予想される災害に対応した避難場所へ速やかに立退き避難する。 •避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> •前兆現象の発生や、現在の切迫した状況 	<ul style="list-style-type: none"> •既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害

	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
	から、人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	に対応した避難場所へ緊急に避難する。 ・避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な場所:避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

(4)避難誘導対策

県の実施する避難誘導対策に沿った、町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される地域においては、住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

避難にあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先し、被害を限りなくゼロに近づける。このため、避難訓練を通じ、問題点を明らかにするとともに、自助・共助の精神を醸成するものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備に努める。

(5)避難所運営対策

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所運営を支援するための職員等の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

(6)避難行動要支援者対策

町は、地域の実情に応じた避難行動要支援者対策を講じるよう努めるものとし、福祉避難所の指定に努める。

町長は基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための基礎とする名簿(以下この節において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

① 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合、または基本法第49条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とする。

- (a) 消防機関
- (b) 警察機関
- (c) 民生委員
- (d) 社会福祉協議会
- (e) 自主防災組織
- (f) その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (a) 要介護認定3～5を受けている者
- (b) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (d) 精神障害者保健福祉手帳1又は2級を所持する精神障害者
- (e) 障害程度(支援)区分認定4～6を受けている者
- (f) 上記以外の者で町長及び町計画に定める避難支援等関係者が共に支援が必要であると認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面を持って明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所または居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

※(d)「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

④ 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めなければならない。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図る。

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合はその限りではない。

避難行動要支援者から避難支援等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得たうえで、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障害等により、個人情報情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、または、避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

- (a) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (b) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
- (c) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。
- (d) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (e) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (f) 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなくてはならない。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

(7)観光客、帰宅困難者等対策

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は避難場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。海岸沿いにある道の駅「紀宝町ウミガメ公園」等の集客施設については、来訪者が津波、高潮等から即座に避難できるよう避難場所の整備等の避難対策を推進する。

また、施設管理者と協力して食料・飲料水等の備蓄に努める。

(8)ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(9)避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 地域住民を対象とした対策

(1)地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施又は、町の防災訓練等の参加に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1)入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、町の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1)施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、町の避難場所及び避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1)観光客等にかかる避難対策の推進

町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■住民が実施する対策

(1)地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

(2)個人の津波避難計画の策定

津波浸水想定地域にある住民は、県の「Myまっぷラン(個人の津波避難計画)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した個人の津波避難計画の策定に努める。

(3)ペットの同行避難対策


ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、企画調整課、税務住民課、福祉課、教育委員会
-----------	---------------------------------

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】 <ul style="list-style-type: none">地震等によって、建築物等の倒壊・崩壊・焼失による被害が想定される。		【この計画がめざす状態】 <ul style="list-style-type: none">建築物等の耐震化・不燃化への取り組みが、着実に進められている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民等	(1) 建築物等の耐震化 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 密集市街地にかかる地震防災対策 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 建築物等の耐震化

(1)町立建築物等

町の建築物等が被災した場合に生じる機能障壁が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進する。

- ① 町の公共施設については、耐震診断を行い、計画的に建て替え・耐震補強等を実施する。
- ② 消防機関又は消防施設については、地震対策上必要な措置を講ずる。

(2)一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、町立施設と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

ア 病院、社会福祉施設、学校等多数の住民が集合する建築物については、町立施設と同様に、耐震性の確保(建築落下物の防止を含む)を図るよう指導する。

イ 住宅等小規模な建築物の耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震補強について支援を行う。

ウ 建築基準法(昭和25年法律201号)第12条の規定に基づき、知事が指定した特殊建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度がある。町は、県の協力を得てこの制度を活用し、建築物の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該建

建築物の所有者又は管理者に災害防止措置を促す。

(3)ブロック塀・石垣等

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の育成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

- (1)災害時に被災建築物応急危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災建築物応急危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進していく必要がある。
- (2)町は、被災建築物応急危険度判定の実施に当たり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と被災建築物応急危険度判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの確保に努める。
- (3)町は、災害時に円滑かつ効果的な判定活動を行えるよう、日頃から住民に対し広報誌等により被災建築物応急危険度判定制度について周知を図る。
- (4)被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

【 担 当 課 】

総務課、環境衛生課、基盤整備課、福祉課、みらい健康課、教育委員会

第2節 公共施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 道路、海岸、港湾、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。



【この計画がめざす状態】

- 町内のどの地域においても、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、海岸、港湾、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 港湾の防災・減災対策 (3) 海岸の防災・減災対策 (4) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路の防災・減災対策

(1)道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、近畿自動車道紀勢線をはじめとするミッシンググリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、道路整備方針に基づき新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路、新宮紀宝道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進を図る。

(2)計画的な維持管理対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

① 町道については、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから、災害防除事業に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るものとする。

② 町内の道路で落石のおそれがある危険箇所について、町は、早急に災害防除事業を推進するよう県及び関係機関に働きかける。

(3)緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送を確保するため、県及び関係機関と連携し、幹線的な道路と防災拠点と相互に連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路等、優先度の高い箇所から順次改良を進め、橋梁についても耐震化及び老朽橋の架替を推進し、さらに緊急輸送を確保するため必要な整備を推進する。

(4)自動車専用道路の整備に併せた一時避難場所等の整備

一般国道 42 号新宮紀宝道路が平成 25 年度に新規事業化され、平成 26 年 7 月には事業案が示された。案では、熊野川河口部に橋梁をかけ、陸地部分は盛土で整備する計画となっている。盛土

が整備される鶴殿地区内には、津波到達までに避難できない地域があることから、津波一時避難場所となる自動車専用道路への避難階段等の整備を強く要望するとともに、これに必要な協力を行う。

また、平成 31 年度には、一般国道 42 号紀宝熊野道路が新規事業化され、今後の整備が見込まれることから、特に避難困難地域の近接地に、道路整備に併せて一時避難場所等を整備するよう強く要望していく。

2 港湾の防災・減災対策

(1)防災拠点施設の整備

港湾は、地域経済社会の発展に大きく寄与する海の交通拠点として重要な役割を果たしている。港湾施設の整備においては、港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づき、震源特性、伝播経路特性、サイト特性を考慮して得られる工学的基盤における時刻暦波形をもとに、表層地盤や構造物の特性を考慮して算定する方法を用いて建設している。

なかでも、鶴殿港において耐震強化岸壁を整備していることから、引き続き整備の推進を県に働きかけ、これらを活用した災害時の海上輸送体制の構築を図る。

3 海岸の防災・減災対策

(1)施設の耐震性向上対策

海岸保全施設については、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、老朽化等により脆弱化した箇所への補強対策及び堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策を進める。

さらに、地震被害想定調査の結果をもとに、津波対策の検討を進める。

(2)水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

4 河川の防災・減災対策

(1)河川管理施設の地震・津波対策

津波の河川遡上による被害を軽減させるため、津波浸水予測区域内の堤防について、脆弱箇所の補強を進めるとともに、水門等の耐震対策を進める。

特に河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等の逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼすおそれのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策を実施するものとする。

また、河川改修にあわせた堤防の耐震対策を実施するとともに、津波対策の検討を進める。


(2)水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課
-----------	-----------

第3節 危険物施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取組にばらつきがある。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が講じられている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町が事務委託する消防機関 (熊野市消防署紀宝分署)	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化・耐浪化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化・耐浪化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■町が事務委託する消防機関(熊野市消防署紀宝分署)が実施する対策

危険物施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物製造所等」という。)に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- (2) 危険物の貯蔵・取扱い
- (3) 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- (4) 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

2 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

4 施設の耐震化・耐浪化の促進

施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

5 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化・耐浪化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化・耐浪化の促進に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。


4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【 担 当 課 】	町が事務委託する消防機関(熊野市消防署紀宝分署)
-----------	--------------------------

第4節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策(活動)項目
町	(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害危険箇所の災害防止対策 (3) 警戒避難体制の整備 (4) 宅地災害の防止 (5) 液状化対策 (6) ため池改修事業

第3項 対策

■町が実施する対策

1 土砂災害対策

(1)土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて住民等に周知する。

- ① 町は、県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、土砂災害(特別)警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努める。
- ② 町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、周知徹底を図る。また要配慮者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

2 土砂災害危険箇所の災害防止対策

県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

(1)土石流対策

- ア 砂防指定を要する箇所の指定促進
- イ 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
- ウ 開発等に係る行為の制限等、指定地内の管理

(2)地すべり対策

危険箇所については、地質調査等を実施した上で、必要な防災工事を県へ要請する。

(3)急傾斜地対策

危険箇所の指定促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請する。

3 警戒避難体制の整備

土砂災害防止法(平成12年法律57号)に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域については、危険箇所ごとに、次の事項について具体的に定めておく。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害危険箇所等の把握
- ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール

4 宅地災害の防止

(1)宅地防災月間の設定

5月を宅地防災月間と定め、開発施工区域内を中心に巡視し、現地での指導を行う。また、広報活動を通じて住民への周知に努める。

(2)宅地防災工事の貸付制度の活用

改善を必要とする宅地については、独立行政法人住宅金融支援機構による貸付制度の周知及び指導に努める。

(3)がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

(4)被災宅地危険度判定体制

災害時に被災宅地危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災宅地危険度判定士を養成していくことについては、県と町が連携して施策を推進していく必要がある。

(5)造成工事等に対する指導の強化について

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例及び、宅地造成等規制に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を行い、災害を防止するための必要な措置を講ずること。

5 液状化対策

(1)地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2)被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3)小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

6 ため池改修事業


町内のため池は、水田の約40%の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施する。

【担当課】	総務課、基盤整備課、産業振興課
-------	-----------------

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害輸送体制の確立 (2) 緊急輸送ネットワークの確保 (3) 陸上輸送対策 (4) 航空輸送対策 (5) 海上輸送対策
	運送事業者等	(6) 運送事業者等との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1) 災害輸送体制の確立

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策物資、資機材の輸送は、町において行う。ただし、町において処理できないときは、国、県等の防災関係機関に応援を要請する。

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備に努め、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(3) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所への道路構造強化を進める。

また、緊急輸送道路沿いの大規模建築物の耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(4) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(5) 海上輸送対策

① 港湾施設(鵜殿港)の復旧体制の確保

港湾の管理者に対し、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を要請する。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築


あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、関係各課
-----------	----------------

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各部隊、町が的確に災害対応にあたることができる体制が整っている。</p>
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防団等	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化
熊野市消防署紀宝分署		(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■災害対策本部を対象とした対策

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1)災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2)物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3)現地災害対策本部機能の整備検討

庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い施設を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

(4)災害時の報道対応の充実

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、住民等への情報の伝達を迅速・的確に行うため、災害対策本部に隣接した場所へ報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

(5)第2指令機能整備にかかる検討

津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定される市町災対本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

(1)津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

(1)職員への防災教育・防災訓練の実施

職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

- ①南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ②地震・津波に関する一般的な知識
- ③東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑤緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑥職員等が果たすべき役割
- ⑦地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑧職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
- ⑨図上訓練等を通じた各所属で作成した災害時事務マニュアルの内容検証

(2)職員の防災対策の推進

職員は、「第1章 第1節 町民や地域の防災対策の促進」において住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

<消防団等を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1)消防団員の充実・資質向上等

地域における消防防災の中核である消防団について、青年層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2)消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3)消防用水の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

■熊野市消防署紀宝分署が実施する対策

1 消防力の強化

(1)消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図り、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

ア 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。また、大規模災害発生時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救命救急士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

2 救助・救急機能の強化

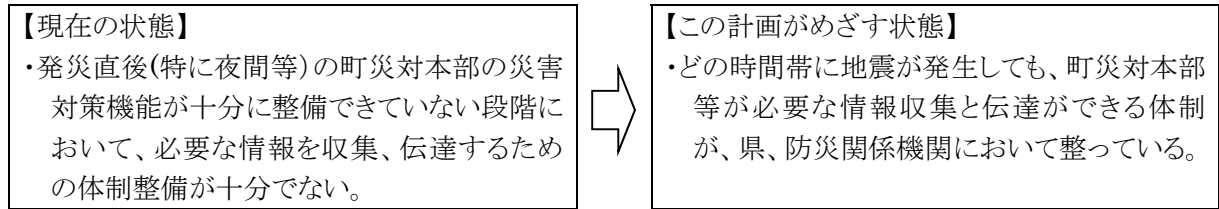
災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【 担 当 課 】	総務課、熊野市消防署紀宝分署
-----------	----------------

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、電気通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 防災広報活動 (3) 広域応援体制の整備

第3項 対策

1 災害対策本部を対象とした対策

(1)災害情報収集・伝達体制の整備

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を確保するため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2)被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等、適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者)を対象とした対策

(1)通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、和歌山支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《通信事業者等の対策》

1 設備面の災害予防

(1)通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2)施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3)災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4)災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。


3 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

【 担 当 課 】	総務課
-----------	-----

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。</p>
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1)医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

○救護所設置場所: 鶴殿小学校

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について紀南医師会と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大する。このため、町及び関係機関は、これらの医薬品等を含め、救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2)医療・救護機能の確保

市町立病院等の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

町長は、あらかじめ医療施設の利用について紀南医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1)災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

3 災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

(1)医療・救護体制の整備

県の「医療体制の整備」、町の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

(2)医薬品等の確保・供給体制の整備

「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

(3)医療・救護機能の確保

「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

(4)後方医療体制等の整備

災害時に傷病者等の診療の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に向けて、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

災害時には、医師、看護師、医薬品、医療機材が不足し、町では町内で発生したすべての医療救護要請に対応できない場合が予想される。このため、後方医療施設への重傷者の搬送、県、日赤等に対する医療救護班の派遣要請等について、関係団体と協議を行う。

(5)後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、三重県防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリコプター等を有効に活用するとともに、後方医療機関への搬送体制を構築する。

4 住民が実施する対策


(1)災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

【 担 当 課 】	総務課、みらい健康課
-----------	------------

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関、県内外市町村からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、他市町村への応援体制についても十分な調整がなされていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また他市町村への災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策本部を対象とした対策

(1)市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

なお、町が締結している協定等は、次のとおりである。

- 三重県内消防相互応援協定
- 三重県市町災害時応援協定
- 三重県水道災害広域応援協定
- 三重県災害等廃棄物処理応援協定
- 災害時相互応援協定(石川県中能登町)

(2)県外市町村との災害時連携体制の構築

県外の協定市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。この他、県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

(3)防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4)応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1)防災関係機関(自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等)との連携体制の構築


平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容(救急, 救助, 応急医療, 緊急輸送等)について平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

【 担 当 課 】	総務課、環境衛生課
-----------	-----------

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市町		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域にかかる災害時用物資等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
	住民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・町	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
地域		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1)災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

町の備蓄資材及び機材等は次に示すとおりである。

備蓄資機材	点検責任者	点検時期
水防資材・機材	総務課長	6月、12月各上旬
主食	総務課長	〃
災害応急対策等に必要土木資材	基盤整備課長	〃
災害応急対策等に必要給水用資材	環境衛生課長	〃
救助法による衣料、生活必需品	福祉課長	〃
救急用医薬品	みらい健康課長	〃
防疫用機材	環境衛生課長	〃
林野火災対策用資機材	総務課長	〃

(2)災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

町は、地震・津波を想定し、災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

備蓄場所及び保管・管理体制について、備蓄方法や場所等は各種災害被害想定調査等に基づく数量を把握し、備蓄計画を策定し整備する。

(3)避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、災害時用物資(食料等を含む)の備蓄を図る。

(4)孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等(食料等を含む)の備蓄を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1)災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築(各物資等調達協定締結部署)

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町や県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、県内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、町や県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 住民を対象とした対策

(1)家庭における災害用備蓄の促進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、各家庭に対して発災後3日分以上の食料や飲料水及び物資等の備蓄を働きかける。

(2)地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1 災害時用物資等の供給体制の構築

町と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

■地域が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

津波による浸水が想定される地域等においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■住民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【 担 当 課 】	総務課
-----------	-----

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。



【この計画がめざす状態】

- ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	施設利用者	(1) 上水道施設(町管理)を対象とした対策 (2) 浄化槽を対象とした対策 (3) 町民バスを対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
------	----------

第3項 対策

■町が実施する対策

1 上水道施設(町管理)を対象とした対策

地震・津波による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、次の対策を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。また、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

(1)耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、耐震設計及び耐震施工に努め、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

(2)施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3)応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保するよう努め、「三重県水道災害広域応援協定(H9.10.21 締結)」、等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。

さらに、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

《津波対策について》

(1)津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 浄化槽(町管理)を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、浄化槽の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

(1)耐震性の強化

町が管理する浄化槽施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努め、災害に強い浄化槽の整備を図る。

(2)被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

(3)応急復旧のための体制整備

浄化槽機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

《津波対策について》

(1)津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

3 町民バスを対象とした対策

「＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞」に準じる。

■ライフライン関係企業が実施する対策

1 電気事業者の対策

(1)設備面の災害予防

ア 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

イ 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

ウ 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

＜LPガス事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

(1)情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1)施設の耐震性の強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2)災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3)防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

- ア 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- イ 災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3)運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1)防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の乗客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集

カ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

ア 地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

イ 災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3)運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<石油商業組合の対策>

1 施設面の災害予防

(1)施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1)情報伝達体制の確立

ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 県対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶の対応も含めて検討する。

(2)「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

ア 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合の窓口及び連絡方法等について定める。

イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があつた場合の供給体制や方法について、事前に検討する。

■住民が実施する対策


住民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【 担 当 課 】

総務課、基盤整備課、産業振興課、環境衛生課、企画調整課

第7節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各部隊の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。 ・ 実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練では、総括部隊を中心とした町災对本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。 ・ 実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場면을想定して実施している。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	自主防災組織等	(1) 多様な防災訓練の実施
		(2) 県の防災訓練への協力・参画
		(3) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 町や県等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

災害時に備え、町、県、防災関係機関、住民、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、少なくとも年1回以上防災訓練を実施し、その属する機関の職員等に対し防災責任と防災技能の強化向上を促すとともに、他の防災機関との連携を深め、併せて、地域住民の防災思想の普及を図るものとする。

特に、防災週間中においては、「防災の日」にちなんだ各種の行事を実施して広く住民等の参加を求め、町、防災関係諸団体等が参加する総合的な防災訓練を実施し、要配慮者や女性、事務所など、多様な主体の参画に努め、防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

(1)多様な防災訓練の実施

災害時にその機能が十分に発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能向上に努めるものとする。

なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方の視点に十分配慮するように努める。

ア 基礎訓練

- ①通信連絡訓練
- ②非常招集訓練
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤水防訓練
- ⑥消防訓練
- ⑦津波警報等の情報収集・伝達
- ⑧その他必要な訓練

イ 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

①実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられる。

- 注意報、警報等の伝達通信訓練
- 災害防御訓練
- 避難訓練
- 救急、救助訓練
- 災害応急復旧訓練

②図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制等を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- 災害応急対策に従事または協力する者の動員及び配置計画
- 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- 住民の避難対策

(2)県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1)自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

<企業・事業者等の対策>

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

<自主防災組織等の対策>

自主防災組織が実際に活動できる環境づくり、組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常化、訓練の定期的実施を図るものとする。また、地域の自主防災体制を強化するため、町内各地での自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 町や県の防災訓練への協力・参画

町・県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■住民が実施する対策


1 地域等における防災訓練への参画

地域等の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

【 担 当 課 】	総務課、福祉課
-----------	---------

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の災害廃棄物処理計画は、一般的な規模の災害の想定のもと、住民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されており、地震津波被害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分である。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画が策定され、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の耐震対策等

第3項 対策

1 災害廃棄物処理計画策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、各市町の地域防災計画と整合を取り、「災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2 広域的な協力体制の整備

(1)三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、町は、広域的な協力体制に努める。

(2)応援体制の整備

町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3)仮置場の候補地の選定

町は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1)管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【担当課】	総務課、基盤整備課、環境衛生課
-------	-----------------

第3部 発災後対策

震災後対策別タイムスケジュール

		震災後1時間以内		震災後3時間以内		震災後6時間以内		震災後12時間以内		震災後24時間以内		
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備	町災害対策本部の設置	災害対策本部員会議の設置	主要活動拠点の確認・調整	災害対策本部員会議、以降必要に応じ随時開催					
		第2節	通信機能の確保	通信手段の確保	通信手段途絶の対応			通信設備お応急復旧				
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	状況の把握及び応急対策方針の確立	県に対し自衛隊・海上保安庁要請の要求		受入体制の整備			経費の負担区分の協議		
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	津波情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達							
		第5節	広域的な応援・受援体制の整備		(応援)	協定書等に基づく応援要請の受理・調整		町民への広報・広聴				
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等		(受援)	国・県に対する応援要請・協定書等に基づく応援要請		連絡要員の派遣				
		第7節	災害救助法の適用			災害救助法の適用		災害救助法の運用				
第2章	社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	道路交通情報・被害情報の収集	道路/バトロールと緊急時の措置			緊急輸送道路の確保 緊急輸送道路の指定				
		第2節	水防活動	必要な箇所の門扉開閉操作	水防施設等の監視・警戒体制の整備		水防施設の応急復旧工事の実施					
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全	被災情報の収集	町施設の応急対策活動			町水道施設応急復旧活動				
		第4節	公共施設等の復旧・保全	被災情報の収集	人員及び資機材の確保			復旧活動・危険箇所の周知				
		第5節	ヘリコプターの活用	被災情報の収集 ヘリコプターの応援要請	活動拠点の確保・各活動の実施							
第3章	医療・救急活動	第1節	救助・救急及び消防活動	各救助機関への部隊派遣要請	活動拠点確保・資機材調達等							
		第2節	医療・救護活動	医療情報の収集・共有	救急・救助及び消防活動の調整		医療救護活動			医療機関の応急復旧		
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難の指示等 応急の避難情報の伝達	被災者の大規模避難対策		避難所開設・運営支援					
		第2節	要配慮者対策	要配慮者・施設等の被害状況把握・受入調達等	要配慮者への応急対策情報等の提供			避難所等への専門職員派遣				
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	学校・保育所等における児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保	児童生徒の下校又は保護継続の判断			町立学校等への支援				
		第4節	ボランティア活動の支援		被災情報等の収集と共有			災害ボランティア支援センターの設置				
		第5節	防疫・保健衛生活動					防疫活動の実施・支援 健康管理の実施・調達				
		第6節	災害警備活動	災害警備本部の設置 津波災害に対応した活動	災害警備活動の実施							
		第7節	遺体の取り扱い		検視場所・遺体安置所の調整		検視・検案・身元確認・引き渡し 遺体保存用資機材等の支援					
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保	車両の確保 輸送ルートの情報収集・伝達				輸送手段の確保				
		第2節	救援物資等の供給	物資要請情報の収集・整理・調達					救援物資の受入 物資等の調達			
		第3節	給水活動	飲料水の確保	応急給水活動の調整 津波災害への対応		応急給水活動の実施					
第6章	特定災害対策	第1節	海上災害への対策	情報の伝達	応急対策活動		災害救助活動 流出油防除応急対策活動					
		第2節	危険物施設等の保全	災害発生防止の緊急措置			災害発生防止の緊急措置 災害応急対策					
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動	廃棄物の撤去								
		第2節	住宅の保全・確保	し尿処理対策								
		第3節	文書等対策	住宅関連情報の収集								
		第4節	災害義援金等の受入・配分	学校施設の一時的措置								

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

【主担当部】:総務部、各部

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、町災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 町災害対策本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 町災害対策本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための配備体制	総務部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
町災害対策本部の設置	総務部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
本部員会議の開催	総務部	【発災後随時】 必要に応じ	各部、防災関係機関等
災害対策職員の健康管理	総務部	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、 必要に応じて	各部等

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策のための配備体制

(1)配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、町は、次の基準による配備の体制を整える。

体制※1	第1配備 (準備体制)	第2配備 (準警戒体制)	第3配備 (警戒体制)	第4配備 (非常体制)
配備基準	1.町に震度3の地震が発生したとき。 2.町隣接市町(熊野市、御浜町、新宮市)に震度4の地震が発生したとき 3.その他地震に関する災害が発生または予想され、町長(本部長)が必要と認めたとき。	1.町に震度4の地震が発生したとき。 2.町隣接市町(熊野市、御浜町、新宮市)に震度5弱以上の地震が発生したとき。 3.津波注意報が町内に発表されたとき。(津波予報区「三重県南部」) 4.その他地震に関する災害が発生または予想され、町長(本部長)が必要と認めたとき。	1.町に震度5弱の地震が発生したとき。(自動参集) 2.津波警報が町内に発表されたとき。(津波予報区「三重県南部」)(自動参集) 3.地震又は津波により災害が発生した場合で町長(本部長)が必要と認めたとき。	1.町に震度5強以上の地震が発生したとき。(自動参集) 2.大津波警報が町内に発表されたとき。(津波予報区「三重県南部」)(自動参集) 3.町全域にわたって地震又は津波により甚大な災害が発生した場合で、町長(本部長)が必要と認めたとき。
本部設置	—	災害対策本部設置		
配備要員 ※2	総務部及び基盤整備部及び産業振興部の所要人員をもってあたる。	総務部及び基盤整備部及び産業振興部の所要人員をもってあたる。	全職員	
業務	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、総力をあげて応急対策活動にあたる。	

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部局等(警察本部を除く)は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

(2)職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生し、甚大な被害が発生又は津波警報が発表された場合は、緊急初動対策要員が町災害対策本部に参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。

準備体制・警戒体制	非常体制
各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属部所と連絡をとり、又は自らの判断で所属部所に参集する。	全職員は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部所もしくは参集場所へ参集する。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、緊急初動対策要員は、所属部所に関係なくあらかじめ町災害対策本部(防災拠点施設)に参集する。

【非常体制時の職員参集場所について】

原則、自らの所属部所へ参集する(第1参集場所)。

ただし、交通の途絶等により所属部所への参集が不可能な場合には、以下の参集場所へ参集する。

〔第2参集場所〕最寄りの指定避難所(井田小学校、神内小学校、鶴殿小学校、まなびの郷、相野谷中学校)

〔第3参集場所〕最寄りの公共施設(御船浄水場)

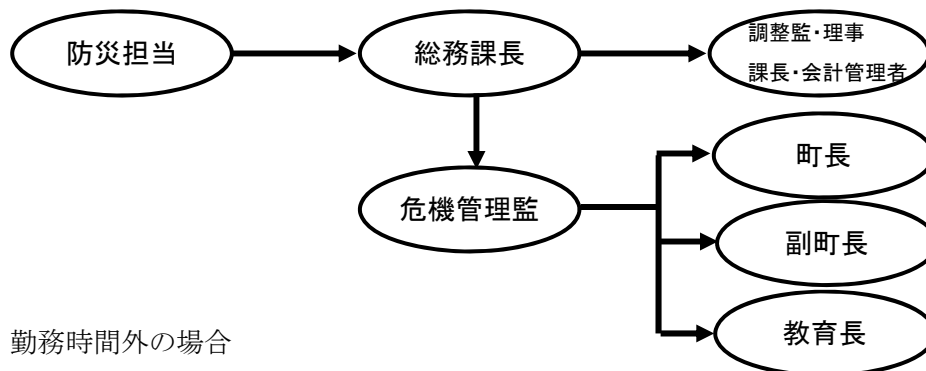
〔第4参集場所〕その他の最寄りの公共施設(県施設等)

なお、津波警報、大津波警報が発表された場合は、原則最寄りの津波避難場所に避難する。その後、状況の推移を見極め、津波の被害を受けずに自らの所属部等へ移動できると判断した場合、安全を確保しつつ自らの判断で参集する。(第1波到達後、概ね8時間を基準とする。)

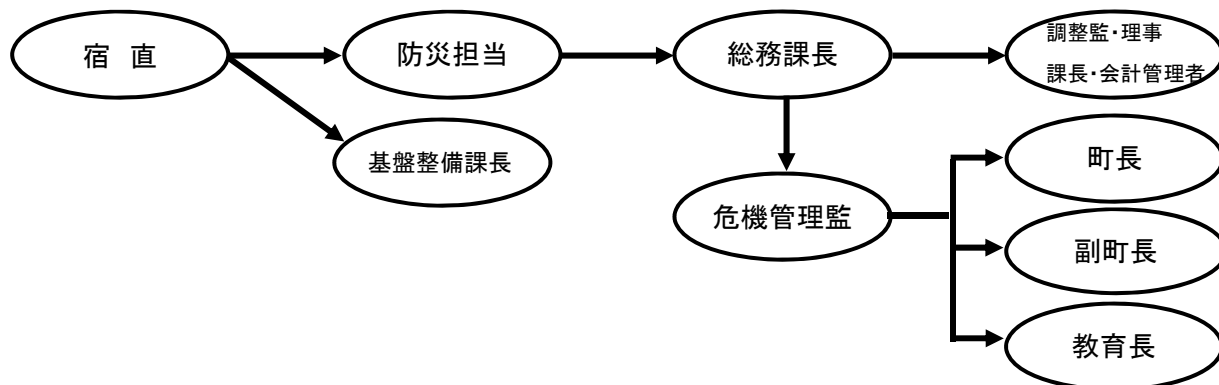
(3)幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における町長等幹部職員への第1報等の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外の場合



2 町災害対策本部の設置

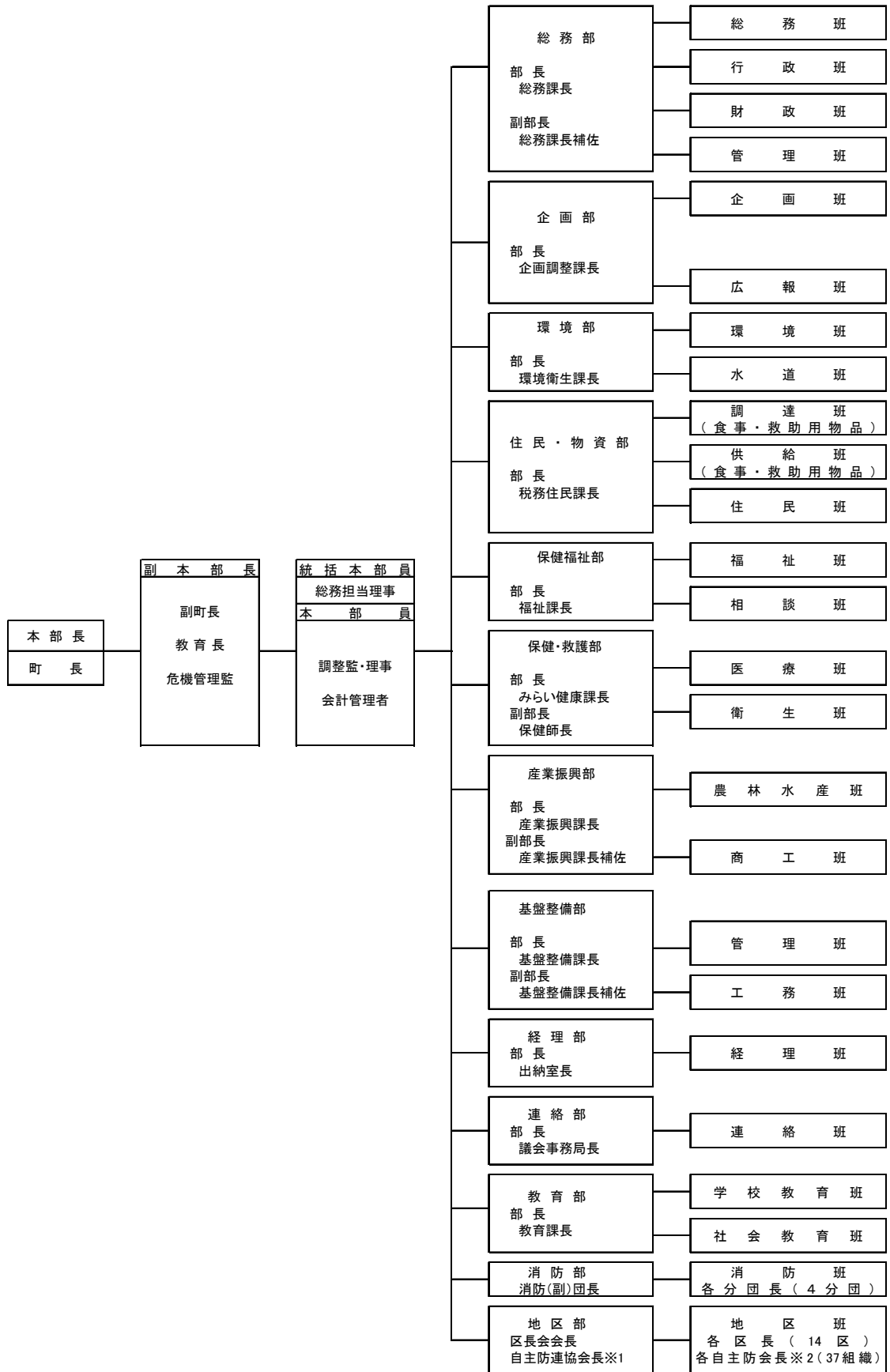
町内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めるとき、町長は基本法第23条2の規定に基づき町災害対策本部を設置する。

また、「町災害対策本部」の組織及び運営は、「紀宝町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 町災害対策本部の概要

名 称	紀宝町災害対策本部
構 成 員	本部長、副本部長、統括本部員、本部員、部長、副部长、班長及び部員
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、教育長、危機管理監 ※町長が不在の時は、副町長、教育長、危機管理監の順に指揮をとる。
統 括 本 部 員	総務担当理事
本 部 員	理事、会計管理者
部 長	各課(室・局・所)長、消防団長、区長会長、自主防災組織連絡協議会長
副 部 長	参事、課長補佐、保健師長、消防副団長、区長会副会長、自主防災組織連絡協議会副会長
設 置 場 所	各課執務室(大規模震災時は、防災拠点施設5階)
設 置 基 準	第2配備、第3配備、第4配備の場合に設置(P103 参照)
廃 止 基 準	町の地域内に、災害の発生するおそれが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したとき。
組 織	【ア 紀宝町災害対策本部機構】(P106 参照)
活 動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部の所掌事務のほか、以下の活動を行う。 1 災害対策本部員会議の開催 本部長、副本部長、各本部員、各部長により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ①災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ②緊急かつ迅速に対応すべき次案の検討 ③本部長の指示の共有 ④災害応急対策の実施結果についての全庁的な情報共有 2 防災拠点等の活動拠点の確保・調整 災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点(救助、医療、物資等)について調整するものとする。 また、各部に対し、設置した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。
所 掌 事 務	【イ 災害対策本部の所掌事務】(P107 参照)
そ の 他	1 町災害対策本部が設置されたとき、次の組織は包括される。 ・町水防本部(水防法に基づく) ・紀宝町水道災害本部(三重県水道災害広域応援協定に基づく) ・紀宝町災害廃棄物処理対策本部(三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく) 2 県の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常(緊急)災害対策本部と連絡調整を図る。

ア 災害対策本部機構



※1 自主防連協会長=自主防災組織連絡協議会会長 ※2 各自主防会会長=各自主防災組織会会長

図 14 紀宝町災害対策本部機構

イ 災害対策本部の所掌事務

部(担当課・組織)	班	運営概要
総務部 (総務課)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡及び各部・班との統制に関すること。 本部職員の動員に関すること。 職員の公務災害補償に関すること。 被災者生活再建支援法に関すること。 部の庶務に関すること。
	行政班	<ul style="list-style-type: none"> 町災害対策本部の設置・運営及び廃止の検討に関すること。 本部員会議の運営に関すること。 災害対策の全般に関すること。 気象予警報の伝達に関すること。 防災行政無線の通信の確保に関すること。 住民に対する避難指示に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 被害状況の記録に関すること。 建物の被害調査に関すること。 県災対策本部への災害速報に関すること。 自衛隊派遣要請及び他の地方自治体に対する応援要請に関すること。 消防関係機関との連絡に関すること。 消防団員の出動要請に関すること。 防災ヘリコプターの派遣要請に関すること。 水防に関すること。 自主防災組織との連絡に関すること。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係の予算に関すること。 財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
	管財班	<ul style="list-style-type: none"> 町有財産、営造物の災害対策に関すること。 町有財産の被害調査に関すること。 町有自動車の配車に関すること。 国、他の地方公共団体等の災害応援職員の宿舎確保に関すること。 被害者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関すること。 災害用臨時電話の施設に関すること。 部の庶務に関すること。
企画部 (企画調整課)	企画班	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の企画及び調整全般の総合調整に関すること。 避難の企画に関すること。 広域市町村圏との連絡調整に関すること。 交通機関関係の災害対策に関すること。 観光関係の災害対策に関すること。
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 災害広報・広聴活動に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 町ホームページ等の管理に関すること。 災害写真等の収集・整理に関すること。 部の庶務に関すること。
物資部 (税務住民課)	調達班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資の調達に関すること。 救助用・主食・副食物の調達に関すること。

部(担当課・組織)	班	運営概要
物資部 (税務住民課)		<ul style="list-style-type: none"> 救助用燃料の調達に関すること。 救助用諸物資機材の調達に関すること。 その他、他の部に属さない物資の調達に関すること。 り災による町税等の減免に関すること。 部の庶務に関すること。
	供給班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資の供給に関すること。 救助用主食・副食物の供給に関すること。 救助用燃料の供給に関すること。 救助用諸物資機材の供給に関すること。 物資の輸送に関すること。 その他・他部に属さない物資の供給に関すること。
	住民班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の適切な運営及び管理支援に関すること。 遺体の埋火葬に関すること。 住民の安否に関すること。
保健福祉部 (福祉課)	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 救助法の適用に関すること。 救助法運用に関すること。 災害義援金品の募集配分に関すること。 保育所園児の災害防止に関すること。 日本赤十字、社会福祉協議会、ボランティア等との連絡調整に関すること。 災害ボランティアセンター運営支援に関すること。 福祉施設の被害調査に関すること。 福祉施設に関すること。 保健福祉事務所等の連絡調整に関すること。 被災地の民生安定に関すること。 要配慮者の保護に関すること。 被災母子世帯及び独居老人世帯の保護対策に関すること。 部の庶務に関すること。
	相談班	<ul style="list-style-type: none"> 災害の相談に関すること。 被災者に関する各種保険給付金の早期支払いに関すること。 被災者の国民健康保険税及び一部負担金の減免に関すること。
環境部 (環境衛生課)	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生全般に関すること。 災害によるじんかいの処理に関すること。 災害によるし尿の処理に関すること。 公害防止に関すること。 町営浄化槽の復旧に関すること。 仮設トイレの設置等に関すること。 死亡獣畜の処理に関すること。 災害家屋の消毒に関すること。 部の庶務に関すること。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> 水道関係の被害調査に関すること。 水道の応急補修に関すること。 飲料水の供給に関すること。

部(担当課・組織)	班	運営概要
環境部 (環境衛生課)		<ul style="list-style-type: none"> 災害による水質検査に関すること。
救護部 (みらい健康課)	医療班	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の設置等に関すること。 入院治療を受けるものの収容に関すること。 その他医療救護全般に関すること。
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 防疫に関すること。 医薬品、衛生材料等の供給に関すること。 食品衛生に関すること。 部の庶務に関すること。
産業振興部 (産業振興課)	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> 耕地、農道、ため池等農業施設関係の被害調査並びに応急復旧に関すること。 治山、林道、その他林業用施設の被害調査並びに応急復旧に関すること。 農林・水産関係の被害調査に関すること。 農作物の防疫に関すること。 水産業関係機関との連絡調整に関すること。 その他農林水産全般に関すること。 家畜伝染病予防に関すること。 り災家畜の収容等に関すること。 部の庶務に関すること。
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の災害対策に関すること。 商工諸団体との調整に関すること。 災害に関連した失業者の対策に関すること。
基盤整備部 (基盤整備課)	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 救助用資機材及び応急建築資材の調達供給に関すること。 災害時における応急対策要員(人夫等の確保)に関すること。 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること。 被害建築物応急危険度判定等に関すること。 応急仮設住宅の建築に関すること。 被災者に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関すること。 部の庶務に関すること。
	工務班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁及び河川堤防等の災害調査並びに応急復旧に関すること。 道路パトロールの実施に関すること。 道路情報の把握と提供に関すること。 異常時における通行事前規制に関すること。 道路及び橋梁の応急補修に関すること。 河川及び海岸堤防等の応急補修に関すること。 集落排水路等の応急補修に関すること。 災害工事用資材の調達、供給に関すること。 港湾関係の被害調査に関すること。
経理部 (出納室)	経理班	<ul style="list-style-type: none"> 災害経理(義援金の保管を含む)に関すること。 災害時に必要な事務用品の出納に関すること。 部の庶務に関すること。

部(担当課・組織)	班	運営概要
連絡部 (議会事務局) 連絡部 (議会事務局)	連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 視察状況の記録に関する事。 各部との連絡に関する事。 被災地との連絡に関する事。 部の庶務に関する事。
教育部 (教育課)	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の災害対策並びに被害調査に関する事。 被災児童生徒に対する避難及び授業に関する事。 被災児童生徒の保健管理に関する事。 災害救助用教科書等の支給に関する事。 災害時における学校給食の対策に関する事。 教職員の災害対策のための動員確保に関する事。 部の庶務に関する事。
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の被害調査に関する事。 社会教育関係団体の連絡調査に関する事。 文化財の災害対策に関する事。 その他社会教育全般に関する事。
消防部 (消防団)	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 消防全般の連絡調整に関する事。 消防施設等の被害調査及び報告に関する事。 消防施設、機械器具等の災害対策及び管理に関する事。 危険物の災害対策に関する事。 消防の教育、訓練に関する事。 水防活動に関する事。 水防資機材の保管に関する事。 避難所の開設等についての協力に関する事。
地区部 (自治会・ 自主防災組織)	地区班	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の義援物資の受け入れ配分に関する事。 本部との相互連絡に関する事。 避難所の開設・運営に関する事。

3 災害対策要員の確保

平常時から、初動対策要員を指定するなど初動要員の確保に努め、24時間即応可能な体制を整備するとともに、役場本庁舎以外の町公共施設等に現地災害対策本部を設置できるよう必要な体制を整備するよう検討するものとする。また、職員の配備体制、参集基準、参集場所の明確化に努め、職員への参集情報が確実に伝達される方法について定めておくものとする。

(1)職員の配備体制

町災害対策本部の各部長は、配備基準に基づく各部の班別活動要員を確保するための計画を樹立し、班長及び班員に周知徹底するとともに、計画書を提出しなければならない。

(2)動員、配備の方法

本部長が決定した配備体制を取るための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

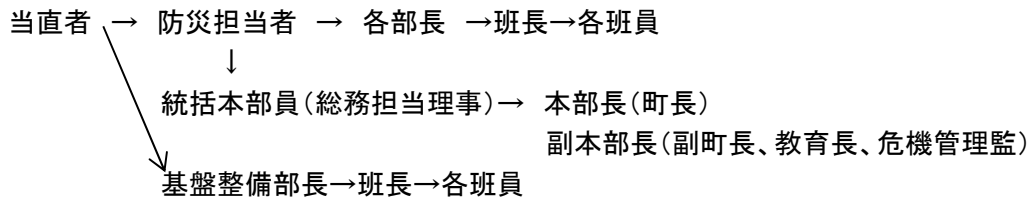
ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各部長→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

①休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現

象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められる時は、次のとおり非常伝達する。また、各部長は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。



②勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災無線のうち最も敏速に行える方法による。

③各部長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの部及び班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(3)配備報告

各部長は、動員、配備を完了した時は、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

4 災害対策職員の健康管理

(1)連続勤務の制限

各部長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。(1日2交替勤務以上の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2)こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、万全の措置をとる。

5 応援要請

災害の規模等により、町災害対策本部の人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のための労力、機械が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

(1)労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

ア 町の登録業者に依頼する。この場合において、三重県建設業協会及び紀宝町指定水道公認業者と密接な連絡を保持し、災害時出動計画を樹立しておくものとする。

イ 県に一般労務者の供給を依頼する。

(2) 他市町に対する職員の応援要請

他市町に職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは「三重県市町災害時応援協定」(平成24年8月23日締結)に基づき、本部長は県に対して応援要請を行う。応援要請の手続きについては無線または電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが県に要請するいとまが無いときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

6 県緊急派遣チームとの連携

県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

第2節 通信機能の確保

【担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 町災対本部設置後速やかに	・町防災行政無線(移動系)設置課等(各部、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・町防災行政無線(移動系)設置課等(各部、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者

第3項 対策

<計画関係者共通事項等>

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、 移動体通信網等	電話、FAX、 携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、 途絶等により使用 できない可能性 がある
全国瞬時警報 システム(Jアラート)	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・通信衛星と町防災行政無線(同報系)や紀宝 町土砂災害相互通報システムメール等を利用 し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム である。	・地震に対し、相 対的に弱い
三重県防災通信 ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県⇄町、消防、警 察、拠点病院等医療機関、国と通信可能であ る。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいこと から風水害に、衛星系無線は地上施設が少な いことから地震に相対的に強い。 ・有線系設備は、町、消防へ気象情報等を伝 達するためのブロードバンドネットワークで、大 容量データ通信が可能である。	・地上系無線、有 線系設備は地震 に、衛星系無線 は風水害に対し 相対的に弱い
町防災行政無線	地上系無線	・町→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等 により情報伝達するための同報系と公共施設 や消防団、公用車等に配備する移動系からな る	・地震に対し、相 対的に弱い
地域衛星通信 ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直 接連絡可能	・風水害に対し、 相対的に弱い
三重県防災情報提 供プラットフォーム	インターネット 回線	・県⇄(地方部)⇄町の間で被害情報等の収 集・共有を行い、管理する防災情報システム、 住民に防災・災害に関する情報を提供する防 災みえHP、住民に気象・地震・津波情報を提 供するメール配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、 消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえH Pにより住民に情報提供を行う	・地震に対し、相 対的にかなり弱 い
消防救急無線	地上系無線	・熊野市消防本部⇄消防分署、町、消防車・救 急車等の間の無線網	・地震に対し、相 対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通 話が可能	・風水害に対し、 相対的に弱い ・衛星の方向に空 が開けていないと ころでは使用でき ない
紀宝町防災メール	インターネット 回線	・住民に気象・地震・津波情報等を提供する登 録型メール配信サービスである。	・地震に対し、相 対的に弱い
緊急速報メール (エリアメール)	インターネット 回線	・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに 配信することが可能である。	・地震に対し、相 対的に弱い

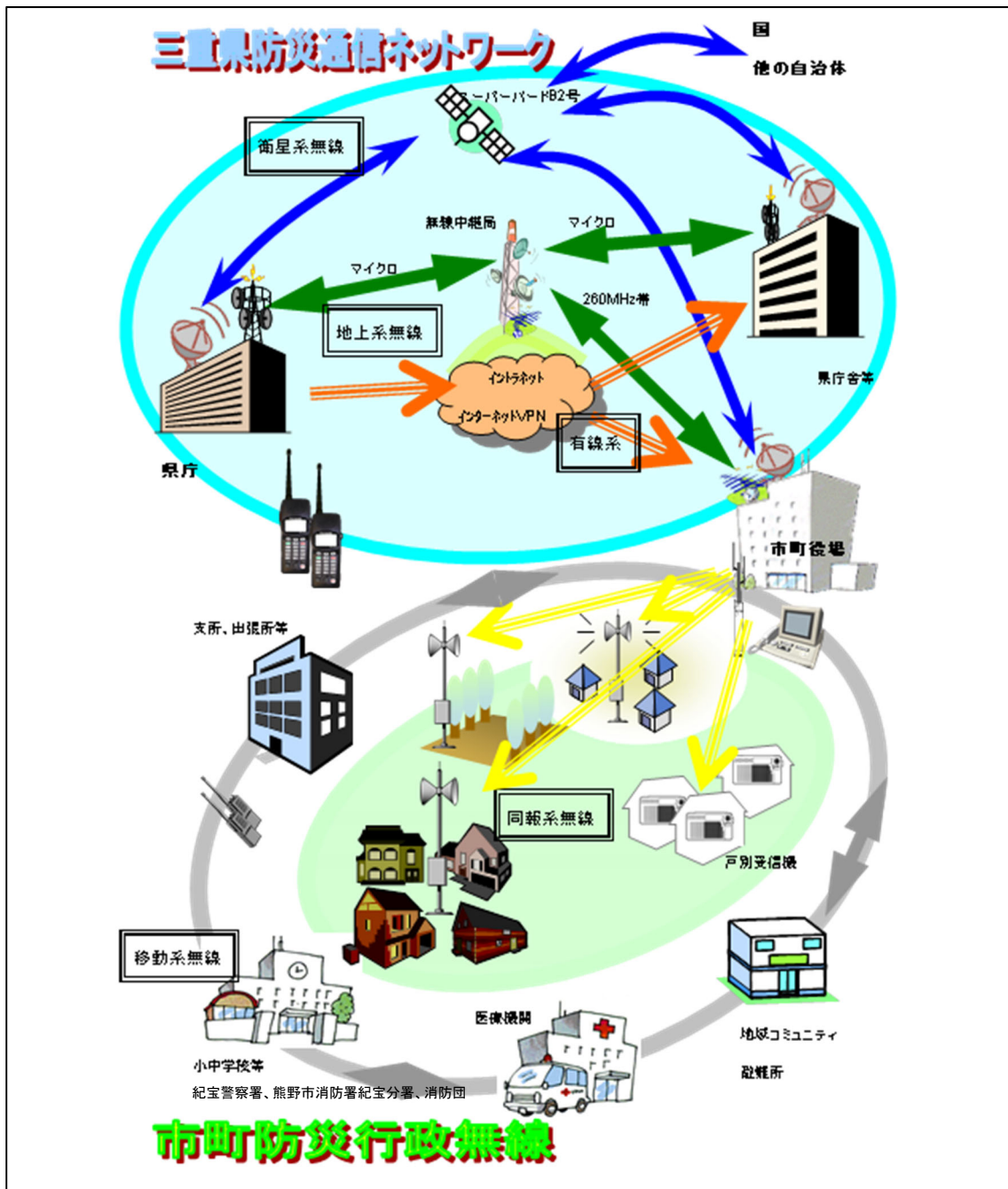


図1 町内無線システムイメージ図

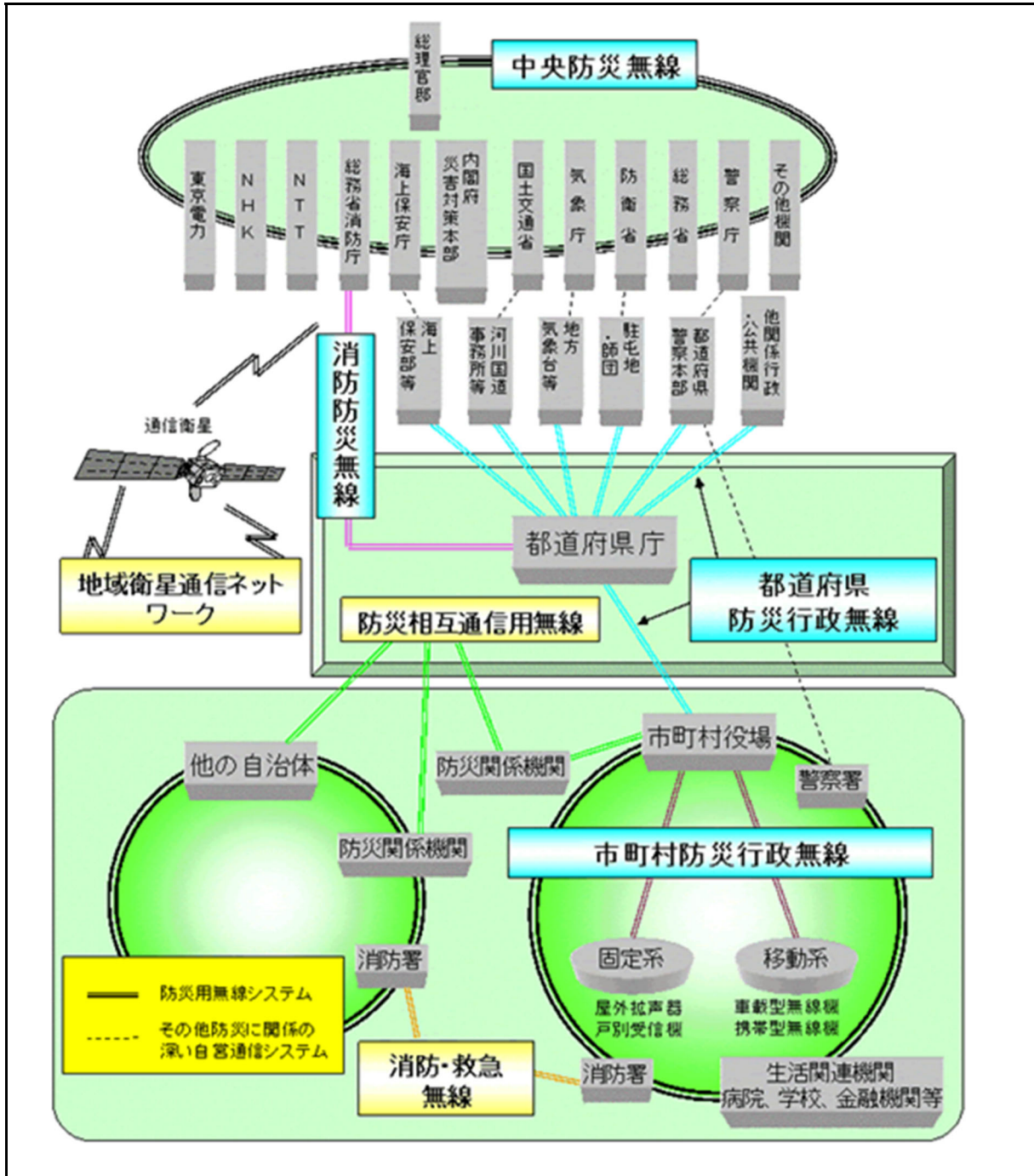


図2 全国の無線系統イメージ図

関係機関等名	通信手段	代替手段等
町	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・防災行政無線(移動系) ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・連絡員派遣 ・非常通信
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣 ・移動防災情報センター車
県地方部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣
県警察 ・警察本部 ・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
海上保安庁 ・第四管区海上保安本部 ・尾鷲海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
自衛隊 ・陸上自衛隊第33普通科連隊 ・陸上自衛隊航空学校	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
熊野市消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール ・消防無線 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣(代表機関のみ)
国機関	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 (近畿地方整備局、中部地方整備局、東海農政局)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT 西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(衛星系、地上系) ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
医療機関 ・三重大学付属病院	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(衛星系〔三重大病 	—

関係機関等名	通信手段	代替手段等
<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪病院 ・松阪中央病院 ・名張市立病院 ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<p>院、伊勢赤十字病院、総合医療センター))(地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、志摩病院])</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	

■町が実施する対策

町は、防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■その他防災関係機関が実施する対策

《固定通信事業者の実施する対策》

1 応急措置

(1)各施設等に対する応急措置

ア 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

①対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

②対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1)緊急復旧(初動体制)

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の町内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ①災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ②テレビ・放送回線の救済
- ③長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ①移動無線機等の活用
- ②屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ③中継伝送路のマイクロ方式による救済
- ④自家発電及び移動電源車の活用

(2)第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ①重要加入者及び重要専用線の救済
- ②公衆電話の復旧
- ③孤立地域(村落)の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ①屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ②非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3)第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

《移動通信事業者の実施する対策》

1 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3)利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4)移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

《東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策》

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3)災害対策本部への連絡員派遣

災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【担当部】:総務部

第1項 活動方針

○住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況等(県、警察、消防、各部等)
派遣及び応急措置の実施要請	総務部	【発災3時間以内】 災害対策本部員会議での意思決定後速やかに	・被害状況等(県、警察、消防、各部等) ・応援要請(各部等)
受入体制の整備	総務部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県) ・受入状況(各部等)
経費の負担区分の協議	総務部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県等)
撤収要請	総務部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 状況把握及び応急対策方針の確立

(1)災害発生時の初動体制の確立

災害発生とともに速やかに町災害対策本部を開設し、被害状況の収集活動を実施できるよう初動体制を確立する。この際、発生時間、規模等により初動対処要員及び本部長との連絡確保等について柔軟に対応することが重要である。

(2)被害情報等の収集・整理

被害情報等は、各部、消防団、自主防災組織、関係機関・団体等あらゆる組織、情報機器、システム、伝令等を駆使して収集する。

(3)応急対策の確立

被害情報の内容、程度等を迅速・適切に分析・判断し、人命救助を第一優先に応急対策の方針を確立する。

2 派遣要請等

(1)自衛隊派遣要請

本部長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、紀南地域活性化局長を経由し、資料編別紙1「災害派遣要請書」により、知事(総括班)へ派遣要請を求める。

ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

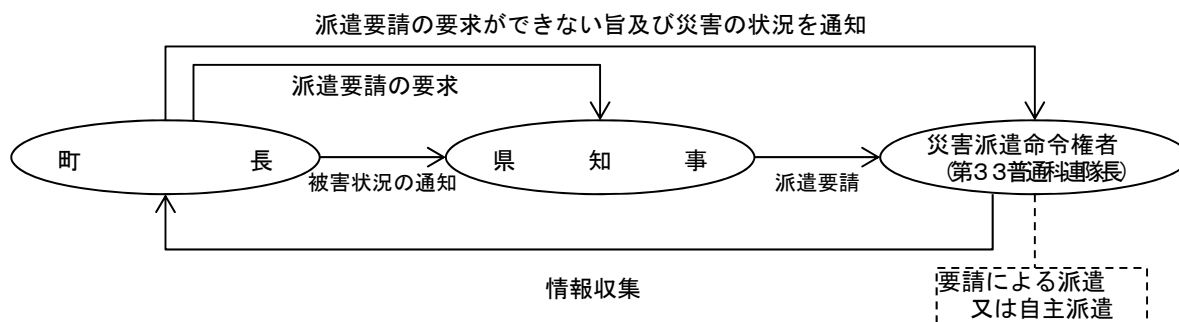
なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

《自衛隊への災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非交代制)

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となすべき事項



(2)海上保安庁の応急措置の実施要請

本部長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、紀南地域活性化局長を経由し、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求めものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、町が行う災害応急対策の支援

3 災害派遣部隊の受入体制の整備

(1)自衛隊

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備

- ③宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④住民の協力
- ⑤派遣部隊の誘導

(2)海上保安庁

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ①応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ②作業計画及び資機材の準備
- ③宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④住民の協力
- ⑤応急措置の実施部隊の誘導

4 経費負担

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決める。

- ①派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- ②派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ③活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

5 撤収の要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《自衛隊の対策》

1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

ア 自主派遣の判断基準

- ①災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ②災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画 第三8 災害派遣時に実施する救援活動)

- (1)被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- (2)避難の援助(誘導、輸送)
- (3)遭難者等の捜索救助
- (4)水防活動
- (5)消防活動
- (6)道路及び水路の啓開(障害物除去等)

- (7)応急医療、救護及び防疫
- (8)人員及び物資の緊急輸送
- (9)炊飯及び給水の支援
- (10)救助物資の無償貸与又は譲与
- (11)危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限(基本法第 63 条～第 65 条、第 76 条及び第 94 条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- (1)自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2)避難の措置・立入
- (3)警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4)他人の土地等の一時使用等
- (5)現場の被災工作物等の除去等
- (6)住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、町や県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は、町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

《海上保安庁の対策》

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当部】:総務部・企画部

第1項 活動方針

- 特に津波の発生に関する情報について、津地方気象台と連携して速やかに情報を収集し、住民等へ情報提供する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、県と連携して住民や地域の協力を積極的に求める。
- 被害情報等の収集・伝達にあたっては、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総務部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (各部、防災関係機関等)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (各部、防災関係機関等)
住民への広報・広聴	企画部	【随時】	・災害関連情報全般 (各部、防災関係機関等)

<津波災害対策>

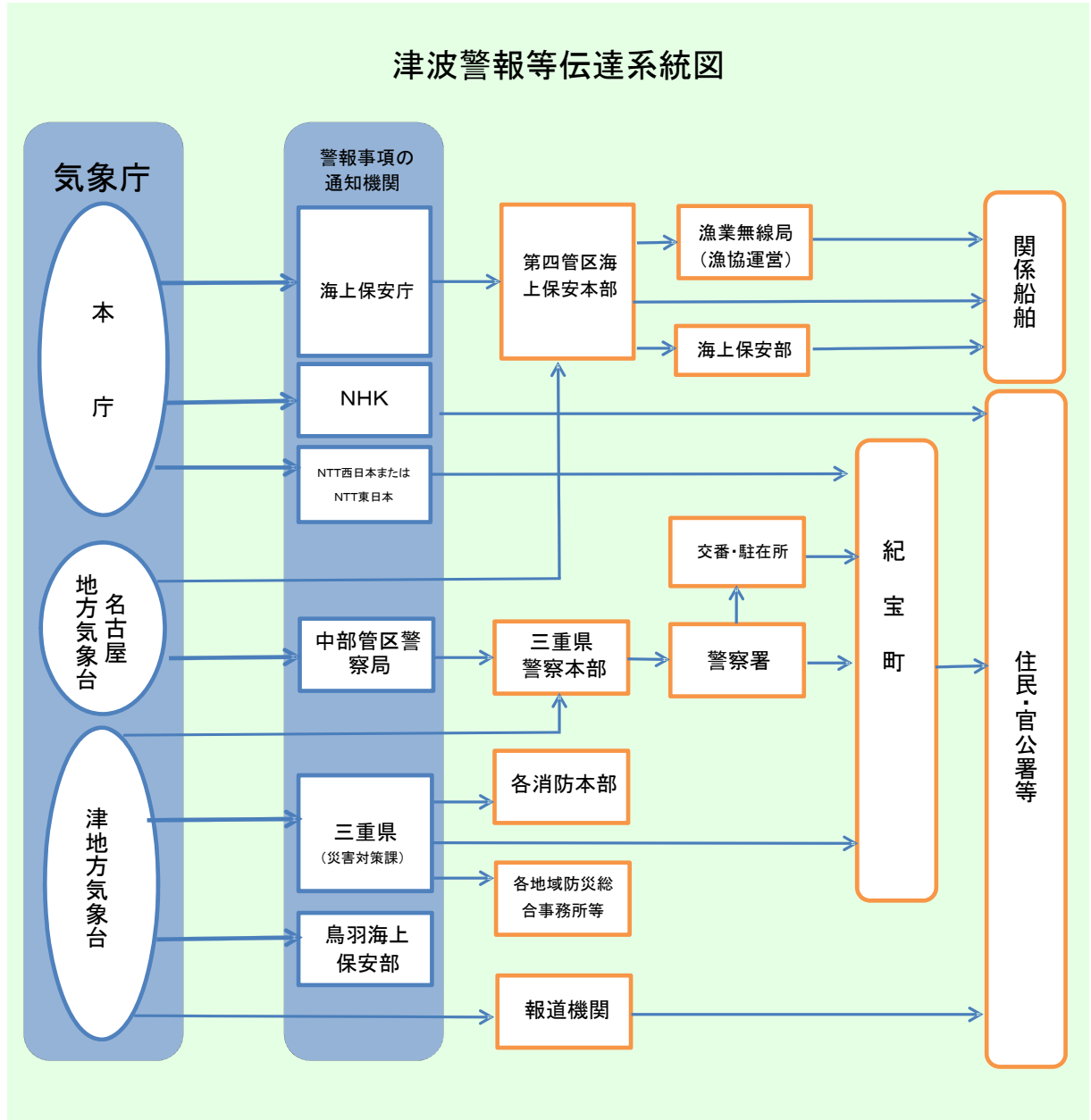
対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総務部	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報 (津地方気象台)

第3項 対策

<計画関係者共通事項等>

1 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により伝達される。



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	町
海上保安庁	・専用電話 ・専用FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 →漁業無線局(漁協運営) →関係船舶 関係船舶
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本	・一般電話 ・FAX	町 (津波警報のみ)		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- ①警報等連絡発受にあたっては、確実に期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- ②警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- ③警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■町が実施する対策

1 津波警報発表時等の緊急の措置

(1)避難指示の伝達

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、町長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発令された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2)避難行動要支援者への情報伝達

地域によって津波到達時間等が大きく異なる地域特性をふまえて、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達に努める。町は、避難行動要支援者の個別の避難計画を策定し、計画に基づく情報伝達を行う。

(3)津波警報・注意報をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) 	(約10秒サイレン音) (約2秒休止)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒サイレン音) (約6秒休止)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒サイレン音) (約2秒休止) (短声連点)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒サイレン音) (約1分繰り返し) (約3秒休止)

2 被害情報等の収集と報告

(1)被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2)被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、県防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

ア 平日 9:30～17:45(消防庁応急対策室)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

イ 夜間・休日(消防庁 消防防災・危機管理センター)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

(3)緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

3 住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害発生状況(被害状況)
- ② 気象状況
- ③ 災害対策本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況
- ⑨ 公共交通機関の状況
- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報
- ⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項(知事からの呼びかけ等を含む)

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(1)住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<津地方気象台の実施する対策>

1 津波に関する警報等、地震及び津波に関する情報の発表

(1)津波に関する予報の種類

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報 (特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p style="background-color: #ffc0cb; padding: 5px; border: 1px solid #ff69b4;">ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊後町提供 (2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

図 15 津波警報・注意報の分類と取るべき行動(気象庁ホームページ)

(2)津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、＜計画関係者共通事項等＞ 1 津波警報等伝達系統図に準じる。

2 緊急地震速報(警報)の発表

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1 緊急速報メール(エリアメール)による情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール(エリアメール)を配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

1 地震・津波災害関係情報の住民への広報

報道機関は、気象庁や町災対本部等から得た情報をもとに、住民に対して次の内容にかかる地震・

津波災害関係情報の広報を行う。

【広報内容】

- ① 地震・津波の発生状況
- ② 災害発生状況(被害状況)
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報
- ⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項(町長からの呼びかけ等を含む)

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 被害情報等の収集と連絡

(1)被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2)被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて町災害対策本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに企画部に報告することとし、企画部は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 津波からの自衛措置

(1)住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までに行ける限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

(2)避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

2 津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

3 被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

【担当部】:総務部

第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <p>○本町が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。</p> <p>○三重県市町災害時応援協定等に基づく応援体制の調整を迅速に行う。</p> <p>《受援体制》</p> <p>○県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。</p>

第2項 主要対策項目

1 応援体制(県内被災地へ)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務部	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援体制の構築	関係部	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

2 受援体制(県外及び県内自治体等から)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(各部等)
受援体制の構築	関係部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

■町が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の 2 第 4 項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源(人・物)について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況についての的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

紀宝町が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
三重県内消防相互応援協定	三重県、三重県内市町、三重県内消防組合等	(1)応援隊の派遣 (2)消防用資機材の借用	三重県	三重県県及び応援市町
三重県市町村災害時応援協定	三重県、市長会、町村会(県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対策部及び応援市町	三重県県及び応援市町
三重県水道災害広域応援協定	三重県、三重県内市町	(1)応急給水作業 (2)応急復旧作業 (3)応急給水及び復旧用資機材の供出等	三重県	三重県県及び応援市町
三重県災害等廃棄物処理応援協定書	三重県、三重県内市町等	災害廃棄物処理	三重県	三重県及び応援市町等
三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県、三重県内市町等	防災航空隊の派遣	三重県	三重県
災害時相互応援協定	石川県中能登町	(1)災害応急対策用物資及び資機材の供給援助 (2)職員等の派遣	総務課	石川県中能登町

第6節 国・県・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【担当部】:総務部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。 |
| ○応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。 |

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令等	当該事務を担当する部	【発災1週間後】 知事から命令があったとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長又は、町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1)国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。

(2)国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

(3)災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4)その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第7節 災害救助法の適用

【主担当部】:総務部、保健福祉部、救護部、物資部、教育部、産業振興部、基盤整備部

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総務部 救護部 保健福祉部 物資部 教育部 産業振興部 基盤整備部	災害が「市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の被災情報(各部等) ・基準の該当(内閣府)
災害救助法の運用	総務部 救護部 保健福祉部 物資部 教育部 産業振興部 基盤整備部	災害救助法の適用決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び救助実施状況(各部、防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

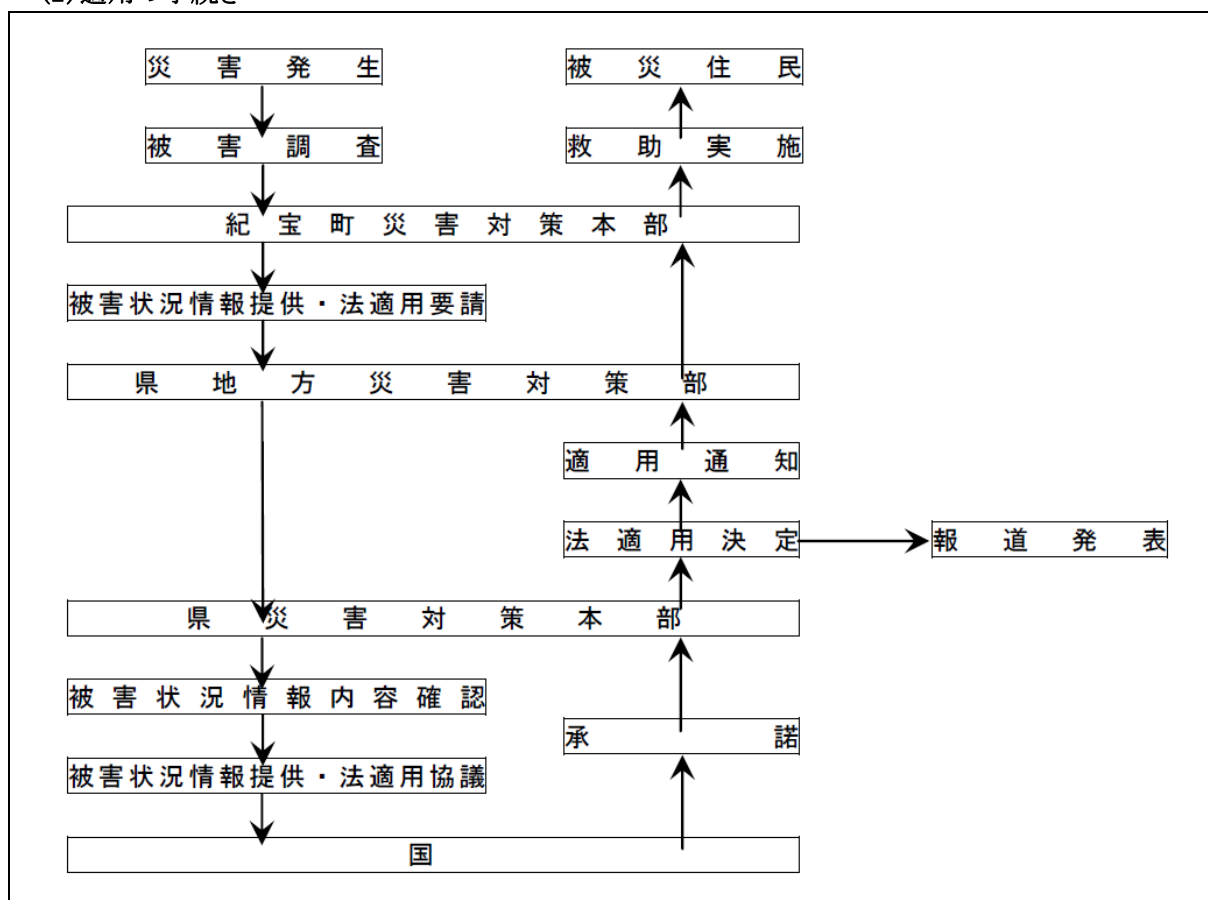
1 災害救助法の適用手続

(1)被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

(2)適用の手続き



(3)適用基準

ア 適用の条件

- ①災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ②救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ③原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- ①町の区域内において40世帯以上の世帯の住家が滅失したとき(施行令第1条第1項第1号)。
- ②県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の住家が滅失したとき(施行令第1条第1項第2号)。
- ③県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に

発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したこと(施行令第1条第1項第3号)。

④多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと(施行令第1条第1項第4号)。

(4)被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 救助の種類と実施権限の委任

(1)救助法による救助の種類

ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金の貸与

ク 学用品の供与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2)知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3)(1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

3 適用手続き

(1)町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、または達する見込みであるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2)救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

4 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

5 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁: 救助に要する費用は県が支弁する
- (2) 国庫負担: (1)の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- (3) 町負担: 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【参考】市町別適用基準

災害救助法施行令第 1 条第 1 項による

市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
紀宝町	10,323	4,738	40	20

※人口、世帯数は令和 2 年国勢調査を基礎とする令和 2 年 10 月 1 日現在の推計値

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和3年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)				災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内				災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯			4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全半壊流出	夏	18,800	24,200			35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400			56,200	65,700	82,700	11,400
半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				

救助の種類	対 象			費用の限度額			期 間		備 考	
	半 焼 床上浸水	冬		10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)			1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途 計上				
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみな らず、死産及び流産を含み 現に助産を要する状態にあ る者)			1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上				
被災者の救 助	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者			当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上				
被災した住 宅の応急修 理	1 住宅が半壊(焼)し、自ら の資力により応急修理をす ることができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者			居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分1世帯当たり 595,000 円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内					
学用品の 給 与	住宅の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高等学 校等生徒。			1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使 用している教材、又は正規 の授業で使用している教 材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給す る。				
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給			1体当たり 大人(12歳以上) 215,200 円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象と なる。				
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ、四囲の事情によりすで に死亡していると推定される 者			当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者 と推定している。				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の 応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】:基盤整備部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
- 津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	基盤整備部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	基盤整備部	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・町内の被災状況や道路情報(関係機関等)
緊急輸送道路の確保	基盤整備部	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・町内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	基盤整備部	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・町内の被災状況や道路情報(関係機関等)
海上航路の確保	基盤整備部	【発災3日以内】	・町内港湾・漁港の被災状況

<津波災害対策>

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波からの避難路の確保にかかる交通規制	警察	【発災直後】 津波からの住民の避難行動が見込まれた時点	・津波警報(気象庁)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

情報収集に当たっては、国・県や警察・その他関係機関等と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、基盤整備部において道路情報の一元化を図る。

2 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、県が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1)道路パトロール

道路パトロールについては、基盤整備部が実施する。

基盤整備部長はパトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。

また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

(2)道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖ぐずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに基盤整備課にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

3 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

(1)道路啓開の実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために建設業協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2)応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

4 海上航路の確保

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港を中心に、湾内の状況を把握し、航路啓開を県に要請する。

■その他の防災関係機関の実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第1項の規定により、警察官が取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに紀宝警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所での道路啓開又は応急復旧工事を行う。

＜中部地方整備局、近畿地方整備局の対策＞

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 緊急輸送道路等の機能確保

- (1)津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。
- (2)緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- (3)収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- (4)放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
- (5)措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

4 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

5 排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

＜尾鷲海上保安部、港湾管理者の対策＞

1 海上航路の確保

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

3 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に

応じて船舶交通を制限又は禁止する。

4 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

5 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

6 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

<紀宝警察署の対策>

1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行うものとする。

(1)道路交通法(以下「道交法」という。)に基づく署長の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2)災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

署長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

(3)道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限する。

(4)その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

(5)交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

2 津波災害時の交通規制にかかる警察官の安全確保

津波からの避難指示が出され、沿岸部からの多数の避難者の避難路を確保するための交通規制を実施するにあたっては、津波の到達時間予測等に基づき、規制にあたる警察官の安全を確保する。

3 路上放置車両

基本法第 76 条の3第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいらないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(基本法第 76 条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

4 緊急通行車両の確認と証明書等の交付

(1)事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 事前届出についての事務は、紀宝警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。

(2)緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

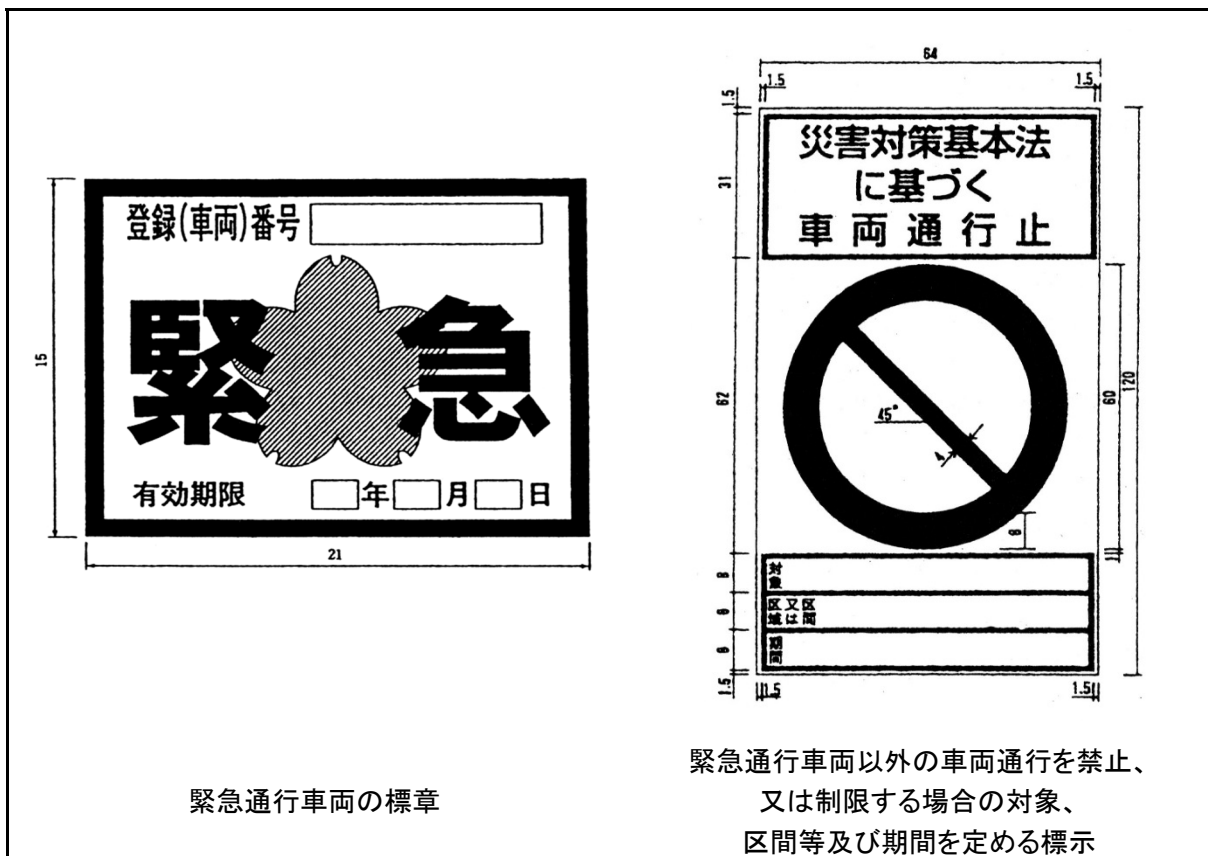
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付される。

ウ 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び県防災対策部及び紀南地域活性化局等において行う。

■参考

基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



<自動車運転者がとるべき行動>

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は次の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

- (1)急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2)停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3)車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4)やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5)駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の行動をとらなければならない。

- (1)速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

- (2)速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- (3)警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第2節 水防活動

【主担当部】:基盤整備部、消防部

第1項 活動方針

- 地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備	基盤整備部 消防部	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所)
応急復旧工事の実施	基盤整備部	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体 ・県水防支部(各建設事務所) ・紀南河川国道事務所

<津波災害対策>

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要な箇所の門扉開閉操作	基盤整備部	【発災1時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・津波警報、潮位情報等(津地方气象台)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 必要な箇所の門扉開閉操作

水門、堰堤等の管理者(操作責任者)は、津波警報等の発表を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

(1)樋門、水門、閘門、樋管設置箇所及び管理者、操作責任者(資料編 7-5 参照)

2 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動(震度4以上)又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

- ア 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- キ 老朽ため池の堤体の亀裂及び越水

(3) 水防組織

ア 水防時における諸情勢の的確なる判断並びに事前対策活動の迅速、円滑なる実施を図るため水防体制を確立しておくものとする。

- ① 水防機構本部は、町災害対策本部機構を準用する。
- ② 水防団の機構は、消防団と同一とする。

イ 水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の災害時要援護者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

3 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

なお、応急復旧の処置が困難である場合は、町災害対策本部を通じ関係機関に協力を求める。

4 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要のあるときは、水防本部長又は消防団長は水防法第28条第1項に基づき、水防のための必要な土地を一部使用し、車その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(2) (1)の権限を行使するものは、水防本部長又は消防団長であつてその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、次の証明書を携行し、必要な場合はこれを掲示するものとする。

公用負担命令権限証

団

上記の者は地区における水防法第 28 条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

紀宝町長

(3)公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次の命令票を目的物の所轄管理者又はこれらに準ずるべき者に手渡し、これをなすものとする。

公用負担命令票

目的地
負担の内容

種類
使用

員数
収用

処分率

年 月 日 時
様

紀宝町長

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当部】:環境部、産業振興部

第1項 活動方針

- 町上水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	環境部 産業振興部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・町内施設等の被害状況 (各部等)
施設の応急対策活動	環境部 産業振興部	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (各部等)
応援協定に基づく水道施設応急復旧活動への参加	環境部 産業振興部	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・水道施設被害状況 (町災害対策本部)

第3項 対策

■町が実施する対策

《上水道》

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1)被害状況の把握等

発災後、町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2)応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1)応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2)水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3)住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1)県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者(東紀州ブロック代表 尾鷲市)に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

(2)県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災害対策本部において活動する。

《浄化槽》

1 被害情報の収集

発災後、町が管理する浄化槽について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町営浄化槽管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、浄化槽の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

<電気事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2)情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3)利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

- ア 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- イ 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ウ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<ガス事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ①関係部署等への情報伝達体制の確保
- ②施設・設備等の被害状況の把握
- ③町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3)緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4)ガス供給停止の判断

ア 地震が発生した場合、下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。

- ①複数の地震計のSI値が 60 カイン以上を記録した場合
- ②製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予想される地域(地震計のSI値が 30 カイン以上。ただし、複数の地震計のSI値が 60 カイン以上を除く。)では、直ちに次のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。

- ① 道路及び建物の被害状況
- ② 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
- ③ ガス漏洩通報の受付状況

(5)緊急連絡体制

地震発生時の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6)利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧対策活動の実施

(1)応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所へ安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2)本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策>

1 緊急対策

- ①協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ②ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- ①危険箇所からの容器の引上げ
- ②緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

3 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

<LPガス事業者の実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者の実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞

1 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ①関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ②施設、旅客等の被害状況の把握
- ③町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ①災害の規模
- ②被害範囲
- ③被害の状況
- ④不通線区
- ⑤開通の見込み等

(3)救護、救出及び避難

- ①駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ②災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4)代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ①折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ②迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5)応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6)利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者(バス事業者)の実施する対策＞

1 地震時の運転規制

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ①関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ②施設、乗客等の被害状況の把握
- ③町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ①災害の規模
- ②被害範囲
- ③被害の状況
- ④不通区間
- ⑤開通の見込み等

(3)救護、救出及び避難

- ①車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ②災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4)利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

(5)鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

<三重県石油商業組合の実施する対策>

1 緊急対策

- ①石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ②組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 公共施設等の復旧・保全

【主担当部】：基盤整備部・産業振興部

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	基盤整備部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況(社会基盤対策部隊、各市町、道路管理者等、防災関係機関(出先機関含む))
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	基盤整備部	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	基盤整備部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	基盤整備部 産業振興部	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況

第3項 対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1)道路

ア 被害情報の収集

「第2章第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や町民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第2章第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(2)漁港施設

ア 被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(3)河川、海岸

ア 被害情報の収集

「第3部第2章第2節 水防活動」に準じ、被害情報の収集を図る。

イ 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

エ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(4)農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5)林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

第5節 ヘリコプターの活用

【担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総務部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 (各部隊)
ヘリコプターの応援要請	総務部	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (各部隊) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)
活動拠点の確保	総務部	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況(町、熊野市消防本部、各施設管理者)
各活動の実施	総務部	【発災6時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、町) ・人員搬送要請(各部隊) ・物資搬送要請(各部隊)

第3項 対策

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1)被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2)救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3)消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4)被災者等の救出
- (5)食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6)災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7)その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 防災ヘリコプター応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。応援要請の概要は次のとおりとする。

(1)応援要請の原則

現に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、本部長は応援を要請するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事(防災対策部災害対策課)に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

三重県防災航空隊(三重県防災対策部災害対策課防災航空班)
TEL 059-235-2558(緊急専用回線)
FAX 059-235-2557

3 要請後の受入体制

防災ヘリコプター要請後の受入れ等については、次のとおりとする。

(1) 連絡調整

町災害対策本部または熊野市消防本部とする。

(2) 受入れ場所

災害の発生場所や孤立など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出しているヘリコプター離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立している状況により、臨時離着陸場を指定する。民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

- ①その土地の所有者又は管理者の承認を受ける(承諾書)
- ②航空隊に次の事項を連絡する。
 - ア) 所在地(番地まで)
 - イ) 正確な位置(地図1/5万)
 - ウ) 離着陸地帯、周辺の見取り図(広さ、障害物、付近の不時着適地等)
- ③航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

- ①離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。
- ②離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識(直径 10mの○H表示)を設けること。
- ③離着陸地帯から 20~50mに風向指示(吹き流し)を設置すること。
- ④離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること(安全員を配置すること。)

- ⑤付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- ⑥離着陸地帯(離着陸方向)近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- ⑦砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- ⑧飛散又は転倒する恐れのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- ⑨ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

8 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1)航空機派遣要請の受入準備

- ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名(特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する)着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災危機管理部防災対策室)に連絡を行うこと。
- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10mのⓂ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- エ 夜間は、着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点 15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2)ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県(防災危機管理部防災対策室)にその概要(略図添付)を報告すること。

- ア 面積を変更した場合
- イ 地面に新しく建物または建築物が施設された場合
- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

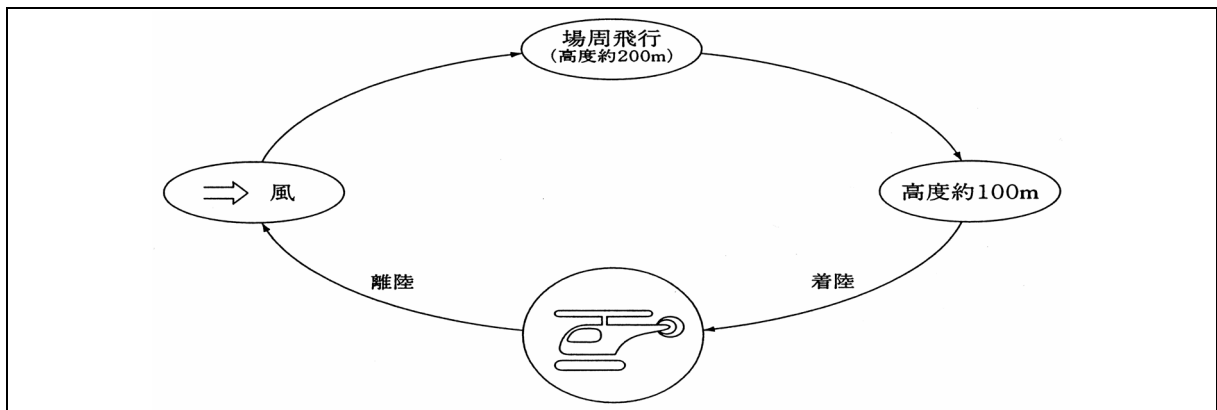
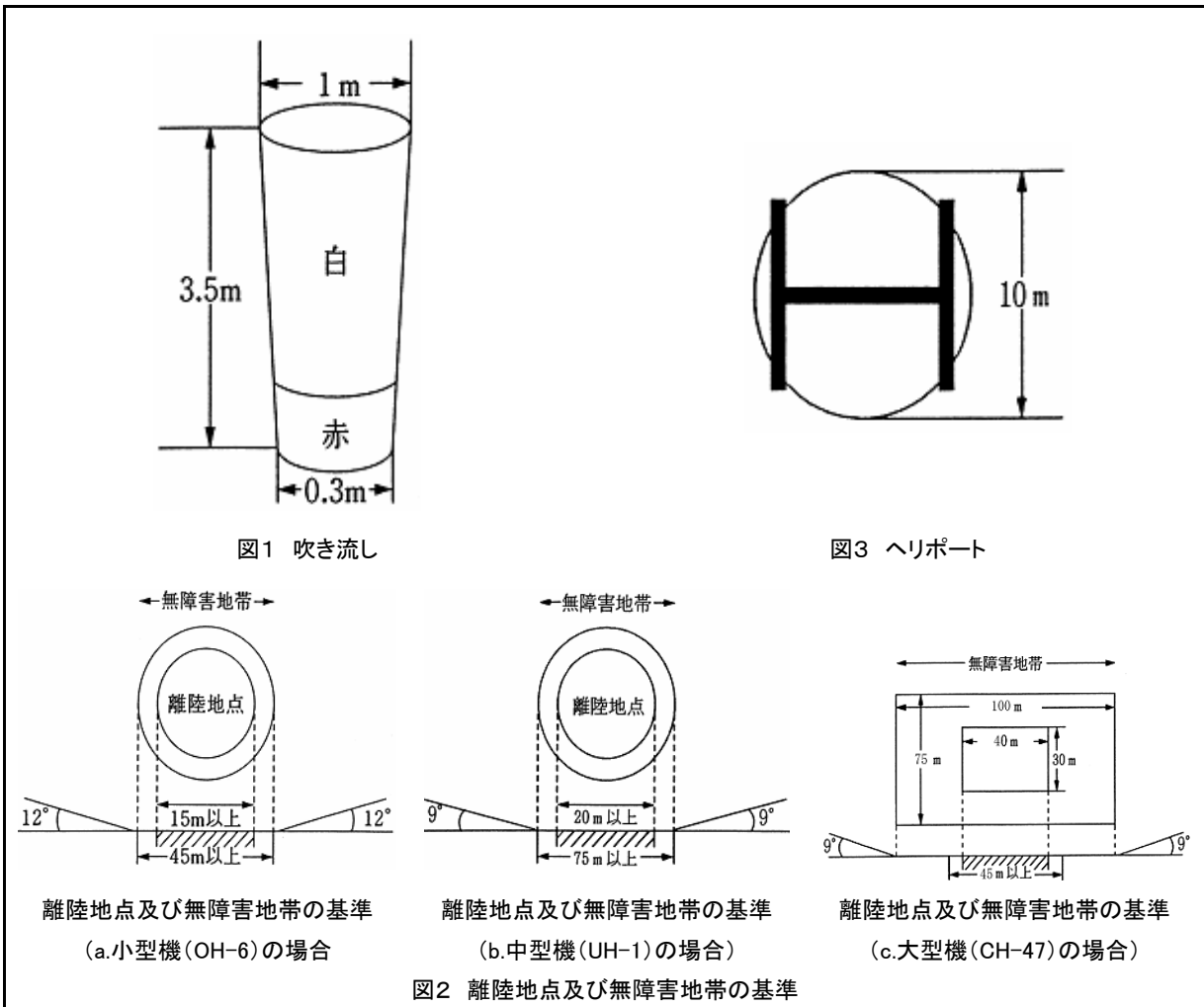


図 16 ヘリポートの設定基準

設定にあたっては次の事項に注意すること。

- ①ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ②地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ③四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着陸に要する地積は(図2)に示すとおりである。
- ④風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでよい。(図1)
- ⑤着陸地点には石灰等を用いて、Ⓜの記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3)
- ⑥物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- ⑦大型車両が進入できること。
- ⑧林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- ⑨ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定にあたっては次の事項に注意すること。

9 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い



第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

【主担当部】:総務部、消防部

第1項 活動方針

- 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする町民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急及び消防活動の調整	総務部 消防部	【発災3時間以内】 町災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、町)
消防活動の実施及び応援・受援	総務部 消防部	【発災3時間以内】 町災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、町)
活動拠点等の確保	総務部	【発災3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・活動拠点の使用状況(県、町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、町、自衛隊、警察、消防)
重機・資機材の調達等	総務部	【発災 12 時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・活動拠点の使用状況(県、町、自衛隊、警察、消防)
惨事ストレス対策	総務部	【発災 72 時間以内】 救助・救急活動を実施した職員の健康状態等に変調をきたすそれがあるとき	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状況

第3項 対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、熊野市消防署紀宝分署、紀宝警察署の協力のもと、消防団等町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

町、熊野市消防署紀宝分署、紀宝警察署では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1)消火活動の実施

町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するため、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び熊野市消防署紀宝分署と連携し延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2)協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3)協定に基づく応援出動

他の市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

3 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

4 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

(1)救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2)町は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<自衛隊が実施する対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁が実施する対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<熊野市消防署が実施する対策>

1 消火活動の実施

熊野市消防署紀宝分署は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するために、町内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、町と連携し、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び町と連携し延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

2 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動

【主担当部】:救護部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	救護部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所、町等
医薬品等の確保	救護部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	救護部	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、町、
医療施設の応急復旧	救護部	【発災後 24 時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(町・医療機関)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医薬品等の確保

(1)医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料等は、紀南医師会及び紀南薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、三重県に対して医薬品等の提供の要請を行う。

(2)町外からの救急医療物資は、救護所に搬送する。

3 医療・救護活動

災害により地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画によるものとする。

なお、本計画の「(4)医療及び助産の対象者」「(6)医療等の範囲」「(7)費用の支弁」については、災害救助法適用時の基準によるものであるが、災害救助法が適用されない場合にも本計画に準じて実施するものとする。

(1)救護所の設置

町長は、被災状況に応じて救護所の設置を行い、紀南医師会へ医師や医療救護班の派遣を要請する。また、住民に対して、救護所の設置について広報を行う。

(2)実施責任者

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、町が実施することとする。

なお、災害救助法が適用される場合、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、町長に委任することができる。

イ 県は、町から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(3)医療救護班の編成

ア 医療救護班の編成基準

町と紀南医師会が締結した「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき作成された「紀南医師会地震防災マニュアル10か条」(資料編6-6)により、救護所では紀南医師会会員(医師)が救護班の班長となり、あらかじめ当該救護所に登録された救護員の他、救護能力のある者(看護師等)を指名し編成する。

また、班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

イ 医療救護班の配置調整

① 医療救護班の配置調整については、紀南医師会の会員(医師)・災害医療コーディネーターの助言を得て行うことができる。

② 災害発生直後において、町長からの派遣要請を待たなくても、紀南医師会の判断で、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

ウ 医療救護班等の連絡体制

医療救護班等の連絡体制については、緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

エ 町では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム(DMAT)の出動を派遣する。

(4)医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(5)医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班の派遣による実施

①救護所(現地医療活動場所)の場合

a 設置時期:災害発生直後数日間

b 設置者:紀宝町

c 設置場:原則として、鶴殿小学校とする。

d 役割

救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)を行うものとし、必要に応じて中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷者で医療の治療を必要とする者の処置、当該救護所で処置することができない中等症患者、重症患者を災害支援病院等への搬送指示を行うものとする。

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

- (c) 災害支援病院、災害拠点病院等への搬送指示
- (d) 遺体の一次収容
- (e) 遺体の検視・検案に対する協力

②避難所救護センターの場合

a 設置期間

設置期間については、避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、紀南医師会と行政(県災害対策本部、県地方部、町災害対策本部)とが協議して決定する。

b 設置場所:避難所内または周辺

c 設置者:紀宝町

d 役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)

(b) その他、状況に応じ、こころのケア、栄養・食生活支援、歯科等の医療行為

イ 医療機関による方法

①被災地の救急病院等医療機関による実施

町は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間または被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

②被災地周辺の救急病院等医療機関による実施

町は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

③患者搬送及び収容の実施

町は、医療救護班または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

④応援等

町は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の県地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

⑤病院、診療所等との連携体制

町災害対策本部(救助部)は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(6)医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

ア 医療の範囲

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療及び施術
- ④病院又は診療所への収容
- ⑤看護

イ 助産の範囲

- ①分べんの介助
- ②分べん前及び分べん後の処置

③脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 期間

①医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

②助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。

(7)費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院または診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

a 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

b 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

c 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害または事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(8)損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廢疾となったときは、災害対策基本法第84条第2項等又は災害救助法第29条の規定に基づき、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

4 医療施設の応急復旧

(1)公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

5 こころのケア

(1)被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2)高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を町、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

6 収容施設

- (1)傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、災害支援病院、災害拠点病院へ収容する。
- (2)収容の場合はできる限り救急車を利用する。

■医療機関が実施する対策

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- (1)被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2)患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- (3)医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4)医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

■消防機関が実施する対策

1 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第5章第1節第3項2 輸送車両等の確保」により応急的に措置するものとする。また、町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

■三重県歯科医師会が実施する対策

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

<地域・住民が実施する共助・自助の対策>

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

【主担当部】:総務部、物資部、保健福祉部、消防部、地区部

第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県及び災害時相互応援協定市町の協力を得て、広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、自主防災組織、地域住民等と各部隊(班)が連携して避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総務部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (津地方气象台)
避難の指示等の住民等への伝達	総務部 消防部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (津地方气象台)
避難場所への避難誘導	総務部 消防部 地区部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (津地方气象台)
避難所への避難誘導	総務部 保健福祉部 消防部 地区部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・津波警報等の解除 (津地方气象台)
避難所の開設及び運営支援	物資部 地区部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・避難所の開設、支援要請情報等 (町等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 避難の指示等

(1)避難の指示等

避難指示

三重県南部に津波警報の「大津波警報」または「津波警報」が発表された場合、危険地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。

上記のほか、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

また、三重県南部に津波注意報が発表された場合、危険地域の住民及び海岸や海上にいる者に対して避難を指示する。

上記以外にも、強い地震(震度4以上)を感じたときまたは、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の情報が入手できなくても、状況に応じて、危険地域の住民及び海岸や海上にいる者に対して避難指示のいずれかを発令する。

避難指示を発令した場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2)避難の指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3)避難の指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4)避難指示等の解除

町長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1)関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2)住民等に対する周知

ア 住民への伝達方法等

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して次の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ①防災行政無線(同報系無線)による周知
- ②広報車による周知(但し、下記③に留意する)
- ③県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

④放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

⑤障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

イ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	5秒	5秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併

用する。

ウ 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等に当たっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

3 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

4 避難所への避難誘導

(1)避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先して行う。

なお、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者の情報把握については、避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設を含め、民生委員や自主防災組織、地域住民と連携して行うこととする。

(2)移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(3)広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4)携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

5 避難所の開設及び運営

(1)避難所の開設

ア 避難所は資料編3-2(P207)を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借上げて野外に仮設する。また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害危険箇所、警戒区域等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

イ 震災の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び災害時応援協定締結市町長と協議し、自町民の収容を委託し、あるいは建物または土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

エ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2)避難所に収容する対象者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3)避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込

(4)避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

カ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

キ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

(5)費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は資料編1-6「災害救助法(P12)による救助の程度・方法及び期間」一覧表のとおりとする。

(6)船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(7) 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障害者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 町長が指示できない場合の海上保安官の措置(海上保安庁)

「<町が実施する対策>1(1)避難の指示等」に掲げる避難指示を町長が行うことができないとき又は町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を町長に報告する。(基本法第 61 条)

(2) 自衛官の指示(自衛隊)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。(自衛隊法第 94 条)

2 避難指示等の町民への広報(放送機関)

町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2) 要配慮者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で要配慮者の避難の支援に努める。

要配慮者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3)早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

【主担当部】:保健福祉部

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 町は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	保健福祉部	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (自治会、町、要配慮者関連施設等)
避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	保健福祉部	【発災24時間以内】 避難行動要支援者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・避難行動要支援の被災状況 (町、要配慮者関連施設等)
避難所での生活が困難な要配慮者対策	保健福祉部	【発災 24 時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・必要な支援の内容 (町<避難所>)
要配慮者の保健・福祉対策等	保健福祉部	【発災 24 時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・必要な支援の内容 (町<避難所>)
外国人支援	保健福祉部	【発災 24 時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・要配慮者の被災状況 (町<避難所>)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1)避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2)要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等によりあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、要配慮者の避難行動を支援する。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・幼稚園・保育所等における幼児・児童・生徒等の安全確保

【主担当部】: 教育部、保健福祉部

第1項 活動方針

- 地震発生時には、学校・保育所等関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・保育所等における児童生徒等の安全確保	教育部 保健福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況(学校・保育所等)
登下校時の児童・生徒等の安全確保	教育部 保健福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(学校・保育所等)
夜間・休日等における対応	教育部 保健福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(学校・保育所等)
学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供	教育部 保健福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況(学校・保育所等)
児童・生徒等の下校又は保護継続の判断	教育部 保健福祉部	【発災12時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況(学校・保育所等)

第3項 対策

■町(学校・保育所等)が実施する対策

1 学校・保育所等における児童生徒等の安全確保

- ① 学校・保育所の教職員等は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、全教職員等で児童・生徒等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。
- ② 児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、町教育委員会を通じて町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。(保育所は福祉課を通じて町災害対策本部へ報告、以下同様)
- ③ 通信手段等の途絶等により町教育委員会(町災害対策本部)に安否情報を報告できない場合は、町災害対策本部まで移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報を報告する。
- ④ 町災害対策本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合は、当該学校・保育所等や計画避難先に、移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

- ①学校・幼稚園・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童・生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。
- ②学校・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の安否の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。
- ③通信手段等の途絶等により町災害対策本部に安否情報を報告できない場合は、町災害対策本部まで移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報を報告する。
- ④町災害対策本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合は、当該学校・保育所等や計画避難先に、移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

3 夜間・休日等における対応

- ①学校・保育所等の校長・教頭、園長、保育所長等の管理職は、地震が発生した場合、町教育委員会からの連絡・指示により登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。
- ②地震により児童・生徒等に被害が見込まれる場合は、メール等を活用して児童・生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災害対策本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・保育所等の被害状況の把握、情報提供

町災害対策本部は、学校・保育所等の人的被害及び施設の被害状況を各学校・保育所等から収集し、整理する。また、児童・生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

5 児童・生徒等の下校又は保護継続の判断

- ①帰宅経路等の安全が確認できた児童・生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えにきてもらうことにより下校させる。
- ②保護者が迎えに来ることができない児童・生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校・保育所等の保護下に置く。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童・生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援

【主担当部】:保健福祉部

第1項 活動方針

- 災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、町災害対策本部、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等)等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害ボランティアセンターの設置	保健福祉部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況 (町・災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	保健福祉部	【発災 72 時間以内】 災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (町・災害ボランティアセンター)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置

町と町社会福祉協議会は、連携して、福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、みえ災害ボランティアセンター等との連携を図りながら、地域内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れる。

福祉センターが被災し、当該施設において災害ボランティアセンターの設置ができない場合には、町と町社会福祉協議会が協議して、災害ボランティアセンターの場所を決定する。

(1)災害ボランティアセンターへの支援

災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。

また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

(2)専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携支援

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■社会福祉協議会が実施する対策

1 ボランティア受入体制の整備

(1)災害ボランティアセンターの運営

町社会福祉協議会は、「災害ボランティアセンター」の運営を行う。

(2)災害ボランティアセンターサテライトの設置

町社会福祉協議会は、地域の被災状況に応じて、地域の自主防災組織等と連携して、「サテライト」（地域のボランティアの活動拠点）を設置することができる。

(3)機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ みえ災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

2 災害ボランティアの受入、調整

(1)ボランティア受付、登録

ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(2)災害ボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

3 ボランティア団体等活動

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (1)炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (2)清掃及び防疫
- (3)災害応急対策用物資、資材等の輸送
- (4)応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5)その他災害応急措置の応援

4 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第5節 防疫・保健衛生活動

【主担当部】: 救護部、環境部

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
実施体制の確立	救護部 環境部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)
保健活動	救護部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)
ペット対策	環境部	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかにかに	・避難所の状況(避難所等)
消毒活動	環境部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 実施体制の確立

(1)実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

(2)避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3)防疫の種類

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行
- イ そ族昆虫等の駆除
- ウ 臨時予防接種の施行

(4)防疫班の編成

町は熊野保健所との連携を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

(5)臨時予防接種等の実施

県から感染症の予防上必要と認めて、発する次の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

- ア 予防接種法第6条による臨時予防接種に関する指示(町長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

- イ 感染予防法第 27 条第 2 項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- ウ 感染予防法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
- エ 感染予防法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る措置に関する指示
- オ 感染予防法第 31 条第 2 項の規定による水の使用制限等の指示

(6)防疫実施要領

町が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施するものとする。

(7)検病調査及び健康診断(救護部)

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師 1 名、保健師(または看護師) 1 名および助手 1 名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週 1 回以上集団避難所においてできる限り頻回を行う。

ウ 検病調査班の用務

- ①災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握
- ②未収容患者及び保菌者に対する救護と適切な処理
- ③全般的な戸口調査
- ④前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは保健所により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施する。

(8)薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。

2 保健活動(救護部)

(1)保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。

要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

(2)栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

- ①要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する栄養相談・指導を行う。
- ②避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
- ③避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(3)口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、関係機関(南紀歯科医師会等)と連携を図りながら、歯科医師・歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

3 ペット対策(環境部)

町は、(公社)三重県獣医師会助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

4 消毒活動

(1)浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行う。(環境部)

ア 動力噴霧器架載自動車による消毒

イ 手押噴霧器による消毒

(2)避難所の防疫指導(救護部)

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(3)臨時予防接種の実施(救護部)

県の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定め、県や紀南医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集に努め、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、紀宝警察署と連携をとる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況、治安状況等(町、その他の関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害警備活動における警察との連携

町災害対策本部は、発災後、速やかに紀宝警察署と連携をとり、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を紀宝警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動の拠点の確保等について協力する。

(1)災害警備等に関する情報の収集

町は、災害警備活動に必要な「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「道路の損壊状況」「交通状況」等の情報を収集し、紀宝警察署に情報提供を行う。

■警察署が実施する対策

1 災害警備体制の確立

(1)職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2)災害警備本部の設置

警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3)警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察本部に対し災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施

(1)災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。
また、人的・物的被害状況を警察本部に報告する。

(2)救出救助活動

県、町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。

その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

津波災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機(ヘリコプター)、災害救助犬及び装備資機材を活用する。

(3)避難誘導

町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで避難行動要支援者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

また、津波に対しては、避難誘導にあたる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難の指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4)緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5)身元確認等

町等と協力し、医師・歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

津波災害時においては、遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮して活動にあたる。

(6)二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(7)危険箇所等における避難誘導等の措置

火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8)社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたる。また、大量の拾得物を取り扱う場合において、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。

(9)被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

津波警報・注意報等が発表された場合、又は津波による被害が発生すると判断した場合は、津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等に伝達する。

(10)相談活動

行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、被災者の安否を気遣う肉親等からの相談が増大することを考慮して活動にあたる。

(11)ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

尾鷲海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い

【主担当部】:総務部、救護部、物資部

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 町は県と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
行方不明者の捜索	総務部	【発災直後以降】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(町、自治会、防災関係機関等)
検視場所・遺体安置所の設置	救護部	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(町、自治会、防災関係機関等)
遺体の収容・処理	救護部 物資部	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(町、自治会、防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 行方不明者の捜索

(1)実施者及び方法

行方不明者の捜索は、町災害対策本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2)応援の要請等

町災害対策本部において、被災その他の条件により実施できないとき、または行方不明者等が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町または行方不明者等の漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ①行方不明者等が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ②行方不明者数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴及び持物等
- ③応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- ④その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

紀宝警察署と調整を図り、被災状況に応じて、次の場所に検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所が被災した場合等に備えて、他の検視場所・遺体安置所を紀宝警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

(1)検視場所・遺体安置所:田代体育館

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、災害対策本部は、速やかに紀宝警察署と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1)実施者及び方法

遺体の処理は、町災害対策本部(救護部医療班)と紀宝警察署、紀南医師会等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、設置した遺体安置所に安置するものとする。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、県に対して出動応援を要請する。

(2)遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1)実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において直接土葬もしくは火葬に付し、または棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察等に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、「<紀宝町が実施する対策>1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

(2)遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

4 災害救助法が適用された場合

(1)遺体の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体捜索のため支給できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2)遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理(埋葬を除く。)

ができない場合に行う。

イ 処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

検案は、救護班(紀南医師会)によって行う。

ウ 方法

遺体の処理は、県または町(補助又は委任による。)において現物給付で行う。

エ 費用の限度

- ① 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表(資料編 1-6 P12)によるものとする。
- ② 検案が救護班(紀南医師会)によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。
- ③ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)
- ④ 期間
災害発生の日から 10 日以内とする。

(3)遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

- ① 災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合

② 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、県または町(補助又は委任による。)が行う。

③ 費用

a 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

- 棺(付属品を含む。)
- 埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表(資料編 1-6 P12)によるものとする。

c 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 警察の対応

町と連携のもと、行方不明者の捜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

2 紀南医師会

町の指定する遺体の検案場所等において死亡の確認を行うものとする。

3 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

4 海上保安庁の対策

海上保安庁は、町、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当部】:総務部、基盤整備部、物資部

第1項 活動方針

- 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
車両等の確保	物資部	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(各部等)
輸送ルートの情報収集・伝達	基盤整備部 総務部	【発災1時間以内】	・道路・港湾・ヘリポート等の被害情報(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保	物資部	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 車両等の確保

町が所有する公用車の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

なお、町が所有する公用車で輸送手段が十分確保できないときは、県等に対して、車両その他の輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町災害対策本部は、交通規制等の道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルート勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1)陸上輸送

ア 町有車両による輸送

町災害対策本部は、あらかじめ町が保有する自動車等の数及び種類を掌握し、輸送計画を立てておくものとする。

イ 自動車運送事業用車両等による輸送

町災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

ウ 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って実施し、減免の要請については、町が支社長に申請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めるとき、その取扱いをするものとする。

(2)空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

(3)燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4)費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金(国土交通省の許可を受けている料金以内)によるものとする。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

5 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1)範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く)
- キ 救済用物資の整理配分

(2)費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3)期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 緊急対策

各協定締結団体内及び県災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給

【主担当部】:物資部

第1項 活動方針

- 住民の非常用備蓄等ではまかないきれず、災害発生後の食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- これに先だち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難所等における必要物資品目・量の把握	物資部	【発災 12 時間以内】	・物資確保状況(避難所、自主防災組織等)
食料の調達・供給活動	物資部	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)
生活必需品等の調達・供給活動	物資部	【発災 24 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)
物資拠点の開設	物資部	【発災 72 時間以内】 物資供給があった時点	・物資配送状況(国、県、協定締結団体等)
協定に基づく応援市町による物資等の供給	物資部	【発災 72 時間以内】 物資要請があった時点	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1)被災者に対する食糧供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

食料は原則として、1日3回提供する。

- 地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- 地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- 地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- 地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯(炊き出し)

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2)町指定の食料応急調達先

町指定の食料応急調達先は、次のとおりとする。なお、業者の保有数が不足する場合に及び緊急やむをえない場合には、他の町内外商業者に協力を求め供給の確保に努めるものとする。

表 16 調達先

業者名	電話	備考
伊勢農業協同組合御浜経済センター	05979-3-1616	主食
紀宝町社会福祉協議会 福祉の店 アプローチ	0735-32-0143	主食・副食

(3)県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(4)応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、町内会、自主防災会、ボランティア等の協力のもと、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5)要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

(6)災害救助法が適用された場合

ア 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

ウ 費用の限度

資料編1-6(P12)のとおりとする。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1)避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- 地震発生～24 時間以内： 医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳幼児用粉ミルク、おむつ(乳幼児用、成人用)、毛布、仮設トイレ等
- 地震発生 24 時間後～： 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート等)など

(2)県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3)要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

(4)災害救助法が適用された場合

ア 対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

イ給(貸)与品目

- ①被服、寝具及び身のまわり品
- ②日用品
- ③炊事用具及び食器
- ④光熱材料

ウ 給(貸)与の方法

原則として、物資の確保及び輸送(町まで)は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点を設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

エ 給(貸)与の期間及び費用の限度

- ① 給与または貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- ② 給(貸)与のため支出できる費用は、資料編1-6(P16)のとおりとする。

4 物資拠点の開設

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定締結団体の対策>

以下の団体については、町との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

紀宝町社会福祉協議会 福祉の店 アプローチ
NPO法人コメリ災害対策センター

<農林水産省生産局の対策>

農林水産省生産局は、県及び町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要請」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

<自衛隊の対策>

県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<地域・住民が実施する共助・自助の対策>

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第3節 給水活動

【主担当部】:環境部

第1項 活動方針

- 町は応急給水活動の総合調整を行い、町と応援市町等(県企業庁、自衛隊等)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	環境部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (町水道事業者)
応急給水活動の調整	環境部	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (町水道事業者)
応急給水活動の実施	環境部	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (町水道事業者)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1)県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制(資機材、人員)を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等から

ブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応急活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係事業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

(4) 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給するものとする。

ア 給水方法は、貯水槽設置場所を拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 拠点給水が困難なときは、浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

(5) 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

4 救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注)この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2)供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3)費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会等や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活用水の確保

地震発生後3日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 海上災害への対策

【主担当部】:総務部、基盤整備部

第1項 活動方針

- 本町地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の伝達	総務部 基盤整備部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	一般船舶や沿岸住民へ災害情報を伝達 (海上保安庁、各関係機関)
応急対策活動	総務部 基盤整備部	【発災後3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	海上災害情報 (海上保安庁、各関係機関)
災害救助活動	総務部 基盤整備部	【発災後 24 時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油、火災、津波に関する情報 (海上保安庁、各関係機関)
流出油防除応急対策活動	総務部 基盤整備部	【発災後 24 時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油の応急対策情報 (海上保安庁、各関係機関)

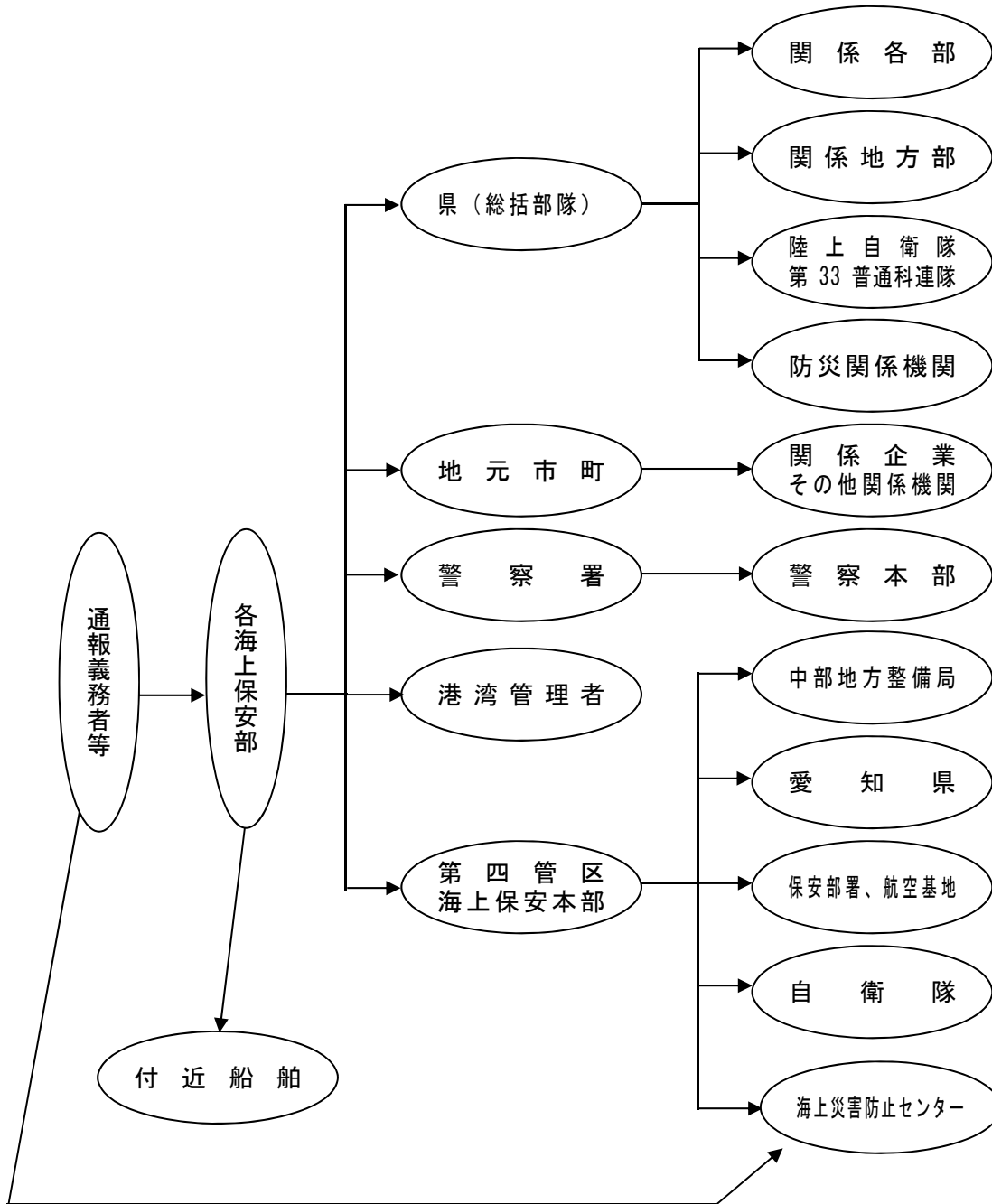
第3項 対策

<計画関係者共通事項等>

1 情報の伝達

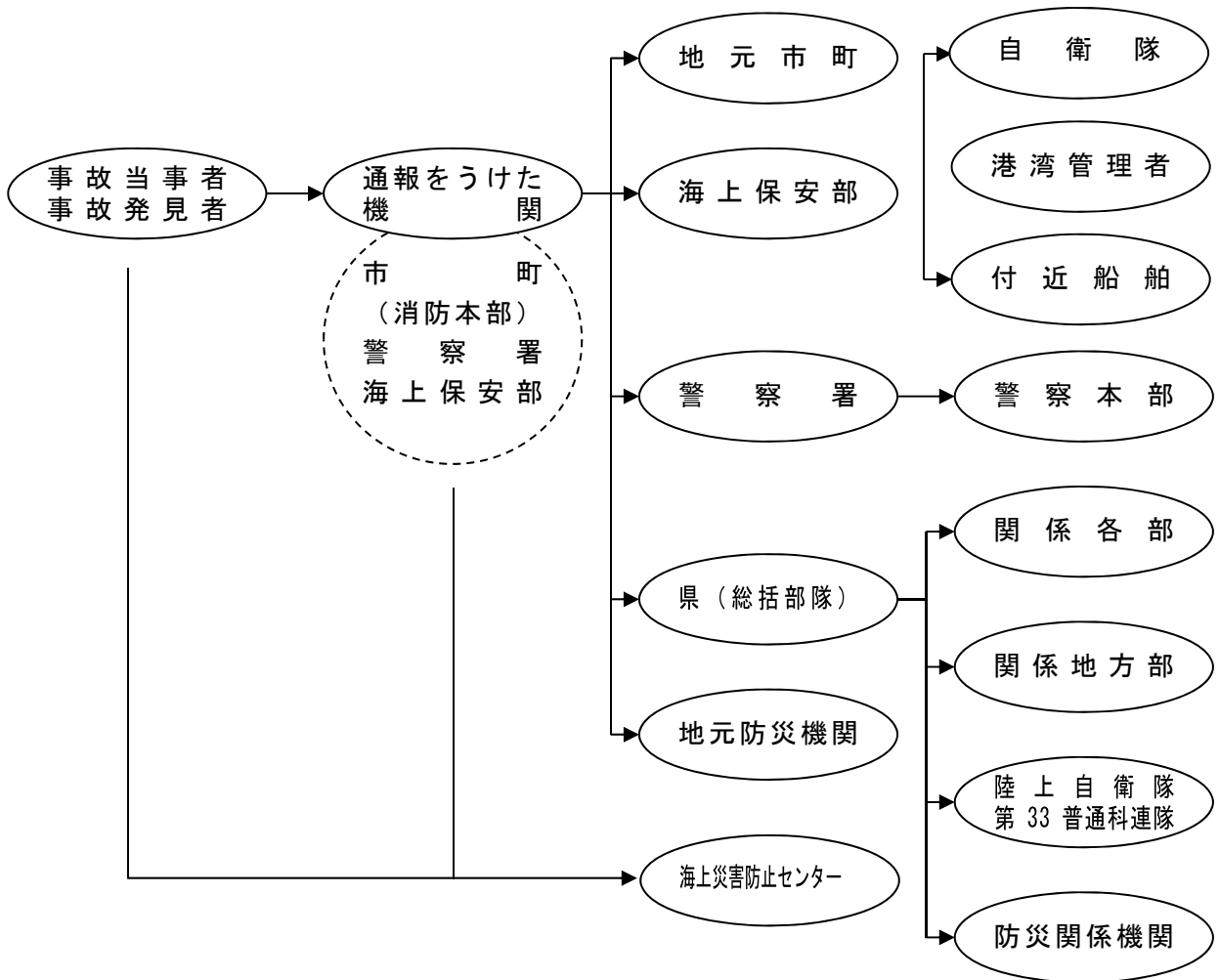
(1)関係機関への連絡

ア 海上での災害



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上での災害



(2)一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局(NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機関名	周知方法	対象船舶
関係市町(消防機関)	広報車からの放送等	1 事故の状況
関係警察署	〃	2 防災活動の状況
関係海上保安部	巡視船舶からの放送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
放送局(NHK、民法)	テレビ、ラジオ放送	4 船舶準備等一般的注意事項
		5 その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施する。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

(1) 流出油並びに火災対策

- ア オイルフェンス展張による拡散防止
- イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ウ 消火
- エ 防災資材の輸送
- オ 人命救助、救護
- カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- キ 通信連絡

(2) 津波対策

- ア 船舶及び沿岸住民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合(以下「流出油」という。)の応急対策について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安庁部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び町は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「尾鷲排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を行う。

また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(2) 防御活動の分担

ア 海上における防御活動の分担

- ① 発災船舶等は、海上保安部長への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。
- ② 海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な措置を行う。なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、またはその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防御活動の分担

- ① 消防長は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。
- ② 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ウ 火気使用禁止措置
- エ 事業所内での危険区域の設定
- オ 住民に対する広報活動
- カ 流出油の回収措置
- キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(4) 県の措置

- ア 災害情報の収集
- イ 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- ウ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- エ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
- オ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- カ その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県警察の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 危険区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ その他の災害の規模に応じた措置

(6) 町の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 住民に対する広報

- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(7)消防本部の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 陸上での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- エ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- オ その他の災害の規模に応じた措置

(8)海上保安部等の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 海上での火気使用禁止措置
- ウ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- エ 流出油の拡大防止措置
- オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- キ 危険区域及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ク 消防本部との連絡調整
- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

(9)その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第2節 危険物施設等の保全

【担当部】:総務部、環境部

第1項 活動方針

- 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目(危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかるとる対策)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	熊野市消防本部 総務部 環境部	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【町、防災関係機関】

第3項 対策

■町が実施する対策

1 連絡体制の整備

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施する。

2 危険物製造所等

(1)災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、消防法による危険物製造所等の許可権者である熊野市長に対し、その使用の制限に関して協力を求めるものとする。

3 高圧ガス施設・火薬類施設

(1)災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ア 消防機関、警察官、海上保安官への出動要請(基本法第 58 条)
- イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去(同法第 63 条)
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限(同法第 64 条)

(2)災害応急対策

ア 避難の指示及び場所

町長は、危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

4 毒物劇物施設

(1) 応急対策の実施

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、熊野保健所、紀宝警察署及び熊野市消防署と連携し、以下の対策を講ずるものとする。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

(2) 水道に関する措置

飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区に連絡する。また、汚染のおそれのある町上水道の給水を直ちに停止する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者が実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る。(毒物及び劇物取締法第17条)

<海上保安庁の実施する対策>

1 海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- (1)危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。
- (2)危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3)危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

2 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

<熊野市消防署>

1 高圧ガス施設・火薬類施設

(1)災害応急対策

ア 発見、通報と住民の安全確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

イ 火気規制、立入規制

消防職員は、ガス事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当部】:基盤整備部、環境部、産業振興部

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等(倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等)が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	基盤整備部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(国、県、町)
し尿処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)
生活ごみ等処理	環境部	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)
災害がれき処理	環境部	【発災1ヶ月以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(県、町)
死亡獣畜の処理	産業振興部 環境部	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 障害物の除却

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1)処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。(し尿発生量は、一人1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する

(2)処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1)処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた町で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2)処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害がれき処理

(1)処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2)処理の方法

「災害廃棄物処理実行計画」に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

5 死亡獣畜の処理

(1)処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの)の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

(2)特定動物(猛獣類)における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等は町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当部】:保健福祉部、基盤整備部、総務部

第1項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の受発信	保健福祉部 基盤整備部	【発災後 24 時間以降】 町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(町、住宅相談窓口)
被災建築物応急危険度判定等の実施	基盤整備部	【発災 24 時間以内】 町から支援要請があり、被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報(被災者)
応急仮設住宅等の確保	基盤整備部	【発災後3日以降】 町からの要請があり次第速やかに	・町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(町、県建設業協会、プレハブ建築協会)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1)住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2)住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1)被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2)被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1)公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2)住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3)応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

【主担当部】: 教育部

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校施設等の一時使用措置	教育部	【発災後1日以内】	・避難状況等(学校等)
応急教育の実施判断	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
教職員の確保	教育部	【発災後3日以内】	・被災状況(学校等)
給食の措置	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(町)
被災児童生徒等の保健管理	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(町)
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(町)
文化財の保護	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校等においては、施設管理者として、町が開設する避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力する。
- (2) 災害応急のため、学校等の一時使用の要請があった場合、施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。
- (3) 避難所となった学校等では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、解放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等に対し、仮校舎を設置する。

- (4)応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5)施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部(被災者支援部隊(教育対策班))に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 教職員の確保

- (1)教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。
- (2)教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

4 給食の措置

- (1)救助法の適用の場合の炊出しによる。
- (2)給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。
- (3)給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。
- (4)施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。
- (5)施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

5 被災児童生徒等の保健管理

- (1)学校等では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。
- (2)学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたる。
- (3)町災害対策本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じて各被災学校へ専門家を派遣する。

6 学用品の調達及び確保

(1)給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童・生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

学用品の供給品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行うこと。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2)給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

7 文化財の保護

(1)被害報告

国・県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果は速やかに町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

(2)応急対策

国・県・町指定文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は、県教育委員会の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分

【主担当部】:保健福祉部、経理部、物資部

第1項 活動方針

- 被災者に対する災害義援金品²の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
実施機関の設置	保健福祉部	【発災1日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握(町)
災害義援金等の募集	保健福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金等の保管	経理部 物資部	【発災2週間以内】 災害義援金等を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(町)
災害義援金等の配分	保健福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金品が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(町)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金品等の募集、輸送及び受入・配分のため、紀宝町災害義援金配分委員会等の実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び町、その他関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

2 災害義援金等の募集

町内で大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金等の保管

- (1)災害義援金及び見舞金については、町災害対策本部(経理部)において一括とりまとめ保管する。
- (2)災害義援品については、物資の集積場所において仕分け等を行い、管理する。

² 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。
なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

4 災害義援金等の配分

配分に関しては被災地のニーズ・状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

なお、災害義援金の配分は、紀宝町災害義援金配分委員会の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。また義援品の配布においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定の手続き

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

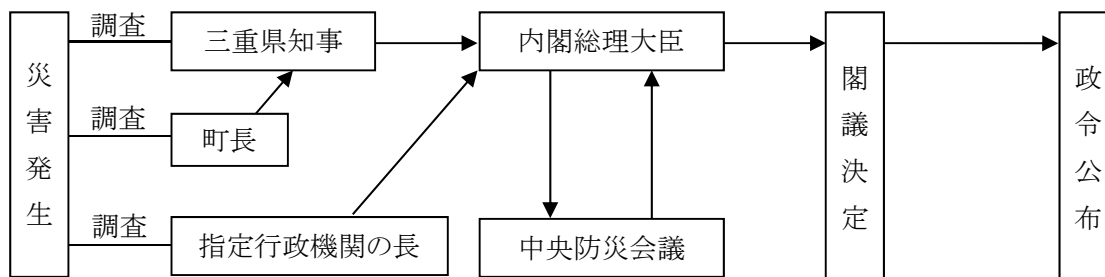
■町と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という)に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1)激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きは、下図のとおりである。



(2)激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公立学校施設災害復旧事業
- ③ 公営住宅災害復旧事業
- ④ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑦ 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 災害者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ④ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- ① 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- ② 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 町

- ① 知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。
- ② 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ③ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き(各事業関係部)

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受け取るための手続きを行う。

【主担当課】

・ 総務課、基盤整備課、福祉課、みらい健康課、教育課、企画調整課、産業振興課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 町と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■町と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応(福祉課、税務住民課)

(1)被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2)罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

ア 罹災証明書の対象

罹災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の事項を証明する。

- ① 全壊(全焼・全流失)、半壊(半焼)
- ② 大規模半壊
- ③ 一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ 罹災証明書の発行

罹災証明書は、証明の対象となる家屋の存在する町長が行う。ただし、火災による罹災証明書は、申請者の家屋が存在する消防長が行う。

申請は、災害により被害を受けた家屋の使用人、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し発行、罹災証明書発行台帳を整備する。

ウ 被災家屋調査の実施及び判定基準

災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務住民課は、他課応援のもと、被害家屋調査班を組織し被害家屋調査を実施する。

罹災証明書の根拠となる被災家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について(H13内閣府政策統括官通知)」及び同運用指針に沿った被害家屋調査とし、判定結果に対し被災者等から再調査の申請があった場合は、申請者の立会い調査を行う。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1)生活資金等の貸付(福祉課)

ア 災害援護資金

- ① 実施主体:町
- ② 対象災害:県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者 :上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額:350万円

イ 母子及び寡婦福祉資金

- ① 実施主体 : 町
- ② 受給者 : 配偶者のない女子であつて、現に児童(20才未満の者)を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者
- ③ 貸付限度額: 貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体: 県社会福祉協議会
- ② 受給者 : アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額: 貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費
 - ・介護等費
 - ・福祉費
 - ・福祉費(住宅)
 - ・福祉用具購入費
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2)被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給(福祉課)

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万人未満の市町にあつては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

複数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100

単数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

ウ 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き(福祉課)

- ①申請窓口 :町
- ②申請時の添付書面:a 基礎支援金:罹災証明書、住民票 等
b 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃貸等)等
- ③申請期間 :a 基礎支援金:災害発生日から13月以内
b 加算支援金:災害発生日から37月以内

(3)住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援(福祉課)

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設(基盤整備課)

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携(基盤整備課)

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4)租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置(税務住民課)

町においては、被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、紀宝町税条例の定めるところに従って、救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1)国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1)金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2)保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に
応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、
以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保
険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う
等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等
をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホ
ームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3)証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に
応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内
で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能
な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭
掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載
し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1)被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

①職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

②復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

①災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

②避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した住民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

<紀南介護保険広域連合が実施する対策>

1 介護保険料の減免及び徴収猶予の対策

被災者の介護保険料の減免・徴収猶予については、紀南介護保険広域連合介護保険条例等の定めるところに従って救済を図る。

【主担当課】 ・ 福祉課、基盤整備課、税務住民課

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 町が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「紀宝町震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「紀宝町震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、復興方針の事前検討及び復興指針(仮称)の策定を行う。

第2項 対策

1 復興体制の構築

(1)紀宝町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「紀宝町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「紀宝町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1)復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復旧・復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「紀宝町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

【記載項目例】

ア 計画的復興への事前整備

- ①復興体制の整備
- ②復興方針の策定
- ③金融・財政的の措置
- ④広報・相談体制の確保

イ 住まいと暮らしの再建

- ①恒久住宅の供給・再建
- ②雇用の維持・確保
- ③被災者への経済的支援
- ④公共サービス等の回復
- ⑤医療・保健対策
- ⑥福祉対策
- ⑦メンタルヘルスケアの充実
- ⑧学校の再開
- ⑨ボランティアとの連携

ウ まちの復興

- ①公共土木施設等の災害復旧
- ②安全な市街地・公共施設整備
- ③町基盤施設の復興
- ④文化の再生

エ 産業・経済の復興

- ①農林水産業の経営再建
- ②商工業の再建

③観光業の再建

(2)個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- イ 災害廃棄物の処理に関する計画(災害廃棄物処理実行計画)

【主担当課】 ・ 基盤整備課、環境衛生課、産業振興課

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関して地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

紀宝町の地域に係る地震防災に関し、紀宝町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務または業務の大綱は、「第1部第2章第2節 紀宝町・三重県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示すとおりである。

第2章 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1)物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う発災後対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

- ①被服、寝具及び身の回り品
- ②日用品
- ③炊事用具及び食器
- ④光熱材料

イ 町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資の供給を要請することができる。

- ①寝具
- ②外衣
- ③肌着
- ④身の回り品
- ⑤炊事道具
- ⑥食器
- ⑦日用品
- ⑧光熱材料

(2)人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

(3)災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画及び三重県地域防災計画に定める発災後対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備の計画を作成する。

イ 各機関における具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

2 他機関に対する応援要請

町が発災後対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

締結している応援協定

協定名称	協定自治体	主な応援内容
三重県内消防相互応援協定	三重県、三重県内市町、 三重県内消防組合等	(1)応援隊の派遣 (2)消防用資機材の借用
三重県市町村災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣
三重県水道災害広域応援協定	三重県、三重県内市町	(1)応急給水作業 (2)応急復旧作業 (3)応急給水及び復旧用資機材の供出等
三重県災害等廃棄物処理応援協定書	三重県、三重県内市町等	災害廃棄物処理
三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県、三重県内市町等	防災航空隊の派遣
災害時相互応援協定	石川県中能登町	(1)災害応急対策用物資及び資機材の供給援助 (2)職員等の派遣

3 帰宅困難者への対応

町は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事務所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

また、各事業者において、帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波に関する調査

町は、住民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

2 津波からの防護

(1)町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2)町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき整備を行う。

ア 堤防、水門等の点検

津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を実施する等、施設管理の徹底を行う。

イ 堤防、水門等の整備

津波による被害を防止・軽減するため、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等を推進し、その実施体制、手順、平常時の管理方法等を整備するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置について整備する。

ウ 水門等の管理体制・管理方法等の整備

水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに実施できるよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、常に防災意識の徹底を図る。

エ 津波により孤立する地域対策

町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港にあっては、災害時用臨時ヘリポート場所の確保や津波避難施設等の整備充実を図る。

オ 情報伝達手段の整備

町は、気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話を含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等、適切な管理に努める。

3 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」および「第3部 第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

なお、情報伝達の経路及び方法を定めるにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により、寸断される可能性があることを考慮する。

- (1)津波に関する情報について、地域住民等及び防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- (2)船舶に対する津波警報等の伝達
- (3)船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- (4)管轄区域における被害状況の迅速・確実な把握
- (5)通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により、寸断される可能性があること

4 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりである。

(1)地震

町長は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

ア 町長は、津波警報等の情報入手ができなくても、直ちに、海浜にある者、必要な地域の住民に対し、安全な場所に避難するよう指示する。

(2)津波

津波警報が発表されたときには、町長は、海浜にある者、必要な地域の住民に対し、直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

ア 町長は、三重県南部に津波注意報が発表されたとき、必要な地域に避難指示を発令する。

イ 町長は、三重県南部に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき、必要な地域に避難指示を発令する。

ウ 町長は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、状況に応じて、必要な地域に避難指示を発令する。

5 避難対策等

地域住民等の避難行動等については、「第2部 第2章 第1節 避難対策等の推進」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

なお、津波浸水予測図で浸水の可能性がある認められる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や津波避難タワーの整備等、多様な手段を用いた避難場所の確保に努める。

また、津波に対する避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

(1)避難対象地区

東海・東南海・南海地震における津波による避難指示の対象となる地区および最高津波高と津波到達時間は、次のとおりである。

避難指示の対象となる地区

地区	区域	地区	区域
井田地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域	神内地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域
成川地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域	鮎田地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域
高岡地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域	北桧杖地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域
瀬原地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域	浅里地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域
大里地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域	平尾井地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域
鶴殿地区	津波ハザードマップに掲載する 海拔 20m以下の区域		

最高津波高と津波到達時間

津波高の予想地点名称	最高津波高(想定)	
	水位	到達時間
井 田	12.46m	12 分
井田(上野口)	12.01m	12 分
鵜 殿 港	10.09m	12 分
熊 野 川	9.25m	11 分

出典:平成 23 年度三重県津波浸水予測(M9.0)

※満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震を想定した場合の最高津波高と最大津波到達時間

なお、町は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物(耐震診断等により耐震性が確保されているもの)を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難所を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

(2)周知

町は、次の事項について住民に十分な周知を図る。周知方法としては、ハザードマップ等を作成し、周知する。

- ア 想定される危険の範囲
- イ 避難所・津波避難場所
- ウ 避難所・津波避難場所に至る経路
- エ 避難指示の伝達方法
- オ 避難所・津波避難場所にある設備、物資等及び避難所・津波避難場所において行われる救助の措置等
- カ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車使用の禁止等)

(3)避難所の開設準備

町は、避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

- ア 町は、県と連携し、災害時に被災建築物応急危険度判定活動を的確に行えるよう、被災建築物応急危険度判定士の要請を推進する。
- イ 避難所に防災行政無線個別受信機の設置、災害時優先電話の指定等を行う。
- ウ 避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を整理しておく。

(4)避難所の設備等

町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が速やかに行えるよう、あらかじめ避難所の管理・運営計画を作成しておく。

(5)自主防災組織等

地域の自主防災組織及び施設または事務所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(6)住民

住民は、平常時より避難所・津波避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努める。

(7)避難行動要支援者対策

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間、その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、次の点に留意し実施する。

- ア 町、区及び自主防災組織は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。
- イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難所・津波避難場所までの介護及び担当は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、原則として本人の親族または本人が所在する地域の消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する。町は、自主防災組織等を通じて介護または担当に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(8)外国人、出張者等対策

町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導を行う。

- ア 避難は各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施する。
- イ 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ行う。
- ウ 避難誘導・避難支援等を行う者が、安全に活動ができるように配慮する。

(9)避難所等における救護上の留意事項

避難所、津波避難場所での救護にあたっては、次の点に留意する。

- ア 町が避難所、津波避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ①収容施設への収容
 - ②飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ③その他必要な措置
- イ 町は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ①流通在庫の引き渡し等の要請
 - ②県に対し県及び市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③その他必要な措置

(10)帰宅困難者支援

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策及び徒歩帰宅者のための支援策等を講じる。

(11)啓発

町は、地域住民や企業等に対して、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直しとその周知、ワークショップの開催による啓発等、津波からの避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(12)津波避難計画の策定

町は、津波の到達時間が短いことや、避難先が高台になるといった地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所・避難場所の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、津波避難計画を策定する。

6 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)への対応

(1)事前避難対象地域

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が気象庁から発表された場合に、避難指示の対象となる「事前避難対象地域(※)」は、次のとおりである。

地 区	区 域
井田地区	津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される区域
成川地区	津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される区域
鵜殿地区	津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される区域
高岡地区	津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される区域

(※)「事前避難対象地域」とは、陸上において、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じると想定される地域を指す。

(2)周知

町は、前項に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア 地域の範囲整合性
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難所
- エ 避難所に至る経路
- オ 避難指示の伝達方法
- カ 避難所にあたる設備、物資等および避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

(3)災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生(「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」)から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4)避難場所

避難指示を受けた地域住民が避難する方法、場所は次のとおりである。

- ア 安全が確保された親戚や知人宅等
 - イ 生涯学習センター「まなびの郷」
- 上記、避難所で避難スペースが不足する場合は、下記の避難所を順次開設する。

- ア 鶴殿小学校
- イ 井田小学校
- ウ 神内小学校
- エ 相野谷中学校
- オ 相野谷小学校

(5)学校関係

学校等における児童生徒等の安全確保については、本地域防災計画第4章「避難及び被災者支援等の活動」第3節「学校・保育所等における児童生徒等の安全確保」によるものとする。

(6)避難所運営への協力

避難者は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

(7)災害応急対策

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は次のとおりである。

- ア 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側 50km程度までの範囲で M7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源域が深い地震は除く)が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- イ 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- ウ 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

7 消防機関等の活動

(1)消防機関及び水防団

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立
- オ 救助・救急等
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2)町

水防管理団体である町は、次のような措置をとる。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水防資機材の点検、整備、配備

8 水道、通信、電気関係

(1)水道

水道事業の管理者、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

- ア 給配水施設の平常時からの巡回点検
- イ 配水管等の耐震化
- ウ 管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化
- エ 一定量の復旧資材を平常時から備蓄
- オ 関係協力団体との協力体制の整備

(2)通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

- ア 防災に関する関係機関との連絡調整
- イ 電気通信設備等の防災計画の策定
- ウ 主要な伝送の2ルート化、交換機の分散等の推進
- エ 防災訓練への参加
- オ 防災教育の実施

(3)電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等のとるべき必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点に対して、電力等を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

- ア 発・変電・送・配電設備について、風水害・雷害・塩害別の予防対策の実施
- イ 主要送電系統の2ルート化の整備
- ウ 無停電電源・予備電源の設備
- エ 移動無線による応援体制の強化
- オ 定期的な工作物の巡視・点検の実施
- カ 防災訓練の実施及び町が行う防災訓練への参加

9 交通

(1)道路

町長、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

また、道路交通の制限の権限は、町長(道路管理者)のほか、公安委員会、警察署長及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、紀宝警察署長と協議して行う。

- ア 緊急通行車両の通行確認
- イ 交通規制時の車両の運転者の義務
- ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等
- エ 交通規制の標識等の設置

(2)海上

尾鷲海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈殿物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努める。

- ア 航行規制の実施
- イ 航路障害物の除去

(3)鉄道

鉄道事業者は、総公路線に津波の襲来により、危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

- ア 保守担当区、列車、駅の初動措置の実施
- イ 旅客の避難誘導及び救出救護の実施

10 町が自ら管理等を行う施設に関する対策

(1)不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- ①津波警報等の入場者等への伝達
- ②入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④出火防止措置
- ⑤水、食糧等の備蓄
- ⑥消防用設備の点検、整備
- ⑦非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ①病院、療養所、診療所等にあたっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- ②学校にあつては、以下の措置を行う。
 - a 当該学校等が、津波浸水予測区域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ③社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者(避難行動要支援者)の安全の確保のための必要な措置、なお施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- ④特殊施設にあつては、津波避難への支障の発生を防止するため、施設の点検・巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の確立、来訪者や従業員の避難における安全の確保のための必要な措置

(2)災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町災害対策本部またはその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のAに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、町災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ①自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ②無線通信機等の通信手段の確保
- ③災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める指定避難所、津波避難場所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のAまたは(1)のイに掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所、津波避難場所または応急救護所の解説に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3)工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断する。

なお、特別の事情により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

11 迅速な救助

津波からの迅速な救助に係る計画については、「第2部第5章第3節 医療・救護体制及び機能の確保」、「第3部第3章 救助・救急及び医療・救護活動」によるほか、以下について留意する。

(1)消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、熊野市消防署と連携し、被災者の救助・救急隊の体制の整備、車両及び資機材等の確保に努める。

- ア 災害の種類に適応した消防団を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防団の合理的な運用を図る。
- イ 被災者の救出体制は、熊野市消防署と連携した救助体制を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。
- ウ 要救出者が多数ある場合には、紀宝警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して救出・救助にあたる。
- エ 救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助(救出)の円滑を図る。

(2)緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

- ア 地理情報(地図等)の準備
- イ 野営場所及び車両保管場所の準備
- ウ 現地給油のための燃料の確保
- エ 消防応援活動調整本部等が町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員の確保、資機材等の準備
- オ 消防応援活動調整本部等と消防部との連絡手段の確保

(3)実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携体制の整備を推進する。

(4)消防団の充実

町は、消防団に関し、加入推進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

- ア 町広報誌等を通じ、地域及び事業所等へ消防団のPRを実施
- イ 幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける
- ウ 消防本部、消防署との連絡体制の整備・強化
- エ 施設・装備・活動資機材の充実・強化
- オ 三重県内消防相互応援協定に基づく訓練の実施

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

町は、紀宝町耐震化改修促進計画において、平成27年度までに重点実施機関において、住宅は耐震化率92%、特定建築物(学校、病院等)は耐震化率83%を目標としており、今後、その目標の達成に向けて事業を推進する。

なお、役場庁舎は、南海トラフ地震等の津波による浸水が想定されていることから、平成25年12月に本庁舎横に防災拠点施設を建設した。

2 避難場所、避難経路の整備

町は、レベル2³の津波にも対応できる避難場所、避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予測時間、町の現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビルの指定及び津波避難路・避難経路の整備充実を図る。

- (1)新たな避難ビルの指定については、令和4年度を目途に、また、沿岸地域から高台の避難所までの避難路・避難経路の整備についても、令和4年度を目途に、沿岸部の各地区に可能な範囲で数多く指定又は設置し、住民等が短距離・短時間で避難できるよう施設を確保する。

3 土砂災害防止施設

町は、急傾斜地等においては、地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進する。

- (1)高齢者や障がい者等の要支援者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流、山地災害危険箇所、地すべり危険箇所等において、重点的・計画的な事業の推進を県に要請する。
- (2)崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要支援者の関連施設等を含む箇所から重点的に保全する。

4 津波防護施設の整備

町は、津波からの避難を補助するために、海岸施設の開口部への門扉を設置、また、長期的な対策として、防潮堤、防波堤及び堤防等の津波防護施設の整備を推進する。

- (1)海岸線の陸閘のゲート化の整備、海岸施設の整備を県に要請する。
- (2)越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐため、後背地の内水対策を検討する。
- (3)漁港整備事業による防波堤等の補強整備、多重防護、施設配置の工夫による減災を図る。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

町は、住民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、平成25年12月に本庁舎横に防災拠点施設を建設した。防災拠点施設は6階建てで、屋上は海拔25メートルを確保し、4階部分にサーバーや無線設備、総務課防災担当の事務所を置き、5階部分は約800名が収容できる一次避難場所となっている。

今後、耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保や消防水利の整備を推進する等、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。

³ レベル2の津波とは、千年に1回程度の発生確率で甚大な被害をもたらすおそれがある最大級の津波

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備

町は、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たす主要幹線道路等の整備を推進する。

- (1)緊急輸送道路に面する高台に、応急仮設住宅用地及び緊急物資の集積場等の災害時の拠点場所となるオープンスペースの整備を推進する。

緊急輸送道路

	路線名	起点	終点
第1次緊急輸送道路	一般国道 42 号 一般国道 42 号(紀宝 BP)	一般国道 23 号 一般国道 42 号	一般国道 1 号 和歌山県境
第2次緊急輸送道路	鵜殿熊野線 四ツ辻線(紀宝町) 鵜殿港臨港道路 紀宝川瀬線	一般国道 42 号 一般国道 42 号 一般国道 42 号 紀宝町民運動場	市道久生屋金山1号線 紀宝町役場 鵜殿港 鵜殿熊野線

- (2)港湾においては、耐震強化岸壁の整備による災害時の利用者の避難及び緊急物資輸送の確保を推進するとともに、港湾から県が指定する緊急輸送道路へのアクセス道路を整備する。

- (3)漁港においては、海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

7 通信施設の整備

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策を留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等、適切な管理を努める。

8 木造住宅密集地域の防災対策

木造住宅密集地域においては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難場所や避難経路の整備をはじめ、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

なお、木造住宅密集地域内における避難所の指定にあたっては、必要に応じて延焼被害の軽減対策等を行う。

第5章 防災訓練計画

1 防災訓練

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも毎年1回以上実施する。

2 訓練内容

防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発表を想定した防災行政無線による情報伝達に係る防災訓練を実施する。

また、町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練、本部運営訓練
- (2) 要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等の避難者の人数当について迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

3 県の助言と指導

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、地震防災上必要な教育・広報は、「第2部第1章自助・共助を育む対策の推進」、「第2部第5章第7節 防災訓練の実施」に定めるところによるほか、以下の事項に留意する。

1 職員に対する教育

発災後対策に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における発災後対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関で行う。

防災教育の内容は次のとおりである。

- (1)南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2)地震・津波に関する一般的な知識
- (3)南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4)南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5)南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (6)南海トラフ地震対策として、今後取り組む必要がある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力し、紀宝町防災マップの見直し・周知・ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を継続して実施する。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、企業単位等で行う。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に応じたより具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1)南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2)地震・津波に関する一般的な知識
- (3)南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4)正確な情報入手の方法
- (5)防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6)各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7)各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8)避難生活に関する知識
- (9)地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等、平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10)住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要となる相談窓口を設置するとともに、その設置について周知徹底を図る。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

紀宝町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であることから、町長は、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

津波避難対策の推進に関する基本的な方針として、本町は、早期避難の効果が高い地域であることから、浸水想定区域外の自然地形の高台等への緊急避難を基本とするが、逃げる時間がない場合や逃げ遅れた場合等に限り、津波避難ビル等の建築物への緊急避難を推進する。

津波避難対策緊急事業計画については、自主防災組織の「地震・津波避難行動計画」及び事業所の「南海トラフ地震防災対策計画」において、緊急避難場所等の選定が困難な地域で、避難施設の整備等、緊急を要する場合に限り、作成するものとする。